705
32

0030484006

0030484-006

７０５－３２

明治大正財政史

大蔵省・編

財政経済学会

第１－２０巻

昭１１至１５

AEA

ㄱ3H60

大藏省編纂

明治大正財政史

第六卷

發行元 東京 財政經濟學會

705
32

明治大正財政史　第六卷　目次

第五編　內國稅（上）

第一章　總說……一
第一節　日露戰役以前の租稅制度……一
第二節　日露戰時の租稅增徵……一一
第一款　第一次非常特別稅の徵收……一一
第二款　第二次非常特別稅の徵收……一一
第三款　非常特別稅の實施……四〇
第一項　實施の機關及經費……八四
第二項　實施の成績……八四
第三節　日露戰後の租稅整理……八六
第一款　租稅整理の端緒……九九
第二款　稅法審查委員會の調查……九九
……一〇一

第三款　稅法整理案審查會の審查……一三五
第四款　第一次租稅整理……一四六
第五款　第二次租稅整理……一五九
第四節　大正初期の租稅整理……一七三
第一款　臨時制度整理局の稅制整理案……一七三
第二款　租稅整理の端緒……一九八
第三款　租稅整理の實行……二〇六
第五節　歐洲戰時の稅制改革……二一五
第六節　歐洲戰後の稅制改革……二一八
第一款　原內閣の稅法改正……二一八
第二款　臨時財政經濟調查會の稅制整理案調查……二二八
第三款　加藤（友）內閣の稅制改革……二四三
第七節　大正末年の稅制整理……二六三
第一款　第一次稅制整理……二七二
第二款　第二次稅制整理……二七二
第八節　震災に因る租稅の特別處分……三四二
……三五〇

第一款　關東震災に因る特別處分……三五〇
第二款　丹後震災に因る特別處分……三七六
第一章附錄　臨時財政經濟調查會答申稅制整理案……三八三
第一　直接國稅整理案……三八三
第二　間接國稅整理案……四五四
第三　地方稅整理案……五〇八
第四　附帶希望決議……五二五
第一章附表
第一表　累年內國稅收入額表……五二七
第二表　租稅負擔額表……五四二
第三表　直接稅負擔額表……五四六
第二章　直接稅……五五二
第一節　地租……五五二
第一款　日露戰役以前の地租……五五二
第一項　地租改正以前……五五二
第二項　地租改正……五五五

第三項　第一次及第二次地價修正……五五九
第四項　地租條例の制定……五六一
第五項　地租條例及附屬法規の改正……五六六
第六項　第三次及第四次地價修正……五八一
第七項　宅地組換處分……五八二
第八項　地租の納期……五八四
第九項　地租の免除……五八八
第十項　災害地地租の特別處分……五九四
第十一項　地券及諸帳簿……六〇四
第十二項　地租賦課の特例……六一二
第一目　北海道……六一二
第二目　沖繩縣……六二三
第三目　伊豆七島……六三〇
第二款　日露戰時の地租……六三四
第一項　第一次非常特別稅の徵收……六三四
第二項　地租徵收方法及土地臺帳規則の改正……六三四
第一目　地租徵收に關する法律の制定……六三九
第二目　地租名寄帳の整理……六三九
第三目　土地臺帳規則の改正……六四三
第三項　渡良瀨川沿岸地方の特別地價修正……六四四
第四項　沖繩縣滯納舊租延納法の制定……六四六
第五項　第二次非常特別稅の徵收……六五四
第六項　地租條例の改正……六五五
第三款　日露戰後の地租……六五七
第一項　戰後に於ける地租整理問題……六六二
第二項　宅地地價の修正……六六二
第一目　宅地地價修正法の制定……六六七
第二目　宅地地價修正の準備調查……六六七
第三目　宅地賃貸價格の調查……六八四
第四目　宅地賃貸價格調查委員會の設置及調查……六八九
第五目　宅地修正地價の確定……六八九
第六目　諸帳簿の整理……七〇四
第七目　宅地地價修正の經費……七二五
第三項　地租條例の改正……七二七
第一目　稅法審查委員會の調查……七二八
第二目　稅法整理案審查會の審查……七二八
第三目　地租條例の改正……七三二

第四目　附屬法規の改正……七四三
第五目　地租の特別納期……七五一
第四項　耕地整理法の改正……七五四
第一目　耕地整理法制定の沿革……七五四
第二目　耕地整理法の改正……七六二
第五項　沖繩縣滯納舊租の免除……七六四
第六項　災害地地租の特別處分……七六七
第七項　八丈島地租物品納の廢止……七七四
第八項　地租徵收交付金制度の創設……七七八
第九項　北海道に於ける地租……七七九
第一目　地租條例の施行……七七九
第二目　屯田兵土地給與規則の廢止……七八二
第三目　北海道國有未開地處分法の改正……七八二
第四款　大正初期の地租……七八四
第一項　地租率の輕減……七八四
第二項　地租關係法規の改正……七八六
第一目　地租條例の改正……七八七
第二目　地租徵收交付金制度の改正……七八八
第三項　災害地地租免除法の制定……七八九

第四項　改租延納年賦金の免除……七九三
第五項　大嘗祭齋田の土地免租……七九四
第六項　大正四年田租第一期分の延納……七九六
第五款　歐洲戰時及戰後の地租……七九七
第一項　地租關係法規の改正……七九七
第一目　地租條例の改正……七九七
第二目　耕地整理法の改正……八〇一
第二項　私立學校用地の免租……八〇二
第三項　北海道特別免租年期地の處分……八〇六
第四項　田畑地價修正の準備調査……八一六
第五項　地租委讓問題の發生……八二四
第六項　關東震災と地租の特別處分……八三一
第六款　大正末年の地租……八四七
第一項　地租制度の改正……八四七
第二項　北海道御料地拂下地の地租免除……八六七
第三項　土地賃貸價格の調査……八六九
第一目　土地賃貸價格調査法の制定……八六九
第二目　土地賃貸價格の調査……八七二

第三目　土地賃貸價格調査委員會……八九七
第四目　土地賃貸價格の決定……九〇七
第五目　土地賃貸價格調査の經費……九二七
第四項　丹後震災と地租の特別處分……九二八
第五項　地租の免除……九三五
第一節附表
第一表　有租地表……九三九
第二表　伊豆七島地租徵收額表……九六二
第三表　免租地表……九六四
第四表　年期地表……九六五
第五表　地租納額別人員表……九六九
第六表　罹災地地租年賦延納表……九七四
第七表　罹災地地租免除表……九七五
第二節　所得稅……九七七
第一款　日露戰役以前の所得稅……九七七
第一項　所得稅法の制定……九七七
第二項　所得稅法の改正……九八二
第三項　附屬法規の制定及改正……九九二
第二款　日露戰時の所得稅……一〇〇〇
第一項　非常特別稅の徵收……一〇〇〇
第一目　第一次徵收……一〇〇〇
第二目　第二次徵收……一〇〇二
第二項　所得稅制度の改正……一〇〇七
第一目　所得稅法の改正……一〇〇七
第二目　附屬法規の改正……一〇一二
第三項　戰時國債利子の所得稅免除……一〇一五
第三款　日露戰後の所得稅……一〇一六
第一項　緒言……一〇一六
第二項　稅法審査委員會の調査……一〇一六
第三項　稅法整理案審査會の審議……一〇一七
第四項　第一次整理案の議會提出……一〇二五
第五項　一般國債利子の所得稅免除……一〇三二
第六項　第二次整理案の議會提出……一〇三六
第四款　大正初期の所得稅……一〇三七
第一項　臨時制度整理局の所得稅整理案……一〇四八

第二項　所得稅の整理……一〇五四
第一目　所得稅法の改正……一〇五四
第二目　附屬法規の改正……一〇六六
第三目　重要物產製造業の所得稅免除……一〇七一
第五款　歐洲戰時の所得稅……一〇七三
第六款　歐洲戰後の所得稅……一〇八〇
第一項　所得稅制度の改革……一〇八〇
第一目　所得稅法の改定及所得稅法の施行に關する法律の制定……一〇八一
第二目　附屬法規の改正及制定……一一二五
第二項　所得稅法の施行に關する法律の改正……一一五〇
第三項　所得稅法の改正……一一五四
第一目　信託財產所得の課稅……一一五四
第二目　法人の留保所得課稅に關する特別規定の設定竝に銀行預金利子課稅方法の改正……一一五九
第三目　貸付信託利益課稅方法の改正……一一六八
第四目　生命保險料の控除……一一七一
第四項　關東震災と所得稅の特別處分……一一七四
第五項　外國船舶の所得稅免除……一一八八
第七款　大正末年の所得稅……一一九一
第一項　所得稅制度の改正……一一九一
第二項　丹後震災と所得稅の特別處分……一二一三
第三項　所得稅の免除……一二一七
第二節附表
第一表　累年所得稅表……一二二二
第二表　種類別所得稅表……一二二四
第三表　所得稅納額別人員表……一二二六
第四表　所得金額別人員表……一二二八
第五表　第三種所得種類別表……一二三一—一二三六

第五編　內國稅（上）

第一章　總說

第一節　日露戰役以前の租稅制度

明治維新以後日露戰役の開始に至る期間に於ける內國稅制度の沿革は、大體之を四期に分つことを得べし。第一期（自明治元年至同七年）、第二期（自明治八年至同十九年）、第三期（自明治二十年至同二十八年）、第四期（自明治二十九年至同三十六年）即ち之なり。今此等の四期に就きて租稅制度變遷の概要を記述すれば左の如し。

第一期

明治維新の業成るや、先づ租稅制度を革新して國家歲入の增加を圖ることは新政府當面の急務なりしと雖も、民情を察せずして遽に稅制の改革を行ふは、却て民心を離隔せしめて充分の效果を收むる能はざるを慮り、政府は慶應四（明治元）年八月七日布告を發して、租稅は姑く舊慣に仍りて徵收し、たゞ重斂苛課に渉り若くは止むを得ざる事情あるものゝみ、一應會計官へ伺の上處置すべきものと定めたり。抑舊幕時代に於て租稅制度の根幹を成せるものは地租・小物成及課役の三者にして、就中地租は殆ど唯一の正租として、幕府及各藩とも其の租稅收入の大部分を之に仰ぎ、地租卽租稅、租稅卽地租たるの觀を呈したり。而して課役は勞役又は之に代へて米金を徵するものにして、幕領に於ては三役・國役・金・助鄕役等あり、私領に於ても夫米・夫金又は其の他の勞役を課したり。小物成卽ち雜稅は山林原野河海等の土地又は商工業其の他の生業に賦課するものにして、各地各藩何れも其の種類名

稱·課稅方法等を異にし、區々として定まる所なかりき。然るに維新に際し、前述の如く租稅は姑く舊慣に依るべきことを達せられしを以て、諸藩に在りては舊の如く其の管內の貢租を徵して其の藩の經費に充て、新に政府の直轄に屬せし地方に在りては、從前の租法に依り租稅を徵收して之を中央政府の收入と爲したり。而して之と共に他方に於て政府は漸次租稅の整理及收入の增加を圖る方針を樹て、舊來の小物成中より適當なるものを選びて漸次之に關する統一的規定を設くると共に、國稅として適當なる一二の租稅を新設したり。前者に屬するものは酒稅（慶應四年五月）·醬油稅（同四年七月）·船稅（明治二年十二月）·牛馬賣買冥加金（同三年三月）·北海道物產稅（同三年五月）·專賣特許稅（同四年四月）·獵師役（同三年十月）·絞油稅（同四年八月）等にして、後者に屬するものは蠶種製造稅（明治三年八月）等なりとす。

斯くて中央政府直轄地方に於ては、地租と共に此等の諸稅が漸次國稅としての形態を具ふるに至りしが、明治四年七月に至り廢藩置縣のことあり、全國盡く中央政府の直接統轄の下に歸するに及び玆に始めて全國租稅制度の統一を圖るを得るの時期に達したり。然れども舊諸藩に於ては既述の如く從來夫々其の租稅制度を異にし、而も其の因襲久しきに及べるを以て、廢藩と同時に遽に劃一の新制を布くは到底事情の許さざる所なりき。是を以て同年七月二十四日太政官布告を發して、明治四年に限り租稅は仍ほ總て從來の慣習に依りて徵收せしむることとし、同時に各地從來の慣習竝に雜稅の名稱等の報告を命じたり。而して他方に於て大藏省は鋭意租稅制度改革の調査に從事し、同年十月に至り稅制整理の方針を太政官に建議したり。卽ち其の要旨は、土地賣買の禁を解きて地券制度を實施し、地租制度を改正して農民の負擔を輕減し、且地租以外に各種の物品課稅を起すべしと云ふに在り。玆に於て政府は先づ租稅中最も主要なる地租の制度を改正するの必要を認め、翌明治五年正月先づ東京府に地券分一の稅法を施行し、同年二月土地の永代賣買の禁を解きて漸次に地券の法を全國に及ぼすこととし、又同年八月地租の物納を廢して金納と爲し、翌六年六月には石高を廢して段別の稱を用ふる等、著々として地租改正の準備を整へしが、遂に明治六年七月二十八日に至り地租改正條例を公布し、之に基きて明治七八年の間より逐次地租改正の實施に著手し、明治十四年に至りて全國悉く其の業を卒へたり。此の地租改正の事業は實に我國に於ける租稅制度改革の根柢を爲せるものにして、爾餘の租稅の發達も其の基く所は主として此に在りと稱することを得べし。

政府は右の如く地租制度の改革を企圖すると共に、他方に於ては地租以外に各種の物品其の他に對する課稅の創設を圖り、明治六年一月には先づ僕婢·馬·駕籠·遊船·車の諸稅を興すと共に、港灣碇泊稅竝に、生糸印紙稅を設け、同年二月新に印紙稅を設けて諸證書に印紙を貼用せしめ、同年四月には醬麴營業者に課稅し、又同年七月日本坑法を制定して借區稅及坑物稅を設け、更に同年十二月祿稅を興して家祿及官祿に課稅する等、漸次農民以外の者に對しても租稅を賦課するの方針を實行したり。

第二　第二期

以上述べたる如く、維新以後租稅制度の改革に就きては政府は極めて愼重の態度を持し、急激なる改革を避けて漸を追うて改廢を爲すの方針を採り、此の方針の下に地租の改正を始めとし、前記各種國稅の新設を行ひしが、當時此等の國稅の外、尙地方に在りては舊幕時代よりの種々の雜稅あり。此等のものは明治四年七月の布告に依り、同年に限りて從來の通り徵收するを許されしと雖も、實際に於ては翌五年以後に至りても未だ其の整理に著手するの遑なくして、依然として各地任意に之を徵收したり。然るに此等の雜稅たるや、旣述の如く各地其の制度を異にして其の稅目幾千種を算し、錯

雜紛淆して一定の種別を立つる能はず。加之前述維新以後の新設に係る租稅中にも國稅として存續せしむることを適當とせざるものあり、或は又此等舊幕時代の雜稅と重複するものあり。更に又舊幕時代の課役に就ても、三役は旣に明治四年七月及五年八月に、又助鄕役は同五年七月に夫々相尋いで廢止せられしに拘らず、國役金の如きは尙未だ廢止せらるるに至らず、地方に依り或は課し或は課せずして、負擔の不公平頗る甚しきものあり。斯くて漸く根本的なる租稅制度の整理統一を必要とするの機運に際會したり。是を以て明治七年十二月大藏省は稅制整理案を作製して之を太政官に稟申したり。其の要領は(一)舊來の雜稅（小物成）を全廢し、更に賦課を要するものは新に全國一般に之を公布し、地方限り徵收すべきものは特別の規定に依り其の府縣限り之を許すこと(二)國役金を廢止すること(三)維新後創設の租稅中適當ならざるものを廢止すること(四)新稅を創設すること(五)從來の酒類稅を改正することの諸點に在り。此の整理案は太政官の容るる所となり、翌明治八年二月稅制に關する一大改革行はるるに至れり。卽ち從來全國各地方に於て賦課せる雜稅千五百五十餘種は明治八年一月一日以降之を廢止し、其の中營業取締上必要なるもののみ更めて地方稅として府縣限り徵收するを許すと共に、明治七年限り綾油稅・僕婢稅・馬稅・駕籠稅・遊船稅の諸稅竝に國役金を廢止したり。而して之と同時に他方に於ては新に國稅として二三の租稅を設定することと爲し、同年二月北海道諸物產出港稅及煙草稅を、同年五月米穀相場會社稅を、同年八月度量衡稅を夫々新設したり。更に又同年二月從來の酒造規則に代へて酒類稅則を公布し、醬油稅・麹營業稅及濁酒稅を廢止し、清酒・銘酒等の釀造免許料及免許稅を合して營業稅と爲すと共に、請賣營業者に對しても營業稅を課し且釀造稅率を增加する等の改正を行ひたり。

明治八年に於ける稅制改革は、以上の諸改革の外更に一の重要なる事項を包含したり。國稅と府縣稅との區別を確定せしこと卽ち之なり。國稅・府縣稅の區別に關しては、之より曩き明治七年一月太政官布告第七號を以て、僕婢・馬車・人力車・駕籠・遊船等に對する課稅竝に劇場・藝妓等に對する雜稅の中、各府縣限り收入あるものを賦金と稱せしが、之れ唯府縣課稅の一部を指稱せしものに過ぎずして固より國稅に對して府縣稅を區別せんとするものには非ざりしなり。然るに前述の如き雜稅の整理に伴ひ、明治八年九月太政官布告第百四十號を以て始めて國稅・府縣稅の區別を規定し、全國一般に賦課して國費に供するものを國稅とし、地方に於て賦金と稱し收入する諸稅、及び前述雜稅の中姑く舊慣に依り府縣限り徵收を許されしものを併せて、府縣稅と稱することと爲したり。玆に於て我國租稅體系に於ける二大根幹たる國稅・地方稅の區別は、此の時を以て始めて明確に規定せられたり。後明治十一年七月地方稅規則を制定し、從來の府縣稅及民費を合して地方稅と稱し、其の稅目及稅率等に關する詳細の規定を設くるに及びて、地方稅の制度は玆に確立するに至りしなり。但し當時に於ける地方稅なるものは現今に於ける地方稅と其の內容を異にし、單に府縣の費用に充つる爲め府縣限り徵收する租稅のみを指すものにして、現今の地方稅中の市町村稅は明治二十一年四月市町村制の制定に至る迄は其の賦課を許されず、當時に於ける區町村の經費に充つる爲めには、單に協議費の名目を以て區町村民より適宜に徵收することを許されしに過ぎざるなり。

上述の如く我國の租稅制度は明治八年に於て一大革新を施されしが、爾後年月の推移に伴ひ本期に於て漸次國稅の廢止・新設又は改正せられしもの少からず。今其の主要なるものを擧ぐれば、先づ廢止せられし國稅には生絲印紙稅（明治十年四月廢止）・鑛種印紙稅（明治十一年五月廢止）・祿稅（明治十二年十二

月廢止）等あり、又新設せられしものには賣藥營業稅（明治十年一月制定）・株式取引所稅（明治十一年九月制定）・醬麴營業稅（明治十三年九月再設）・賣藥印紙稅（明治十五年十月制定）・醬油稅（明治十八年五月再設）・菓子稅（明治十八年五月制定）等あり。次に國稅中の主なる改正を見るに、明治十年一月地租の租率を減じて地價百分の二分五厘と爲し、同月銃獵稅を改めて銃獵免許稅と稱し、同年十二月酒類稅則を改正して、濁酒に對する課稅を復活すると共に新に行商鑑札料を徵收することと爲せしが、翌十一年九月再び酒類稅則を改正して、釀造稅の課稅標準たる賣捌代價を造石高に改めたり。明治十二年八月證券印稅規則を改正して新に小切手に課稅し、明治十三年九月酒類稅則を廢して新に酒造稅則を制定し、酒稅を酒造免許稅と酒類造石稅の二種に區別すると同時に、諸賣營業稅及行商鑑札料を廢止したり。明治十五年三月更に酒造稅則を改正して、酒精に對しても造石稅を課することと爲せしが、同年十二月再び同稅則を改正して、造石稅率を增加すると共に酒造の免許に制限石數を設け、又新に自家用酒造免許鑑札料を徵收することと爲したり。又同月煙草稅則を改正して製造人に營業稅を課し、且煙草印稅の賦課方法を詳密と爲すと共に其の稅率を增加し、更に同年五月及十二月には米商會所稅及株式取引所稅を夫々改正し、課稅標準の改正及稅率の輕減等を行ひたり。明治十六年四月船稅規則を改定して課稅方法を改善し、同年十二月煙草印稅の賦課方法を更に詳密と爲したり。

第三　第三期

明治二十年三月に至り新に所得稅法を制定し、一箇年三百圓以上の所得ある者に對して總て所得稅を課することと爲せしが、此の所得稅の創設は我國租稅制度の沿革上に一時期を劃せる顯著なる一事實なりと謂はざるべからず。惟ふに維新以來屢次の租稅整理の結果各種租稅の新設改廢せられしもの多數に上り、酒稅・醬油稅・煙草稅・賣藥稅等の如き消費稅の性質を有するもの、醬麴營業稅・賣藥營業稅・煙草營業稅・酒造免許稅・菓子稅等の如く營業稅の性質を有するもの、印紙稅・取引所稅等の如く交通稅の性質を有するもの等漸次設定せられ、維新前に於ける地租中心の租稅制度は漸次釐革せらるるに至りしと雖も、而も此等の諸稅たるや何れも皆未だ有力ならずして、政府の租稅收入の大部分は依然として地租竝に酒稅に仰ぎしのみならず、此等租稅の種目竝に稅率に關しては、農業者と商工業者との間又は富者と貧者との間に甚しく負擔の權衡を失せるもの少からず、總ての階級總ての職業を通じて公平なる負擔を課すべき全般的なる租稅は未だ之れ無かりしなり。然るに所得稅の創設せらるるに及びて始めて以上の如き稅制上の缺陷を補ふことを得しのみならず、其の稅額は爾後累年增加して遂に租稅收入の最高位を占むることとなり、大正時代に於ては所得稅を中心とする租稅制度の採用を促すの機運を生ずるに至りしものなり。

右の所得稅の創設を始めとして、本期に於ても諸稅法の新設改廢は屢行はれたり。今其の主要なるものを見るに、明治二十年三月新に北海道水產稅を設けて從來の北海道物產稅及同出港稅を廢し、翌二十一年三月沖繩縣酒類出港稅を、同年八月兌換銀行券制限外發行稅を夫々新設し、又同年四月卷煙草に對しても新に煙草印稅を賦課することとしたり。更に又同年六月醬油造石稅の賦課方法を改めて溜の外は總て諸味査定と爲し、同年七月輸出酒類に對して戾稅の制度を設け、同年十一月米商會所竝株式取引所收稅規則を改正して米穀定期賣買に對する稅率を輕減したり。明治二十三年九月鑛業條例を制定し、從來の鑛業稅を改めて鑛業稅及鑛區稅の二種と爲し、二十五年六月以降之を實施したり。同二十四年三月度量衡法の制定と共に二十五年限り度量衡稅を廢止し、翌二十六年三月

取引所稅法を制定して從來の米商會所竝株式取引所收稅規則に代へ、課稅物件を商品及有價證券、國債及地方債證券の二種に分ちて課稅することと爲し、更に又同年四月酒精營業稅法を制定して、酒精に對しては造石稅の外に更に營業稅をも賦課することと定めたり。

以上述べたる如き各種稅法の新設改廢の外、本期に於ては尙租稅制度上極めて重要なる一事實あり。租稅の賦課徵收に關する基本的制度の確立卽ち之なり。明治二十二年二月帝國憲法發布の事あり、其の第二十一條に於て臣民は法律の定むる所に從ひ納稅の義務を有する旨を定め、又其の第六十二條に於て新に租稅を課し及稅率を變更するには法律を以てすべきことを定め、更に第六十三條に於て憲法制定前公布の租稅法規の效力に關して規定し、更に法律を以て之を改めざる限りは舊に依りて之を徵收するものとせり。斯くの如くにして憲法の制定に依り始めて臣民の納稅義務に關して確固たる根據を定むると同時に、國家の課稅權行使の形式に一の制限を設くるに至りしものなるが、之に引續き同年三月國稅徵收法を制定して徵稅上官民の權利義務に關する原則を確定し、更に之に應じて同年十二月國稅滯納處分法を制定して滯納處分方法の完備を圖れり。尋いで翌二十三年九月には間接國稅犯則者處分法を制定して、稅則違反者の處分を簡易ならしめしが、同年十月法律第百五號及百六號を以て訴願法竝に行政官廳の違法處分に關する行政裁判の件を制定し、租稅の賦課及滯納處分に關する事件に就きて直接上級行政官廳に訴願を爲すことを許すと共に、更に此等の事件に關して行政官廳の違法處分に因り權利を毀損せられたりとするものは、行政裁判所に出訴するを得るの途を開き、以て納稅者の權利及利益保護の方法を講じたり。斯くの如くにして租稅の賦課徵收に關する制度は玆に殆ど完備の域に達するに至れり。

第四　第四期

明治二十八年日淸戰役終を告ぐるや、政府は戰後經營に關する財政計畫を樹て、之に要する恒久的財源として新に租稅の增收を計畫せしが、此の計畫實行の結果幾多稅法の改廢新設行はれ、玆に複たび租稅制度に一變革を來したり。右の增稅計畫は新に登錄稅及營業稅を創設し、煙草印紙稅を廢して葉煙草の專賣を行ひ、更に酒類稅の稅率を增加せんとするものにして、何れも明治二十九年三月に於て實現せられたり。登錄稅に關しては之より以前に於ても或種の登記事項に對しては、登記料又は手數料の名義を以て徵收し來れるものを存せしが、此時に至り此等の登記料及手數料を廢して、廣く登記法・商法・版權法・特許法・戶籍法等の法令に基き官簿に登記を請ふ者に對して一般に課稅することとし、明治二十九年四月一日より之を實施したり。又營業に對する課稅は明治八年の雜稅整理の後は總て地方稅の一として賦課せられ、爾後醬麴・賣藥・煙草・酒造等二三の營業に對してのみ、特に國稅として營業稅を賦課せらるるに止まりしが、明治二十九年三月始めて營業稅法制定せられ、二十四種の營業に對して國稅を課せらるることとなり、翌三十年一月一日より實施せられたり。而して營業稅法の制定に伴ひて、從來國稅として個別的に賦課せし煙草營業稅・醬油營業稅・菓子稅・車稅・醬麴營業稅・船稅・牛馬賣買免許稅・酒造免許稅は之を廢止して府縣の財源に移し、以て租稅體系の整備を圖れり。斯くて右の營業稅の新設に依り玆に商工業者に對しても一樣に國稅を課せらるることとなり、曩の所得稅の創設と相俟ちて國稅體系中に於ける地租偏重の傾向は益〻打破せらるるに至れり。更に又增稅計畫の一として明治二十九年三月葉煙草專賣法を制定すると同時に煙草稅則を廢止し、之を三十一年一月一日より實施することと爲せしが、此の葉煙草專賣の制度たるや固より增稅に代へて採

用せし所にして、其の性質に於ては煙草印稅の增徵と何等異る所なきものなりと雖も、此の專賣制度の採用は我國の國庫收入上租稅以外に新なる一樣式を加ふるに至りしものと謂ふべし。次に酒稅の改正に關しては二十九年三月酒造稅法を改正して造石稅率を增加すると共に、自家用酒稅法を制定して從前の自家用酒稅の稅率を增加し、又新に混成酒稅法を制定して從來の再製酒を混成酒と改稱して之に課稅することとしたり。以上は明治二十九年度に於ける增稅計畫に依る稅制の整理なるが、此の外尙國稅の徵收に關しては從來專ら地方官廳をして之に當らしめ來りしを廢止し、同年十一月以降大藏大臣の管轄の下に各地に稅務管理局及稅務署を設け、之をして國稅事務執行の特別機關たらしめたり。之れ徵稅制度上に於ける一大革新として、特記すべき事實なりとす。

然るに日淸戰後經營の遂行に當りて明治三十二年度歲計に於て再び巨額の歲入不足を生じ、之が補塡の途を講ずる爲め、再び各種租稅の增徵及新稅の創設を行はざるべからざるに至れり。玆に於て先づ明治三十一年十二月地租に對して明治三十二年以降五箇年間臨時增徵を行ふことと爲し、且各種の酒類に對しては其の造石稅率を增加すると共に、自家用酒稅を廢止して自家用酒に對する課稅上の特典を除き、同時に酒精營業稅を廢止して醫藥用工業用酒精に對して特に戾稅の制度を設けたり。更に翌三十二年二月に至り所得稅法を改正して、新に法人の所得に課稅すると共に個人所得の稅率を增し、又醬油稅則を改正して醬油に對する造石稅率を增加せしが、尋いで同年三月登錄稅法を改正して各種事項に對する登錄稅を增加し、又新に免換銀行券發行稅を設定したり。

明治三十三年淸國事變の勃發あり、之に要する經費の支辨に充つるが爲め翌三十四年度に於て更に增收計畫を立つるの必要を生じ、玆に日淸戰後第三次の增稅行はれたり。卽ち政府は明治三十四

年三月酒造稅を增徵すると共に、從來の酒精造石稅及混成酒稅の兩者を酒精及酒精含有飮料稅なる名稱に統一して其の稅率を增加し、更に麥酒稅及砂糖消費稅を新設し、且右酒稅制度の改正に伴ひて之と同時に酒精酒類其の他酒精含有飮料に關する輸出下戾金の制度を設けたり。而して右の如き增稅計畫に伴ふ稅法の改正の外、之と同時に幾多租稅制度上の改正行はれたり。同年三月北海道水產稅を同道の地方稅に移讓し、又同年四月印紙稅法を改正して、爲替手形及約束手形の課稅を均一と爲すと共に稅印押捺の制度を擴張し、更に又所得稅法を改正して第三種所得の算定方法其の他の點に關する規定を改め、登錄稅法を改正して登錄稅の免除及課稅方法に關する規定を改めたる等は卽ち之なり。

尋いで翌三十五年三月輸入原糖砂糖に對し戾稅の制度を設け、更に同年四月骨牌稅法を新設して骨牌製造者より免許料を徵すると共に、骨牌に對し骨牌稅として骨牌印紙を貼用せしむることと爲したり。爾後租稅制度上何等大なる變化を見ずして明治三十七年に至りしが、同年二月日露戰役開始せらるるに及び、之に要する軍費支辨の爲め非常特別稅なる名目の下に、殆ど總ての租稅に亙りて大增徵を行ふと共に、新に數種の新稅を創設するに至れり。

第二節　日露戰時の租稅增徵

第一款　第一次非常特別稅の徵收

明治三十七年二月十日露國との交涉決裂して遂に同國に對して宣戰を布告せらるるや、尋いで同

年三月十八日を以て臨時召集せられたる第二十回帝國議會に於て、政府は戰役の爲に要する經費として臨時軍事費三億八千萬圓、臨時事件豫備費四千萬圓を要求し、議會は之に對して協贊を與へたり。而して此の臨時事件費合計四億二千萬圓に對する財源としては、政府は公債及國庫債券の募集、一時借入金の實行、特別會計資金の繰替、一般歲計剩餘金の繰入、增稅等の收入等を以て之に充つるの計畫を樹てしが、右の中增稅等の收入とは卽ち租稅の增徵及煙草製造專賣の創始の兩者を指すものにして、前者に依りて六千百三十一萬千五百十五圓、後者に依りて七百六萬千九百二十五圓、合計六千八百三十七萬三千四百四十圓の收入を得るの豫定なりき。玆に於て政府は右の豫算に應ずる租稅增徵に關する法律制定の爲め、同一議會に非常特別稅法案を提出したり。本法案は單一の法律を以て現行各種の內國稅及關稅に對して增率を加ふると共に數種の新稅を創設し、之を非常特別稅なる名稱の下に一括課稅せんとするものなり。抑、日露の戰役たるや我が國運を賭したる空前の事變にして其の最後の勝利を獲得せんが爲には擧國一致の精神を以て之に當るを要し、之に要する戰費の如きも亦國力の堪へ得る限りの負擔を忍ぶを必要とせしは固より言を俟たざる所なり。玆を以て政府が前述の如く戰費支辨の一財源として租稅の增收を計畫するや、未だ深く各種の稅目に亙りて增率の適否を攻へ租稅體系の整否を省るの遑なく、專ら施行の簡易と收入の確實とを主眼とすると共に一般國民をして其の資力に應じて增稅を負擔せしめんことを期し、此の主旨の下に先づ現行の租稅中增稅し得べきものは悉く之を增徵し、尙歲入不足の補塡として數種の新稅を創設することと爲せしものなるが、而も此等各種租稅の增徵又は新設に際しては、政府は各個別的に稅法の改正又は制定を行ふの方法を避け、前述の如く其の總てを非常特別稅法なる單行法律中に包括規定することとしたり。蓋し此の增稅は總て日露戰役なる臨時事件の爲の經費を支辨するが爲に行はるるものなるが故に、此等の增稅又は新稅の總てを非常特別稅なる名稱の下に一法律中に規定し、以て非常事變に際して臨時に增徵するものなるの意を明かにすると同時に、國民をして增稅負擔の觀念を厚からしめんことを期せしに外ならざるなり。今各種稅目に就ての詳細は之を次章以下の記述に讓り、左に政府の提出に係る非常特別稅法案の大綱を揭ぐべし。

（一）左記各種の租稅に對し本稅の外に夫々左の稅率を增徵す。

一　地　租		
	市街宅地	地價百分の五·五
	郡村宅地	地價百分の三·五
	其の他の土地	地價百分の二
二　營業稅		營業稅法に依る稅額十分の七
三　所得稅		所得稅法に依る稅額十分の七
	第一種及第三種所得	
四　酒　稅		
	酒造稅法に依る酒類	
	第一種	一石に付金五十錢
	第二種	一石に付金五十錢
	第三種	一石に付酒精分一度毎に金二錢五厘

一　麥酒　一石に付金五十錢
酒精又は酒精含有飲料（酒精分二十度以上のもの）　一石に付酒精分一度毎に金七錢五厘

五　砂糖消費稅
第一種　百斤に付金一圓
第二種　百斤に付金一圓四十錢
第三種　百斤に付金三圓八十錢
第四種　百斤に付金四圓二十錢

六　醬油稅
醬油（販賣用）　諸味一石に付金五十錢
溜（販賣用）　製成一石に付金五十錢
自家用は何れも右の半額を增徵す。

七　登錄稅
登錄物件の種類に依り價格千分の一乃至二十、又は一件二十錢乃至五十圓

八　取引所稅
商品有價證券　約定高の萬分の三
國債·地方債　約定高の萬分の二

九　狩獵免許稅

一等　金十圓
二等　金五圓
三等　金一圓

十　鑛區稅　鑛區千坪に付一箇年金十錢

十一　輸入稅
輸入品の種類に依り從價五分乃至十割

（二）鹽·毛織物·石油及絹布の消費稅を新設し、左の如く之を徵收す。

一　鹽　一石に付金六十錢又は百斤に付金三十六錢
二　毛織物　價格百分の十五
三　石油
甲　鑵入のもの　每ガルロン金三錢二厘
乙　鑵入に非ざるもの　每ガルロン金二錢
四　絹布　價格百分の十五

（三）民事訴訟用印紙及商事非訟事件用印紙を增貼せしむ。
增貼額は文書の種類に依りて各差等あり。

而して政府は右の非常特別稅法の制定に關聯して各種の稅法其の他關係諸法規の改廢又は制定を行ふの必要を認め、非常特別稅法案と共に此等の諸法律案を提出したり。醫藥用工業用酒精戾稅法中改正法律案·明治三十四年法律第十號中改正法律案·沖繩縣酒類出港稅則中改正法律案·醬油稅則

中改正法律案·自家用醬油稅法中改正法律案·輸入原料砂糖戾稅法廢止法律案·間接國稅犯則者處分法中改正法律案·地租徵收に關する法律案·沖繩縣滯納舊租延納法案卽ち之なり。而して此等諸法案の內容は或は非常特別稅以外に歲入の增加又は歲出の減少を計るものあり或は現行制度の不備を補ひ徵收の方法を改善する等、增稅に因りて生ずる國民の苦痛を緩和せんとするものあり、或は單に非常特別稅法の制定に伴ふ法文の整理に過ぎざるものありて、其の目的一樣ならず。其の詳細は次章以下關係各節中に於て說述する所を參看すべし。

政府は戰時財政計畫を樹つるや、之が圓滿なる遂行を期する爲には、先以て各政黨との間に完全なる協調を圖るの必要を認め、法律案を議會に提出するに先ちて、當時の二大政黨たる立憲政友會及憲政本黨の代表者と會して懇談を遂げしが、其の結果兩政黨は數箇の點に就て政府案に修正を加へたる上之を承認することとなり、玆に兩者の間に意見の一致を見たり。今其の修正案の中租稅に關するものを摘錄すれば左の如し。

（一）非常特別稅法は平和克復後一年限りを以て廢止するの明文を同法中に設くること。

（二）地租の中、宅地以外の土地の地租に付、原案の增徵率二分を一分八厘と爲すこと。

（三）砂糖消費稅は第二種以下に對し平均に增稅率を割當つる樣修正すること。

（四）絹布及鹽の消費稅は之を削除すること。

（五）輸入稅に就ては關稅定率法附屬輸入稅表中第二類に屬する物品に對して新に從價五分の增徵を爲すこと。

（六）民事訴訟用印紙に對する增徵の中、期日變更等の申立に就ては原案の八十錢を二十錢に改むること。

（七）非常特別稅法に關聯して政府の提出したる前揭諸法律案の中、輸入原料砂糖戾稅法の廢止案は之を承認せず、之を修正の上尙存續せしむること。

斯くて政府原案が議會に提出せらるるや、衆議院は右の諸點に就き修正を加へたる上滿場一致を以て之を可決し、貴族院亦衆議院の修正を承認したり。玆に於て非常特別稅法は明治三十七年四月法律第三號を以て左の如く公布せられたり。

非常特別稅法（明治三十七年四月一日法律第三號）

第一條　臨時事件ニ因リ生シタル經費ヲ支辨スル爲本法ニ依リ地租、營業稅、所得稅、酒稅、砂糖消費稅、醬油稅、登錄稅、取引所稅、狩獵免許稅、鑛區稅及各種ノ輸入稅ヲ增徵シ毛織物及石油ニ消費稅ヲ課シ民事訴訟用印紙ヲ增貼セシム

第二條　地租、營業稅、所得稅、酒稅、砂糖消費稅、醬油稅、登錄稅、取引所稅、狩獵免許稅、鑛區稅及飮食物、衣服及附屬品、石油、砂糖、糖蜜、糖水、絹布類、酒類、煙草類ノ輸入稅ハ關係法規ノ定メタル稅額ノ外左ノ割合ノ稅額ヲ增徵ス

一　地租

市街宅地　地價百分ノ五、五

郡村宅地　地價百分ノ三、五

其ノ他ノ土地　地價百分ノ一、八

二　營業稅　營業稅法ニ依ル稅額十分ノ七

三　所得稅
　第一種及第三種所得
四　酒稅
　酒造稅法ニ依ル酒類
　　第一種
　　第二種
　　第三種
　麥酒
　酒精又ハ酒精含有飲料（原容量百分中純酒精ノ容量二十ヲ超ユルモノ）
　沖繩縣酒類出港稅
　　沖繩縣酒類出港稅則第一條第一項ニ依リ課稅スヘキ酒類
　　同第二項ニ依リ課稅スヘキ酒類
五　砂糖消費稅
　第一種
　第二種

所得稅法ニ依ル稅額十分ノ七

一石ニ付金五十錢
一石ニ付金五十錢
一石ニ付酒精分一度毎ニ金二錢五厘
一石ニ付金五十錢
一石ニ付原容量百分中純酒精ノ容量一箇毎ニ金二錢五厘
一石ニ付金五十錢
一石ニ付原容量百分中純酒精ノ容量一箇毎ニ金二錢五厘

百斤ニ付金一圓
百斤ニ付金三圓

第三種
第四種
六　醬油稅
　醬油稅則第二條本文ニ依ル場合
　　醬油
　　溜
　醬油稅則第二條但書ニ依ル場合
　　醬油
　　溜
七　登錄稅
　不動產ニ關スル登記
　　法定ノ家督相續ニ因ル所有權ノ取得
　　法定ノ家督相續以外ノ家督相續又ハ遺產相續ニ因ル所有權ノ取得
　　遺言、贈與其ノ他無償名義ニ因ル所有權ノ取得
　　其ノ他ノ原因ニ因ル所有權ノ取得
　　從來保有セル所有權ノ保存
　　華族世襲財產ノ創設

百斤ニ付金三圓三十錢
百斤ニ付金三圓七十錢

諸味一石ニ付金五十錢
製成一石ニ付金五十錢

諸味一石ニ付金二十五錢
製成一石ニ付金二十五錢

不動產價格千分ノ三
不動產價格千分ノ五
不動產價格千分ノ十
不動產價格千分ノ五
不動產價格千分ノ三
不動產價格千分ノ五

船舶ニ關スル登記　船舶價格千分ノ二

法定ノ家督相續ニ因ル所有權ノ取得　船舶價格千分ノ五

法定ノ家督相續以外ノ家督相續又ハ遺產相續ニ因ル所有權ノ取得　船舶價格千分ノ二十

遺言、贈與其ノ他無償名義ニ因ル所有權ノ取得　船舶價格千分ノ五

其ノ他ノ原因ニ因ル所有權ノ取得　船舶價格千分ノ二

從來保有セル所有權ノ保存

登錄稅法第六條及第六條ノ二ニ依ル登錄稅

課稅標準ノ千分比例ヲ以テ稅率ヲ定メタルモノ　課稅標準千分ノ一

一箇所每ニ又ハ一件每ニ稅額ヲ定メタルモノ

稅額金十圓ナルトキ　金五圓

稅額金五圓ナルトキ　金二圓

稅額金三圓ナルトキ　金一圓

稅額金二圓ナルトキ　金五十錢

稅額金一圓ナルトキ　金二十錢

稅額金五十錢ナルトキ

鑛業ニ關スル登錄

試掘　金二十五圓

採掘

試掘增區及增減區ニ係ル訂正　金五十圓

採掘增區及增減區ニ係ル訂正　金十圓

買受、讓受　金二十五圓

八　取引所稅　賣買各約定代金高　萬分ノ三

商品、有價證券　同　萬分ノ二

國債及地方債證券

九　狩獵免許稅

一等　金十圓

二等　金五圓

三等　金一圓

十　鑛區稅　鑛區一千坪每ニ一箇年金十錢

十一　輸入稅（省略）

第三條　毛織物及石油ニハ左ノ割合ニ依リ消費稅ヲ課ス

一　毛織物　價格百分ノ十五

二　石油　每ガルロン金三錢二厘

第四條　訴狀其ノ他民事訴訟ニ關スル申立又ハ申請ノ書面ニハ民事訴訟用印紙法ニ依リ貼用スル印紙ニ前項ニ於テ毛織物ト稱スルハ毛ノ分量ニ拘ラス總テ毛製、毛絹製又ハ毛綿製ノ織物ヲ謂フ

スヘキ印紙ノ外左ノ印紙ヲ增貼スヘシ

一　第一審ノ訴狀

財産權上ノ請求ニ係ルモノ		
訴訟物ノ價額金五圓マテ		金五錢
同	十圓マテ	金十錢
同	二十圓マテ	金二十錢
同	五十圓マテ	金三十錢
同	七十五圓マテ	金三十錢
同	百圓マテ	金五十錢
同	二百五十圓マテ	金五十錢
同	五百圓マテ	金二圓
同	七百五十圓マテ	金二圓
同	千圓マテ	金三圓
同	二千五百圓マテ	金五圓
同	五千圓マテ	金五圓
同	五千圓以上ハ千圓ニ達スル毎ニ	金一圓
財産權上ノ請求ニ非サルモノ		金五十錢

二　控訴狀

第一審ノ訴狀ニ增貼スヘキ印紙金額ノ半額

三　上告狀

第一審ノ訴狀ニ增貼スヘキ印紙金額ト同額

四　支拂命令ノ申請

訴訟物ノ價額金十圓ヲ超過スル場合ニ於テハ民事訴訟用印紙法及本法ニ依リ第一審ノ訴狀ニ貼用スヘキ印紙金額ノ半額ト金二十錢トノ差額

前項ノ差額ハ民事訴訟法第三百九十條ノ規定ニ依リ訴カ區裁判所ニ繫屬スル場合又ハ第三百九十一條第二項ノ規定ニ依リ地方裁判所ニ訴ヲ起ス場合ニ於テ訴訟ニ付キ貼用スヘキ印紙ノ額ニ之ヲ通算スヘシ

五　其ノ他ノ申立又ハ申請

期日ノ變更、辯論ノ延期又ハ辯論期日ノ指定ノ申立	
中斷又ハ中止シタル訴訟手續ノ受繼ノ申立	
從參加ノ申請	
忌避ノ申請	
和解ノ申立	
費用額確定ノ申請	
假執行ノ宣言ヲ求ムル申立	
强制執行ノ停止又ハ續行若ハ執行處分ノ取消ノ申立	金二十錢

配當要求
家資分散ノ申立又ハ家資分散者ノ復權ノ申立
強制競賣又ハ強制管理ノ申立
債權又ハ他ノ財產權差押ノ申請
民事訴訟法第七百三十二條乃至第七百三十四條ノ申立
證據調ノ申立
判決ノ送達ヲ求ムル申立
執行力アル正本ヲ求ムル申立
但シ此ノ正本數通ヲ求ムルトキハ毎一通ニ付
假差押又ハ假處分ノ申請
抗告
故障
答辯書其ノ他特ニ掲ケサル申立又ハ申請　金五錢
左ニ掲クル申立又ハ申請ノ書面ニハ民事訴訟用印紙法ニ依リ貼用スヘキ印紙ノ外金八十錢ノ印紙ヲ增貼スヘシ　金五十錢
一　裁判上代位ノ申請
二　競賣法ニ依ル競賣ノ申立
三　裁判上ノ代位、競賣法ニ依ル競賣又ハ不動產登記ニ關スル抗告

訴訟物ノ價額又ハ請求ノ價額金二十圓以下ナルトキハ第一項第五號ノ規定ヲ適用セス
本條第一項ノ規定ハ再審ヲ求ムルノ訴狀及原狀回復ノ申立ニ之ヲ準用ス
第五條　商事非訟事件ニ關スル申立又ハ申請ノ書面ニハ商事非訟事件印紙法ニ依リ貼用スヘキ印紙ノ外左ノ印紙ヲ增貼スヘシ
一　左ニ掲クル申立　金五十錢
抗告
債權者ヨリ爲ス破產宣告ノ申立　金五錢
支拂猶豫ノ申立
二　其ノ他ノ申立又ハ申請
破產手續ニ付テハ商事非訟事件印紙法第四條ニ依リ貼用スヘキ印紙ノ外左ノ印紙ヲ增貼スヘシ
財團ノ價格金五圓マテ　金十錢
同　十圓マテ　金二十錢
同　二十圓マテ　金四十錢
同　五十圓マテ　金六十錢
同　七十五圓マテ　金六十錢
同　百圓マテ　金一圓
同　二百五十圓マテ　金一圓

財團ノ價格金五百圓マテ　金四圓
同　七百五十圓マテ　金四圓
同　千圓マテ　金六圓
同　二千五百圓マテ　金十圓
同　五千圓マテ　金十圓
同　五千圓以上ハ千圓ニ達スル毎ニ　金二圓

前項ノ規定ハ商事非訟事件印紙法第六條及第七條ノ場合ニ之ヲ準用ス

商事非訟事件印紙法第五條ノ規定ハ本條第二項ノ規定ニ依リ印紙ヲ增貼スヘキ場合ニ之ヲ準用ス

第六條　左ニ揭クルモノニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ消費稅ヲ免除ス

一　外國ニ輸出スル毛織物又ハ石油

二　製造者ノ自用ニ供スル毛織物又ハ石油

第七條　毛織物又ハ石油ノ消費稅ハ製造場、稅關又ハ保稅倉庫ヨリ毛織物又ハ石油ヲ引取ル時引取人ヨリ之ヲ徵收ス

第八條　政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ毛織物及石油消費稅ノ徵收ヲ猶豫スルコトヲ得

第九條　製造場、稅關又ハ保稅倉庫ヨリ毛織物ヲ引取ル者ハ引取ノ際其ノ價格ヲ政府ニ申告スヘシ

前項ノ申告ヲ爲サス又ハ政府ニ於テ其ノ申告シタル價格ヲ不相當ト認ムルトキハ政府ハ毛

織物ノ價格ヲ評定ス

毛織物引取人前項ノ評定價格ニ不服ナルトキハ卽時異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

異議ノ申立アリタルトキハ二人以上ノ鑑定人ヲ選定シ其ノ意見ヲ徵シ政府之ヲ決定ス

異議申立人ノ主張ニ係ル價格ト第二項ノ評定價格トノ差カ第二項ノ評定價格ト前項ノ決定價格トノ差ヨリ大ナルトキハ鑑定ニ關スル費用ハ其ノ申立人ノ負擔トス

第十條　第六條又ハ第八條ニ該當スル場合ノ外消費稅納付前ニ於テハ製造場、稅關又ハ保稅倉庫ヨリ毛織物又ハ石油ヲ引取ルコトヲ得ス

第十一條　毛織物又ハ石油製造者ハ第六條又ハ第八條ニ該當スル場合ノ外消費稅納付前ニ於テ毛織物又ハ石油ヲ他ニ引渡シ又ハ製造場外ニ移出スルコトヲ得ス

第十二條　自用ニ供スルモノヲ除ク外毛織物又ハ石油ヲ製造セムトスル者ハ政府ニ申告スヘシ

第十三條　毛織物又ハ石油製造者ハ其ノ製造場ニ於テ毛織物又ハ石油ノ賣買業ヲ兼營スルコトヲ得ス

第十四條　毛織物又ハ石油ノ製造者及販賣者ハ帳簿ヲ備ヘ毛織物又ハ石油ノ製造出入ヲ詳細明瞭ニ記載スヘシ

第十五條　收稅官吏ハ毛織物又ハ石油ノ製造場又ハ販賣場ニ立入リ毛織物又ハ石油、其ノ原料、器具、器械、建築物又ハ帳簿書類ヲ檢查スルコトヲ得

收稅官吏ハ監督上必要ト認ムルトキハ前項ノ物件ニ封印ヲ施スコトヲ得

第十六條　收稅官吏ハ運搬中ニ在ル毛織物又ハ石油ヲ檢查シ其ノ出所及到著先ヲ質問スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ監督上必要ト認メタルトキハ收稅官吏ハ其ノ運搬ヲ停止シ又ハ荷物若ハ船車ニ封印ヲ施スコトヲ得

第十七條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ消費稅五倍ニ相當スル罰金ニ處シ直ニ其ノ稅金ヲ徵收ス但シ罰金額ハ十圓ヲ下ルコトヲ得ス

一　自用ニ供スル場合ノ外政府ニ申告セスシテ毛織物又ハ石油ヲ製造シタルトキ

二　擔保物ヲ提供セスシテ消費稅ノ徵收ヲ猶豫セラレタル場合ニ於テ製造場、稅關又ハ保稅倉庫ヨリ引取リ又ハ移出シタル毛織物又ハ石油ヲ他ニ讓渡シ若ハ消費シタルトキ

三　第十條又ハ第十一條ノ禁令ヲ犯シタルトキ

第十八條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス

一　毛織物又ハ石油ノ製造者又ハ販賣者毛織物又ハ石油ノ製造出入ニ關シ帳簿ノ記載又ハ事實ノ申告ヲ詐リ若ハ怠リタルトキ

二　收稅官吏其ノ職務ヲ執行スルニ當リ之ニ對シテ其ノ執行ヲ拒ミ又ハ之ヲ忌避シ若ハ之ニ支障ヲ加ヘタルトキ但シ刑法ニ正條アル場合ハ刑法ニ依ル

第十九條　本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタル者ニハ刑法ノ減輕、再犯加重及數罪俱發ノ例ヲ用キス

第二十條　毛織物又ハ石油ノ製造者、販賣者カ未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ依リ當業者ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十一條　毛織物又ハ石油ノ製造者又ハ販賣者ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ製造者又ハ販賣者ヲ處罰ス

第二十二條　北海道、府縣、市町村其ノ他ノ公共團體ハ左ノ制限以內ノ地租附加稅又ハ段別割ヲ課スルノ外土地ニ對シテ課稅スルコトヲ得ス

一　北海道、府縣、北海道ノ區、一級町村及二級町村、沖繩縣ノ區及間切島

地租　十分ノ五

附加稅ノミヲ課スルトキ

一段歩ニ付平均金四十錢

段別割ノミヲ課スルトキ

一段歩ニ付平均金四十錢

附加稅及段別割ヲ併課スル場合ニ於テ段別割ノ總額ハ總段別地租額ノ十分ノ五ト附加稅總額トノ差額ヲ超ユルコトヲ得ス

二　其ノ他ノ公共團體

地租　十分ノ三

附加稅ノミヲ課スルトキ

一段歩ニ付平均金四十錢

段別割ノミヲ課スルトキ

附加稅及段別割ヲ併課スル場合ニ於テ段別割ノ總額ハ總段別地租額ノ十分ノ三ト附加稅總額トノ差額ヲ超ユルコトヲ得ス

北海道府縣以外ノ公共團體ハ營業稅又ハ所得稅百分ノ三十ヲ超過スル附加稅ヲ課スルコト

ヲ得ス

第二條ニ依ル地租、營業稅及所得稅ノ增徵額ニ對シテハ附加稅ヲ課スルコトヲ得ス

府縣費ヲ市町村ニ分賦シタル場合ニ於テハ其ノ金額以內ニ限リ市町村ハ內務大藏兩大臣ノ許可ヲ受ケ第一項又ハ第二項ノ制限ヲ超過シテ附加稅又ハ段別割ヲ課シ若ハ附加稅及段別割ヲ併課スルコトヲ得

明治三十六年度以前ニ起シタル負債ノ元金償還及利子仕拂ノ爲若ハ非常ノ災害ニ因リ復舊工事ノ爲費用ヲ要シ又ハ其ノ費用ノ分賦ヲ受ケタル場合ニ於テ特ニ內務大藏兩大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ第一項又ハ第二項ノ制限ヲ超過シテ附加稅又ハ段別割ヲ課シ若ハ附加稅及段別割ヲ併課スルコトヲ得

北海道ノ宅地及海產干場ニ付テハ特ニ內務大藏兩大臣ノ許可ヲ受クルトキハ第一項ノ制限ヲ超過シテ附加稅又ハ段別割ヲ課シ若ハ附加稅及段別割ヲ併課スルコトヲ得

水利ノ爲ニ費用ヲ要スル場合ニ於テ特ニ內務大藏兩大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ第一項ノ制限ヲ超過シテ附加稅又ハ段別割ヲ課シ若ハ附加稅及段別割ヲ併課スルコトヲ得

第一項及第二項ノ制限ハ特ニ賦課率ヲ定メタル特別法令ノ適用ヲ妨ケス

附　則

第二十三條　本法ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ輸入稅ニ關シテハ本法發布後六箇月ヲ經テ之ヲ施行ス

地租、營業稅、所得稅ニ關シテハ明治三十七年分ヨリ本法ヲ適用ス

第二十二條ノ課稅制限ハ明治三十七年度ヨリ之ヲ適用ス

北海道、府縣、市町村其ノ他ノ公共團體ノ稅目又ハ稅率ニシテ本法ノ規定ニ牴觸スルモノハ其ノ牴觸ノ部分ニ限リ其ノ效力ヲ失フ

第二十四條　自用ニ供スルモノヲ除ク外本法施行前ヨリ毛織物又ハ石油ヲ製造シ本法施行後引續キ之ヲ製造セムトスル者ハ本法施行後一箇月以內ニ本法ニ依リ政府ニ申告スヘシ

前項ノ期間內ハ從前ノ製造ヲ繼續スルコトヲ得

第二十五條　第一種砂糖、糖蜜及石油ニ付テハ本法施行後六箇月ヲ經過シタルトキハ本法ニ依ル消費稅ヲ課セス

第二種砂糖ニ付テハ本法施行後六箇月ヲ經過シタルトキハ第二條第五號ヲ適用セス百斤ニ付金二圓三十錢ノ消費稅ヲ增徵ス

第二十六條　本法施行後保稅倉庫ニ庫入シタル砂糖ニシテ和蘭標本色相第十五號未滿ノモノ及糖蜜ニ付テハ庫出ノ日ニ於テ行ハルル輸入稅率ヲ適用ス

第二十七條　平和克復ニ至リタルトキハ其ノ翌年末日限本法ヲ廢止ス

右法律の公布と同時に勅令第八十五號を以て、之が施行規則を左の如く定めたり。

非常特別稅法施行規則（明治三十七年四月一日勅令第八十五號）

第一條　本令ニ於テ製造者又ハ製造セムトスル者ト稱スルハ自用ニ供スルモノノミヲ製造シ又ハ製造セムトスル者ヲ包含セス

第二條　毛織物又ハ石油ヲ製造セムトスル者ハ製造場及製造スヘキ種類ヲ定メ其ノ製造場所

轄稅務署ニ申告スヘシ

第三條　所轄稅務署ニ於テ必要ト認メ毛織物又ハ石油製造場ノ圖面若ハ製造用ノ器具、器械ノ目錄ヲ提出スヘキコトヲ命シタルトキハ毛織物又ハ石油製造者ハ之ヲ提出スヘシ

第四條　毛織物又ハ石油製造者製造場ヲ移轉セムトスルトキハ移轉先ノ製造場ヲ定メ其ノ所轄稅務署ニ申告スヘシ

第五條　毛織物又ハ石油製造者ニシテ期間ヲ定メテ製造ヲ爲ストキハ製造ニ著手スル毎ニ著手及終了ノ時期ヲ豫メ所轄稅務署ニ申告スヘシ

第六條　第二條若ハ第五條ニ依リ申告シタル事項又ハ第三條ニ依リ提出シタル圖面若ハ目錄ニ記載シタル事項ニ異動ヲ生シタルトキハ所轄稅務署ニ申告スヘシ

第七條　毛織物又ハ石油製造業ヲ相續シタルトキハ相續人ヨリ其ノ旨所轄稅務署ニ申告スヘシ

毛織物又ハ石油製造業ヲ讓渡サムトスルトキハ讓受人ト連署シ所轄稅務署ニ申告スヘシ

第八條　毛織物又ハ石油製造者其ノ製造ヲ廢止セムトスルトキハ其ノ旨所轄稅務署ニ申告スヘシ

第九條　外國ニ輸出スル毛織物又ハ石油ニ付消費稅ノ免除ヲ得ムトスル者ハ運搬線路及運搬先又ハ輸出港ヲ定メ所轄稅務署ノ承認ヲ受クヘシ

所轄稅務署ニ於テ必要ト認ムルトキハ前項ノ物品ニ封印ヲ施シ又ハ之ヲ護送シ若ハ消費稅ニ相當スル擔保物ヲ提供セシムルコトアルヘシ

消費稅ノ免除ヲ得タル毛織物又ハ石油ヲ外國ニ輸出シタルトキハ輸出免狀又ハ之ニ代ルヘキ書類ヲ製造場所轄稅務署ニ提出スヘシ

製造場、稅關又ハ保稅倉庫ヨリ毛織物又ハ石油ヲ引取リタル後三箇月以內ニ前項ニ依リ輸出免狀又ハ之ニ代ルヘキ書類ヲ提出セサルトキハ外國ニ輸出セラレサリシモノト看做シ引取者ヨリ直ニ消費稅ヲ徵收ス

第十條　製造者ニシテ其ノ自用ニ供スル毛織物又ハ石油ニ付消費稅ノ免除ヲ得ムトスルモノハ製造場外ニ移出セムトスルトキ所轄稅務署ノ承認ヲ受クヘシ

第十一條　左ノ場合ニ於テハ毛織物又ハ石油消費稅ノ徵收ヲ猶豫ス

一　消費稅額以上ノ價額アル擔保物ヲ提供シタルトキ

二　他ノ製造場又ハ藏置場ニ移入スルカ爲製造場ヨリ毛織物又ハ石油ヲ移出スルトキ

前項第一號ノ場合ニ於テハ猶豫期間ハ三箇月以內トス

第一項第二號ノ場合ニ於テ藏置場ヨリ毛織物又ハ石油ヲ引取ルトキハ製造場ヨリ之ヲ引取ルモノト看做ス

第九條第一項及第二項ノ規定ハ本條第一項第二號ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十二條　製造場ヨリ毛織物又ハ石油ヲ引取ラムトスル者ハ其ノ旨製造場所轄稅務署ニ申告スヘシ毛織物ニ付テハ其ノ價格ヲ併セ申告スヘシ

第十三條　金庫所在地以外ニ限リ收稅官吏ハ自ラ消費稅金ノ領收ヲ取扱フコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ收稅官吏ハ口頭ヲ以テ納稅告知ヲ爲スコトヲ得

第十四條　本令ニ依リ提供スヘキ擔保物ノ種類ハ金錢及所轄稅務署ノ確實ト認メタル有價證券ニ限ル

擔保物ヲ提供セムトスル者ハ前項ノ擔保物ヲ供託シ其ノ供託受領證ヲ所轄稅務署ニ提出スヘシ

第十五條　擔保トシテ提供シタル有價證券ノ價格減少シタルトキハ所轄稅務署ハ更ニ相當ノ擔保物ノ提供ヲ命スルコトヲ得

前項ニ依リ擔保物ノ提供ヲ命セラレタル者之ヲ提供セサルトキハ稅務署ハ直ニ消費稅ヲ徵收ス

第十六條　擔保物ヲ提供シタル場合ニ於テ消費稅納付濟ニ至リタルトキ又ハ消費稅免除ノ確定シタルトキハ所轄稅務署ハ返付ノ手續ヲ爲スヘシ

第十七條　消費稅ヲ徵收スヘキ場合ニ於テ擔保物アルトキハ擔保物ヲ以テ稅金ニ充ツ

擔保物ヲ以テ稅金ニ充ツヘキ場合ニ於テハ有價證券ハ之ヲ公賣ニ付シ消費稅及公賣ノ費用ニ充ツ

前二項ノ場合ニ於テ不足アルトキハ之ヲ追徵シ殘金アルトキハ之ヲ還付ス

第十八條　毛織物又ハ石油製造者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

一　原料ノ種類、數量、他ヨリ引取リタル者ニ在リテハ引取ノ日及其ノ引渡人ノ住所、氏名又ハ名稱

二　使用シタル原料ノ種類、數量及其ノ使用ノ日

三　製造シタル種類、數量及其ノ製造ノ日

四　他ニ引渡シタル種類、數量、價額、引渡ノ日及其ノ引取人ノ住所、氏名又ハ名稱

第十九條　毛織物又ハ石油販賣者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

一　引取リタル種類、數量、價額、引取ノ日及其ノ引渡人ノ住所、氏名又ハ名稱

二　販賣シタル種類、數量、價額、販賣ノ日及其ノ買受人ノ住所、氏名又ハ名稱

小賣人ノ場合ニ於テハ前項第二號買受人ノ住所、氏名又ハ名稱ヲ記載スルコトヲ要セス

第二十條　本令ニ依リ所轄稅務署ニ申告シ又ハ其ノ承認ヲ受ケタルモノト看做ス

置場ニ出張シタル收稅官吏ニ申告シ又ハ其ノ承認ヲ受クヘキ場合ニ於テ製造場又ハ藏

第二十一條　收稅官吏ハ毛織物又ハ石油ノ製造者又ハ販賣者ノ營業ニ關シ職務上知得シタル事項ヲ他ニ漏洩スルコトヲ得ス

第二十二條　本令中稅務署ニ屬スル事務ハ稅關又ハ保稅倉庫ヨリ引取ラルル毛織物又ハ石油ニ關シテハ稅關之ヲ行フ

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

非常特別稅法第二十四條ニ依リ政府ニ申告スヘキ場合ニ於テハ第二條ニ準シテ所轄稅務署ニ申告スヘシ

最初政府は此の增稅に依りて、既述の如く明治三十七年度に於て六千百三十一萬千五百十五圓の

增收を得るの豫算を立てたりしが、議會に於ける前述の如き修正の結果、增稅に依る收入は七百五十七萬五千九百二十一圓を減少して、五千三百七十三萬五千五百九十四圓を得るの計算となりたり。今政府原案と議會の修正に依る確定案とを比較對照すれば左表の如し。

種別	政府原案	修正確定案	增減
地租	二五、九四三、九一八圓	二三、九三六、二一三圓	減　二、〇〇七、七〇五圓
所得稅	五、二八七、三一五	五、二八七、三一五	—
營業稅	五、〇三六、一九九	五、〇三六、一九九	—
酒稅	一八三、八八二	一八三、八八二	—
醬油稅	一、一三八、九五二	一、一三八、九五二	—
砂糖消費稅	七、四〇二、三一七	八、二一二、三八二	增　八一〇、〇六五
鑛業稅	七九、一一五	七九、一一五	—
取引所稅	五三二、八四六	五三二、八四六	—
關稅	一、七七九、〇一〇	二、三三〇、六三三	增　五五一、六二三
鹽消費稅	二、八三六、七九一	—	減　二、八三六、七九一
絹布消費稅	四、一八三、八八五	—	減　四、一八三、八八五
毛織物消費稅	二、一三八、六六一	二、一三八、六六一	—
石油消費稅	一、一五、八七五	一、二三八、五九九	增　一二二、七二四
印紙收入	三、六五二、七四九	三、六二〇、七九七	減　三一、九五二
合計	六一、三一一、五一五	五三、七三五、五九四	減　七、五七五、九二一

非常特別稅の徵收は固より國民に對する空前の負擔なるが故に、之が施行に際しては民意を傷けず、國民の同情を失はず、稅源の涵養を怠るべからざるは最も肝要とする所なり。茲を以て政府は右の增稅計畫を實行するに當りては稅務當局者をして豫め之が準備を爲さしめ、殊に新稅を賦課するものに對しては各種の取引慣習を調査し、徵稅の方法をして之に乖離することなからしめ、徵稅の目的を失はざる限りは煩瑣を去り、苛酷に陷らず、成るべく便宜の方法を講じ、以て納稅者の善良なる感觸を害せざらしめんことに注意したり。

更に又政府は斯く增稅計畫の實施に依り國民に多大の負擔を課せんとするものなるが故に、他方に於て地方經費を極力緊縮せしむると同時に、府縣其の他の公共團體の附加稅に大なる制限を加へ以て此の方面に於て能ふ限り國民の負擔を輕減せんことを計れり。斯くて增稅計畫の實施前卽ち明治三十七年二月十日開催の地方長官諮問會議に於て大藏大臣は右の方針を訓示し、更に此の方針に基き同月十五日內務省地方局長は各地方長官に對し左の如き通牒を發したり（秘甲第二一號）。

地方課稅は大體左の標準に依り許否の詮議可相成事に決定候に付、之に依り措置相成度。

一、北海道府縣、北海道の區、一級町村及二級町村、沖繩縣の區及間切島は地租十分の五以內の附加稅を課するの外、土地に對して課稅することを得ざること。

二、前項以外の各公共團體は、地租十分の三以內の附加稅を課するの外、土地に對して課稅することを得ざること。

三、特別の目的の爲特別の法令に依り別に賦課率の定めあるものは前二項の限にあらず。

四、府縣以外の公共團體例へば水利組合の如きは、其狀況に依り地租の附加稅を賦課するを不適當なりとするときは、段別割を課することを得ること。

五、新開地荒地等地租を賦課せざる土地に對しては、段別割を課することを得ること。

六、前二項の段別割は一段歩に付四拾錢を超過することを得ざること。

七、府縣費を市町村に分賦したる場合に於ては、其の金額に限り市町村は第二項及前項の制限を超過して附

加稅又は段別割を課することを得るも附加稅は通算して其極度八拾錢を上るを得ざること。

八、明治三十六年度以前に起したる負債の元金償還及利子仕拂の爲費用を要する場合又は非常の災害に因り土木復舊費を要する場合に於て特に內務大藏兩大臣の許可を受けたるときは第一項第二項第六項及第七項の制限を超過して附加稅又は段別割を課することを得ること。

九、市町村內の財產區若は學區の爲に要する課稅は市町村の課稅と通算すべきこと。

三十七年度に於ける事業及補助の輕重緩急を調査し其の節減中止繰延等の處分を斷行すべき旨訓示の次第有之候處大體左記の標準御承知相成度候。

一、差掛道路の修繕改築廳舍校舍の新築改築營繕に屬する事業及土木其他一切補助費の類は其比較的必要ならざるものは大部分前記の處分を施され度。

二、衞生費中殊に町村避病院隔離所等の新營改築は此際之を指定命令せざるを定則とし萬々一不得已場合と雖も寺院又は民舍を借入るることになし當分右に依り措置せしめられ度。

三、市町村小學校の經營に就て就學の奬勵は固より之を緩ふすべからざるに依り其收容すべき校舍の不足なるものに就ては文部大臣より訓示ありたる通適當なる寺院又は民屋を以て之に充てしめ新營改築を見合せ又此際二部敎授の便法を普及するは最適當に可有之尙町村學校組合を解除し新に校舍を設置することと學區を新設若は變更することと及中學校高等女學校の增設等は之を見合す樣御處置相成度又一般諸學校の設備準則所定のもの有之候も不日改正の筈に有之此際と雖も貴官の見込に依り臨機斟酌便宜適當の措置を採られ度。

四、前記地租附加稅の制限は其最高程度を示したるものに付此制限を超過せざる場合と雖も右の趣旨に依り十分輕減の處置を採られ度又戶數割も右地租の附加稅と均衡を得る樣低減の必要あるものは之を輕減し以て他日の需要に應ずるの餘裕を存する樣せられ度。

五、本年度の豫算と雖も其事業中急施を要せざるもの等有之廢止中止繰延を爲し得るものは此際適當の措置を取り節約緊縮の方針を取られ度。

六、地租の附加稅段別割等にして既に前記制限超過の許可を得たるものも來年度に至り賦課し得べからざることと可相成哉と存候に付此際豫め前記の範圍に於て措置せしめられ度。

尋いで四月一日非常特別稅法の公布せらるるに及び、右通牒の趣旨は其の第二十二條に於て規定せられしが、同月七日に至り更に右法律の規定の趣旨に關し、大藏省理財局長、同主稅局長及內務省地方局長の連名を以て各地方長官に對し左記の如き通牒を發したり（地甲第四一號）。

一、地租附加稅其他土地に關する課稅に制限したる所を以て戶別割其他の課目に移し濫に增課を爲すべからざる義に付ては曩に大臣より訓示せられたる所あるも是畢竟名を緊要に藉り猥に增課する等の擧に出づるを許さざるの趣旨にして眞に緊要欠くべからざるの經營をも中止若くは弛廢し之が爲め多大の影響を來し、或は收入不足の爲め特に必要なる費用の支辨に應ずること能はざるが如き等其他特殊の事情ある場合に於ても尙絕對に其增課を許さざるの精神にあらざるを以て事の緩急利害を査覈し豫め事實を審査し、貴官に於て常に周到嚴密なる監督指示の下に相當措置せしめられ度。

二、非常特別稅法第二十二條に於て土地に關する附加稅又は特別稅の賦課に付之を同列に規定せるを以て團體に於て任意其一を擇ぶを得るものと誤解する向なきを保せずと雖も多額の收入を得んが爲め妄に特別稅に據るが如きは法の精神に非ざるが故に右等の措置は固く之を戒め從前の通附加稅を以て本則とし特殊の事情あるに非ざれば容易に段別割を賦課せざるの方針を採らしめられ度尤も水利組合北海道地方費及北海道土功組合等に在ては從前の例に依り取扱はしめられ可然。

三、非常特別稅法第二十二條中に水利の爲めに費用を要する場合に於ては特に內藏兩大臣の許可を受け制限超過の課稅を爲し得るの規定を設けられたるは主として團體存立の必要若は他の工事の爲め附屬の工事を要する等其他特別の事情に基き多額の費用を要し到底制限以內の課稅に依り之が支辨を爲すこと能はざ

ざるが如き、事實已むを得ざる場合に處する趣旨に外ならざるを以て精密の注意を加へられ度。

四、前項水利に關しては用惡水等專ら土地保護に關する事業は勿論、水害防禦を目的とする事業をも包含し、且町村又は間切島にして郡町村組合又は間切島組合より水利の爲に要する費用の分賦を受けたる場合に於ても、亦適用し得る義に有之。

五、地租附加稅又は特別稅の賦課に付ては、非常特別稅法に規定せる制限以內のものと雖も、尙市制町村制及明治三十三年勅令第百二十三號其他法令の規定に從ひ從前の通許可を要する義に有之。

第二款　第二次非常特別稅の徵收

以上述べたるが如くにして非常特別稅は明治三十七年四月以後徵收せらるることとなりしが、爾後戰局の發展に伴ひ軍費の必要益〻增大し、既述の臨時軍事費を以てしては軍費支辨に不足を告ぐるに至りたり。玆に於て政府は明治三十八年度豫算の編成に當りて、更に臨時軍事費七億圓、臨時事件豫備費八千萬圓、合計七億八千萬圓の追加額を計上し、而して之に對する財源は公債一時借入金、一般會計剩餘金及特別會計資金の繰入に依るの外、更に增稅等の收入を以て之に充てんとし、玆に第二次の增收計畫を樹てたり。此の第二次の增收計畫は、卽ち非常特別稅法を改正して既定の稅率を增加し及び新稅を賦課するの外、酒造稅法の改正及鑛業法の制定に依りて酒造稅及鑛業稅の定率を增加すると同時に、新に相續稅法を制定して相續稅を創設し、更に鹽專賣の制度を開始せんとするものにして、政府は此の增稅及新稅に依り六千六百四十八萬千十二圓、鹽專賣に依り千六百二十三萬九千六百六十七圓、合計八千二百七十二萬六百七十九圓の增收を得るの計算を立てたり。斯くて政府は右計畫に從ひ明治三十七年十一月召集の第二十一回帝國議會に非常特別稅法中改正法律案相續稅法案·鹽專賣法案·酒造稅法中改正法律案·鑛業法案を提出したり。而して相續稅に關する規定を非常特別稅法中に設くることなく、新に之に關する特別の單行法を制定せんとしたる理由は、相續稅は其の性質上戰時一時の課稅に止むることなく、永久の制度と爲すを適當なりと認めしに因るものなり。尙第二十一回帝國議會に於ては上述の增收に關する諸法案の外、租稅に關係ある各種法律の改正案又は新設案の提出せられしもの甚だ多數に上りたり。地租條例中改正法律案·所得稅法中改正法律案·酒精及酒精含有飮料稅法中改正法律案·麥酒稅法中改正法律案·沖繩縣酒類出港稅法中改正法律案·酒母醪及麴取締法案·酒造組合法案·登錄稅法中改正法律案·關稅定率法附屬輸入稅表中改正法律案·砂糖消費稅法中改正法律案·輸入原料砂糖戾稅法中改正法律案·賣藥稅法案は卽ち之なり。而して此等の諸法律案も其の大多數は直接又は間接に前記非常特別稅法の改正に關聯するものなるが、其の中或るものは多少の修正の上、或るものは原案の儘、何れも總て議會を通過したり。其の詳細は次章以下を參照すべし。今上述の第二次增收計畫の中鹽專賣に關する記述は之を第七編に讓り、其の他の增稅及新稅計畫の大要を擧ぐれば左の如し。

（一）地租

定率及第一次增徵の外、更に左の如き增徵を課す。

市街宅地	地價百分の二十
郡村宅地	地價百分の七
其他の土地	地價百分の一·八

（二）營業稅

本稅及第一次增徵の外、更に本稅八割の增徵を課す。

(三)　所得稅

第一種所得を甲乙二種に分ち、株主二十一人以上又は株主及社員二十一人以上を以て組織したる會社を甲種とし、其他の會社を乙種とし、甲種に對しては本稅の外に其の八割を增徵し、乙種に對しては本稅の外に所得額に應じて最低一割より最高六十四割迄の累進率を以て增徵し、第三種所得に對しては同じく最低三割最高二十割の累進率を以て增徵を爲す。

(四)　酒稅

清酒・濁酒・白酒・味淋・燒酎に對しては本稅及第一次增徵の外更に一石に付一圓五十錢を增徵し、酒精分二十度以上の清酒・濁酒・白酒・味淋及び同四十五度以上の燒酎に對しては、本稅及第一次增徵の外更に一石に付酒精分一度毎に七錢五厘を增徵し、酒精及酒精含有飮料に對しては酒精分二十度以下のものは本稅の外新に一石二圓の增徵をなし、二十度以上のものは本稅及第一次增稅の外更に一石に付酒精分一度毎に七錢五厘を增徵す。右と同時に酒造稅法を改正して、酒精分三十度以上の燒酎の稅率を左の如く增加す。

三十五度まで　一石に付二十圓
四十度まで　一石に付二十五圓
四十五度まで　一石に付三十圓

(五)　砂糖消費稅

第一種・第三種・第四種に對し本稅及第一次增徵の外更に各百斤に付五十錢を增徵す。

(六)　登錄稅

相續に因る不動產及船舶所有權の取得に對しては第一次增徵を廢止し、無償及有償取得に因る不動產及船舶の取得に對しては本稅及第一次增徵の外更に左の如く增徵を爲し、鑛業に關する登錄に對しては其の種類に從ひ新に十圓乃至五十圓の增徵を爲す。

無償取得　價格千分の十
有償取得　價格千分の五

(七)　取引所稅

商品及有價證券に對して本稅及第一次增徵の外更に約定高萬分の三を增徵す。

(八)　狩獵免許稅

本稅及第一次增徵の外更に一等十圓、二等十五圓、三等四圓の增徵を爲す。

(九)　鑛業稅

新に鑛業法を創定して採掘鑛區稅を千坪に付四十錢、試掘鑛區稅を千坪に付十錢と定め、而して此の鑛區稅に對する非常特別稅として、本稅及第一次增徵の外更に試掘に對して千坪二十錢、採掘に對して千坪十錢の增徵を爲し、且新に砂金採取地稅を設け、河床一町毎に年三十錢、非河床千坪毎に年三十錢の非常特別稅を課す。

(十)　賣藥營業稅

一方劑一箇年の製造高に對する定價總額に依りて十三の等級に分ち、本稅の外新に一圓乃至百圓の增徵を課す。

（十一）印紙稅

本稅の外新に左の增徵を爲すと共に、小切手印紙稅を新設して每通一錢の非常特別稅を課す。

稅法第四條の證書帳簿	一錢
判取帳	五錢
約束手形	金額に依りて八等に分ち三錢乃至五圓

（十二）輸入稅

輸入品の種類に依り從價五分乃至二割を增徵す（但し從量稅增率のものもあり）。其の種類は協定稅率に屬するものの外殆ど輸入品の全部に及ぶ。而して右と同時に米及籾に對して從價一割五分の新稅を課す。詳細は第六編關稅の部を參照すべし。

（十三）通行稅

汽車、汽船及電車の乘客に對し、哩程の長短及客室の等級に應じて新に一錢乃至十錢の稅金を課す。

（十四）織物消費稅

毛織物以外の織物に對しても價格一割五分の消費稅を新設す。

（十五）行政訴訟用印紙

行政訴訟の書類に對して其の種類に從ひ新に二十五錢乃至七圓の印紙を貼用せしむ。

（十六）相續稅

相續者の身分に依り且相續財產の價格に應じ、累進率を以て相續稅を賦課す。

以上は政府の第二次增收計畫案の大要なるが、本案の帝國議會に提出せらるるに先ち、政府竝に立憲政友會及憲政本黨の二大政黨は之に關して豫め交涉を遂げたる結果、相互の協調讓步に依りて政府原案に對し大要左の如き修正を加ふることとなりて協定成立したり。

（一）地租に對する第二次增徵を左の如く低減すること。

市街宅地	地價百分の十二
郡村宅地	地價百分の二
其他の土地	地價百分の一・二

（二）麥酒に對し第二次增徵として一石に付五十錢を課すること。

（三）砂糖消費稅に對しては、各種を通じて政府原案より五十錢を增徵すること。

（四）輸入稅に對しては、各種の稅目を調査して更に增徵を爲すこと。其の收入金額は約百萬圓程度とす。

（五）通行稅に對しては一等及二等の稅率を增加すること。尙ほ電車に依る通行稅は豫算に於て其の收入見込額を增額すること。

（六）毛織物以外の織物消費稅に對しては、原案の從價一割五分を減じて一割とし、又原案の現金納付方法を改めて印紙納付と爲し、尙ほ既製品に對しても課稅すること。

（七）非常特別稅として從價一割の繭輸入稅を新設すること。

然るに政府案が衆議院に提出せらるるや、衆議院は右の修正の外更に左の如き修正を施したり。

（一）所得稅中第一種所得の乙に對する增率に就き、原案の一割乃至六十四割を輕減して一割乃

至三十三割とすること。

（二）織物消費稅中既製品に對する徵稅方法を幾分緩和し、現金延納を許す規定を附則中に設くること。

（三）酒造稅法に於ける燒酎に對する定率の改正に就き、政府原案を左の如く輕減すること。

一石に付十八圓	三十五度まで
一石に付二十圓	四十度まで
一石に付二十三圓	四十五度まで

以上の如き諸修正を經て政府の增收計畫に關する諸法律案は衆議院を通過し、貴族院亦衆議院の修正の通之を可決したり。今右の中非常特別稅法中改正法律の全文（但し輸入稅に關する分を除く）を擧ぐれば左の如し。其の他の諸法律に關しては夫々後章關係各節を參照すべし。

法律第一號（明治三十八年一月一日）

非常特別稅法中左ノ通改正ス

第一條　臨時事件ニ因リ生シタル經費ヲ支辨スル爲本法ニ依リ租稅ヲ增徵シ若ハ賦課シ又ハ印紙ヲ增貼シ若ハ貼用セシム

第二條　左ニ揭クル租稅ニ付テハ關係法規ノ定メタル稅額ノ外左ノ割合ノ稅額ヲ增徵ス

一　地租	
市街宅地	地價百分ノ十七箇五
郡村宅地	地價百分ノ五箇五
其ノ他ノ土地	地價百分ノ三箇
二　營業稅	營業稅法ニ依ル稅額十五割
三　所得稅	
第一種　所得	
甲　株主二十一人以上又ハ株主及社員ノ數二十一人以上ヲ以テ組織シタル株式會社又ハ株式合資會社	所得稅法ニ依ル稅額十五割
乙　其ノ他ノ法人	
所得金額五千圓未滿	所得稅法ニ依ル稅額八割
所得金額一萬圓未滿	所得稅法ニ依ル稅額九割
所得金額一萬五千圓未滿	所得稅法ニ依ル稅額十割
所得金額二萬圓未滿	所得稅法ニ依ル稅額十二割
所得金額三萬圓未滿	所得稅法ニ依ル稅額十七割
所得金額五萬圓未滿	所得稅法ニ依ル稅額二十三割
所得金額十萬圓未滿	所得稅法ニ依ル稅額三十割
所得金額十萬圓以上	所得稅法ニ依ル稅額四十割
第三種　所得	
所得金額五百圓未滿	所得稅法ニ依ル稅額十割
所得金額千圓未滿	所得稅法ニ依ル稅額十一割

所得金額五千圓未滿　所得稅法ニ依ル稅額十三割
所得金額一萬圓未滿　所得稅法ニ依ル稅額十四割
所得金額一萬五千圓未滿　所得稅法ニ依ル稅額十五割
所得金額二萬圓未滿　所得稅法ニ依ル稅額十七割
所得金額三萬圓未滿　所得稅法ニ依ル稅額十九割
所得金額五萬圓未滿　所得稅法ニ依ル稅額二十一割
所得金額十萬圓未滿　所得稅法ニ依ル稅額二十四割
所得金額十萬圓以上　所得稅法ニ依ル稅額二十七割

四　酒稅

酒造稅法ニ依ル酒類

第一種　一石ニ付金二圓
第二種　一石ニ付金二圓
第三種　一石ニ付金二圓
第四種　一石ニ付金二圓
第五種　一石ニ付酒精分一度毎ニ金十錢

麥酒　一石ニ付金一圓

酒精又ハ酒精含有飲料　一石ニ付金二圓

原容量百分中純酒精ノ容量二十以下ノモノ

原容量百分中純酒精ノ容量二十ヲ超ユルモノ　一石ニ付原容量百分中純酒精ノ容量一箇毎ニ金十錢

沖繩縣酒類出港稅　酒造稅法ニ依ル酒類ニ對スル增徵稅率ニ同シ

五　砂糖消費稅

第一種　百斤ニ付金一圓
第二種　百斤ニ付金二圓八十錢
第三種　百斤ニ付金四圓三十錢
第四種　百斤ニ付金四圓七十錢

六　醬油稅

醬油稅則第二條本文ニ依ル場合

醬油　諸味一石ニ付金五十錢
溜　製成一石ニ付金五十錢

醬油稅則第二條但書ニ依ル場合

醬油　諸味一石ニ付金二十五錢
溜　製成一石ニ付金二十五錢

七　登錄稅

不動產ニ關スル登記　不動產價格千分ノ二十

登錄稅法第二條第三號ノ登記

登錄稅法第二條第四號ノ登記
從來保有セル所有權ノ保存
華族世襲財產ノ創設
船舶ニ關スル登記
登錄稅法第三條第三號ノ登記
登錄稅法第三條第四號ノ登記
從來保有セル所有權ノ保存
登錄稅法第六條及第六條ノ二ニ依ル登錄稅
課稅標準ノ千分比例ヲ以テ稅率ヲ定メタルモノ
一箇所每ニ又ハ一件每ニ稅額ヲ定メタルモノ
稅額金十圓ナルトキ金五圓
稅額金五圓ナルトキ金二圓
稅額金三圓ナルトキ金二圓
稅額金二圓ナルトキ金一圓
稅額金一圓ナルトキ金五十錢
稅額金五十錢ナルトキ金二十錢
鑛業ニ關スル登錄
試掘權ノ設定

不動產價格千分ノ十
不動產價格千分ノ三
不動產價格千分ノ五
船舶價格千分ノ三十
船舶價格千分ノ十
船舶價格千分ノ二
課稅標準千分ノ一
每一件金二十五圓

增區又ハ增減區ニ依ル試掘權ノ變更
相續以外ノ原因ニ因ル試掘權ノ移轉
採掘權ノ新規登錄
增區又ハ增減區ニ因ル採掘權ノ變更
相續以外ノ原因ニ因ル採掘權ノ移轉

八　取引所稅
商品、有價證券　每一件金十圓
國債及地方債證券　每一件金十圓

九　狩獵免許稅
一等　每一件金五十圓
二等　每一件金二十五圓
三等　每一件金二十五圓

十　鑛區稅
試掘　賣買各約定代金高萬分ノ六
採掘　同　萬分ノ二

十一　賣藥營業稅
每方劑一箇年ノ製造高ニ對スル定價總額三百圓未滿ノモノ　金二十圓
鑛區一千坪每ニ一箇年金二十錢
鑛區一千坪每ニ一箇年金二十錢

同五百圓未滿ノモノ　金三圓
同千圓未滿ノモノ　金五圓
同二千圓未滿ノモノ　金七圓
同三千圓未滿ノモノ　金十圓
同五千圓未滿ノモノ　金十五圓
同一萬圓未滿ノモノ　金二十圓
同二萬圓未滿ノモノ　金三十圓
同三萬圓未滿ノモノ　金四十圓
同五萬圓未滿ノモノ　金五十五圓
同七萬圓未滿ノモノ　金七十圓
同十萬圓未滿ノモノ　金八十五圓
同十萬圓以上　金百圓

十二　印紙稅

印紙稅法第四條ニ揭ケタル證書帳簿但シ約束手形及判取帳ヲ除ク　印紙稅金一錢
判取帳　印紙稅金五錢
約束手形　印紙稅金一錢
金高千圓以下

金高五千圓以下　印紙稅金四錢
金高一萬圓以下　印紙稅金十三錢
金高二萬圓以下　印紙稅金二十八錢
金高三萬圓以下　印紙稅金五十八錢
金高五萬圓以下　印紙稅金一圓十八錢
金高十萬圓以下　印紙稅金二圓三十八錢
金高十萬圓ヲ超ユルモノ　印紙稅金四圓九十八錢

十三　輸入稅（省略）

前項第三號株主又ハ株主及社員ノ數ハ其ノ事業年度間ノ最多數ニ依ル
第一項第十一號ノ定價總額ハ前年中ノ總額ニ依ル
第三條　左ノ割合ニ依リ小切手ニ印紙稅、砂金採取業者ニ砂金採取地稅、汽車、電車、汽船ノ乘客ニ通行稅、繰物ニ消費稅、繭、米及麥ニ輸入稅ヲ課ス

一　小切手印紙稅　一通每ニ金一錢
二　砂金採取地稅
　河床　採取區域一町每ニ一箇年金三十錢
　河床ニ非サルモノ　採取區域一千坪每ニ一箇年金三十錢
三　通行稅
　二百哩又ハ二百海浬以上

一等	金五十錢
二等	金二十五錢
三等	金四錢
二百哩又ハ二百海浬未滿	
一等	金四十錢
二等	金二十錢
三等	金三錢
百哩又ハ百海浬未滿	
一等	金二十錢
二等	金十錢
三等	金二錢
五十哩又ハ五十海浬未滿	
一等	金五錢
二等	金三錢
三等	金一錢
四　織物消費稅	價格百分ノ十五
毛織物	價格百分ノ十
毛織物以外ノ織物	

五　繭（各種）輸入稅　　從價一割

六　米及籾輸入稅　　從價一割五分

通行稅ヲ賦課スヘキ場合ニ於テ汽車、電車又ハ汽船ニシテ等級ヲ分タサルモノニ在リテハ三等ノ稅額ヲ適用シ二等三等ノ稅額ヲ適用シ四等級以上ニ分チタルモノニ在リテハ二等ト爲シ其ノ他ハ總テ三等ノ稅額ヲ適用ス

貸切、定期又ハ回數乘船車若ハ多人數乘船車ノ契約ヲ爲シタル場合ニ於テハ通行稅ハ第一項第三號稅額ノ五倍トス

第五條ヲ第五條ノ一トシ次ニ左ノ六條ヲ加フ

第五條ノ二　行政訴訟ノ書類ニハ其ノ正本ニ左ノ金額ノ印紙ヲ貼用スヘシ但シ裁判所書記ニ口述シテ調書ヲ作ラシメタルトキハ其ノ調書ニ印紙ヲ貼用スヘシ

一　訴狀	金七圓
二　故障	金一圓
三　證據調ノ申立	金一圓
四　判決ノ送達ヲ求ムル申立	金一圓
五　期日ノ變更、辯論ノ延期又ハ辯論期日ノ指定ノ申立	金四十五錢
六　從參加ノ申請	金四十五錢
七　忌避ノ申請	金四十五錢

八　費用額確定ノ申請　　金四十五錢

九　答辯書其ノ他前各號ニ揭ケサル申立又ハ申請　　金二十五錢

裁判費用ヲ濟清スルコトノ假免除アリタル場合ノ外前項ニ依リ印紙ヲ貼用セサル行政訴訟ノ書類ハ其ノ效ナキモノトス但シ印紙ヲ貼用セス又ハ貼用スルモ不足アルトキハ裁判所ハ相當印紙ヲ貼用セシメ之ヲ有效ナラシムルコトヲ得

第五條ノ三　小切手ノ印紙稅ニ付テハ印紙稅法第六條、第八條、第九條、第十一條、第十三條及第十四條ノ規定ヲ適用ス

第五條ノ四　砂金採取地稅ヲ徵收スル場合ニ於テ一町未滿又ハ一千坪未滿ノ端數ハ一町又ハ一千坪トシテ計算ス

第五條ノ五　砂金採取地稅ハ每年十二月中ニ翌年分ヲ前納スヘシ

砂金採取業ノ許可又ハ採取地ノ變更ニ依リ新ニ負擔シ又ハ不足セル砂金採取地稅ニシテ初年ニ係ルモノハ之ヲ卽納スヘシ

前項ニ依リ納付スヘキ砂金採取地稅ハ月割ヲ以テ之ヲ計算ス砂金採取業ノ廢止ノ年ニ係ルモノ亦同シ

第五條ノ六　通行稅ハ汽車、電車又ハ汽船營業者之ヲ徵收シ一箇月每ニ取纏メ翌月十日迄ニ之ヲ政府ニ納付スヘシ

汽車、電車又ハ汽船營業者カ前項ニ依リ徵收スヘキ通行稅ヲ納付セサルトキハ國稅徵收法ニ依リ該營業者ヨリ之ヲ徵收ス

外國行ノ汽船ニ乘シ外國ニ赴ク者ニハ通行稅ヲ課セス

當該官吏ハ汽車、電車又ハ汽船營業者ノ帳簿書類ヲ檢查スルコトヲ得

第五條ノ七　繭、米及叚輸入稅ニ付テハ關稅法及關稅定率法中有稅品ニ關スル規定ヲ準用ス

第六條　左ニ揭クルモノニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ消費稅ヲ免除ス

一　外國ニ輸出スル織物又ハ製品トナシテ外國ニ輸出セムトスル織物

二　製造者ノ自用ニ供スル織物

消費稅ヲ納付シタル織物又ハ之ヲ以テ製造シタル物品ヲ外國ニ輸出シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ交付金又ハ相當印紙ヲ交付ス

第七條　毛織物ノ消費稅ハ製造場、稅關又ハ保稅倉庫ヨリ毛織物ヲ引取ルトキ引取人之ヲ納付スヘシ

毛織物以外ノ織物ノ消費稅ハ製造場、稅關又ハ保稅倉庫ヨリ織物ヲ移出スル前之ニ相當印紙ヲ貼用シ稅金ノ納付ニ代フヘシ但シ移出前織物ノ價格ニ依リ之ニ相當スル稅金ヲ納付シ織物ニ稅金納付濟ノ證印ヲ受ケタルトキハ印紙ヲ貼用スルコトヲ要セス

印紙ヲ貼用スヘキ場合ニ於テ稅額一錢未滿ノ端數ハ總テ一錢トシテ計算ス

第二項ニ依ル印紙ノ貼用、消印及稅金納付濟ノ證印ニ關スル方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第八條ヲ左ノ如ク改ム

第八條ノ一　消費稅額ニ相當スル擔保物ヲ提供シタルトキハ政府ハ三箇月以內ノ期間ヲ以テ毛織物消費稅ノ徵收ヲ猶豫ス

第八條ノ二　左ノ場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ消費稅ヲ納付セスシテ織物ノ移出ヲ爲スコトヲ得

一　政府ノ承認ヲ得テ他ノ製造場ニ移出シ又ハ貯藏場ニ藏置スル爲織物ヲ移出スルトキ

二　政府ノ承認ヲ得テ染色、捺染、刺繡其ノ他ノ加工ヲ爲ス爲製造場又ハ藏置場ヨリ織物ヲ移出スルトキ

三　賃織場ヨリ賃織依賴者ニ織物ヲ引渡ストキ

四　一定ノ場所ニ於テ消費稅ヲ納付スル爲政府ノ定メタル條件ニ從ヒ織物ヲ移出スルトキ

五　輸出ノ目的ヲ以テ製造セル特殊ノ織物ニシテ製造場ニ於テ政府ノ免稅證印ヲ受ケタルトキ

前項ノ場合ニ於テハ移出先ヲ以テ製造場ト看做シ移出先ノ營業人ヲ以テ製造者ト看做ス

第八條ノ三　消費稅ヲ納付シ製造場ヨリ引取リタル毛織物ヲ再ヒ其ノ製造場ニ戻入シタル場合ニ於テ其ノ種類及數量ニ付政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ其ノ織物ヲ製造場ヨリ引取ルモ更ニ消費稅ノ徵收ヲ爲サス

第九條第一項中「製造場」ヲ「第八條ノ二ノ場合ノ外製造場」ニ改ム

同條第五項ノ次ニ左ノ二項ヲ加フ

第八條ノ二ノ場合ノ外製造場、稅關又ハ保稅倉庫ヨリ毛織物以外ノ織物ヲ移出セムトスル者ハ之ニ其ノ價格ヲ表記シ消費稅ニ相當スル印紙ヲ貼用スヘシ但シ第七條第二項但書ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

前項價格表記ノ方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條及第十一條中「又ハ第八條」ヲ「第八條ノ一、第八條ノ二又ハ第八條ノ三」ニ「毛織物又ハ石油」ヲ「織物」ニ改ム

第十二條　織物ヲ製造又ハ販賣セムトスル者ハ政府ニ申告スヘシ但シ自用ニ供スル織物ノミヲ製造セムトスル者ハ此ノ限ニ在ラス

第十三條ヲ左ノ如ク改ム

第十三條ノ一　織物製造者ハ其ノ製造場ニ於テ織物ノ賣買業ヲ兼營スルコトヲ得ス但シ政府ノ認許ヲ得製造ノ場所ト販賣ノ場所トヲ區劃シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十三條ノ二　織物販賣者印紙ヲ貼用シタル織物ヲ其ノ表記價格ヲ超エテ販賣セムトスルトキハ販賣者ハ價格ヲ改記シ之ニ相當スル印紙ヲ增貼スヘシ

第十四條、第十五條、第十六條、第二十條、第二十一條中「毛織物又ハ石油」ヲ「織物」ニ改ム

第十七條ヲ左ノ如ク改ム

第十七條ノ一　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ消費稅五倍ニ相當スル罰金ニ處シ直ニ其ノ稅金ヲ徵收ス但シ罰金額ハ十圓ヲ下ルコトヲ得ス

一　自用ニ供スル場合ノ外政府ニ申告セスシテ織物ヲ製造シタルトキ

二　外國ニ輸出スルモノトシテ消費稅ヲ免除セラレタル織物又ハ之ヲ以テ製造シタル物品ヲ內地ニ於テ消費シ又ハ內地ニ於テ消費スル目的ヲ以テ之ヲ讓渡シタルトキ

三　第八條ノ二ニ依リ移出シタル織物ヲ其ノ定メラレタル移出先ニ移入セス又ハ之ヲ消費シタルトキ

四　第十條又ハ第十一條ノ禁令ヲ犯シタルトキ

第十七條ノ二　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ脫稅高五倍ニ相當スル罰金ニ處シ直ニ其ノ稅金ヲ徵收ス但シ罰金額ハ五圓ヲ下ルコトヲ得ス

一　印紙ヲ貼用スヘキ織物ニシテ相當印紙ノ貼用ナキモノヲ販賣シタルトキ

二　第十三條ノ二ニ依ラスシテ印紙ヲ貼用シタル織物ヲ其ノ表記價格ヲ超エテ販賣シタルトキ

第十七條ノ三　織物販賣者印紙ヲ貼用スヘキ織物ニシテ相當印紙ノ貼用ナキモノヲ所持シタルトキハ五圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス

收稅官吏前項ノ犯則ヲ發見シタルトキハ處罰セラレタルト否トヲ問ハス販賣者ノ費用ヲ以テ其ノ織物ニ相當印紙ヲ貼用スルコトヲ得

前項ニ依ル費用ノ徵收ニハ國稅徵收法ノ規定ヲ準用ス

第十八條第一號中「毛織物又ハ石油」ヲ「織物」ニ改メ次ニ左ノ二號ヲ加ヘ第二號ヲ第四號ニ改ム

二　織物ニ印紙ヲ貼用スヘキ場合ニ於テ命令ノ定メタル方法ニ依リ貼用又ハ消印ヲ爲ササルトキ

三　織物ニ價格ヲ表記スヘキ場合ニ於テ命令ノ定メタル方法ニ依リ表記ヲ爲ササルトキ

第二十二條第三項中「營業稅、所得稅及鑛區稅」ヲ「營業稅、所得稅及鑛區稅」ニ改ム

第二十四條　削除

第二十五條　削除

附　則

本法ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ不動產及船舶ニ關スル登錄稅ニ關シテハ明治三十八年四月一日ヨリ、鑛業ニ關スル登錄稅及試掘鑛區稅ニ關シテハ鑛業法施行ノ日ヨリ、毛織物以外ノ織物消費稅ニ關シテハ明治三十八年二月一日ヨリ、輸入稅ニ關シテハ本法發布後六箇月ヲ經テ之ヲ施行ス

地租、營業稅、所得稅、賣藥營業稅ニ關シテハ明治三十八年分ヨリ本法ヲ適用ス但シ明治三十八年分賣藥營業稅前半年分ノ增徵額ハ本法施行後一箇月內ニ之ヲ納ムヘシ

明治三十八年分鑛區稅ノ增徵額及砂金採取地稅ハ本法施行ノ月ヨリ月割ヲ以テ計算シ本法施行ノ日ヨリ六十日以內ニ之ヲ納ムヘシ

本法施行前鑛業條例ニ依リ鑛業ニ關スル出願ヲ爲シ旣ニ非常特別稅法ニ依ル登錄稅ノ增徵額ヲ納メタル者鑛業法ニ依リ其ノ事項ニ付鑛業原簿ニ登錄ヲ受クルトキハ更ニ本法ニ依ル增徵額ヲ納ムルコトヲ要セス

本法施行前ヨリ織物ヲ製造又ハ販賣シ本法施行後引續キ之ヲ製造又ハ販賣セムトスル者ハ本法施行後三十日以內ニ政府ニ申告スヘシ但シ毛織物ヲ製造スル者及自用ニ供スル毛織物以外ノ織物ノミヲ製造スル者ニ關シテハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ期間內ハ從前ノ製造又ハ販賣ヲ繼續スルコトヲ得

本法施行ノ際織物販賣者ノ所持スル毛織物以外ノ織物ニハ其ノ價格百分ノ十ニ相當スル印紙ヲ貼用スヘシ但シ織物販賣者ハ本法施行ノ月ヨリ毎月ノ販賣高百分ノ十ニ相當スル金額ヲ其ノ翌月ヨリ一箇年以內ニ政府ニ納付スルノ條件ヲ以テ印紙貼用ノ免除ヲ請フコトヲ得

前項但書ニ依リ印紙免除ノ請求ヲ爲サムトスル者ハ本法施行後二十日以內ニ本法施行ノ際ニ所持シタル毛織物以外ノ織物ノ數量價額ヲ記載シ其ノ旨政府ニ申請スヘシ

本法施行ノ際織物ヲ販賣スル者ニハ本法施行後三十日以內ニ限リ第十七條ノ三ノ規定ヲ適用セス

附則第七項ニ依リ印紙ヲ貼用スヘキ場合ニ於テハ第七條第二項乃至第四項ノ規定ヲ準用ス

附則第八項ニ依リ印紙貼用ノ免除ヲ得タル場合ニ於テハ其ノ織物ニ移出前稅金納付濟ノ證印ヲ受クヘシ但シ小賣ニ供スルモノハ此ノ限ニ在ラス

附則第八項ニ依リ印紙貼用ノ免除ヲ得タル者ハ毎月其ノ織物販賣高ヲ政府ニ申告スヘシ

附則第八項ニ依リ印紙貼用ノ免除ヲ得タル者ノ納ムヘキ金額ニ關シテハ國稅徵收法ノ規定ヲ準用ス

右法律の公布と同時に勅令第一號を以て非常特別稅法施行規則にも左の如く改正を加へたり。

勅令第一號（明治三十八年一月一日）

非常特別稅法施行規則中左ノ通改正ス

第一條ノ二　株式會社又ハ株式合資會社カ所得稅法施行規則第三條ニ依リ損益計算書ヲ所轄稅務署ニ提出スル場合ニ於テハ其ノ事業年度間ニ於テ最多數ナリシ時ニ於ケル株主又ハ株

主及社員ノ數ヲ併セ申告スヘシ

第一條ノ三　賣藥營業者ハ毎年一月十五日迄ニ一方劑毎ニ前年中ニ製造シタル賣藥ノ定價總額ヲ所轄稅務署ニ申告スヘシ

第一條ノ四　通行稅ハ汽車、電車又ハ汽船ノ乘船車賃ヲ領收スルトキ之ヲ徵收スヘシ

第一條ノ五　汽車、電車又ハ汽船營業者ハ拂込書及計算書ヲ添附シ毎月十日迄ニ前月分ノ通行稅ヲ各營業場所在地ノ金庫ニ拂込ムヘシ但シ營業者カ本店所在地所轄稅務署ノ許可ヲ得タルトキハ之ヲ本店所在地ノ金庫ニ拂込ムコトヲ得

官設鐵道ニ於テ通行稅ヲ金庫ニ拂込ムトキハ計算書ノ添附ヲ省略スルコトヲ得

第二條中「毛織物又ハ石油」ヲ「織物」ニ改メ左ノ二項ヲ加フ

販賣場ヲ有シテ織物ヲ販賣セムトスル者ハ販賣場所轄稅務署ニ申告スヘシ

販賣場ヲ有セスシテ織物ヲ販賣セムトスル者ハ其ノ居所所轄稅務署ニ其ノ旨申告スヘシ

第三條、第五條、第十條、第十八條、第十九條、第二十一條、第二十二條中「毛織物又ハ石油」ヲ「織物」ニ改ムル外第四條中「毛織物又ハ石油」ヲ「織物」ニ改メ左ノ二項ヲ加フ

織物販賣者ニシテ販賣場ヲ有スル者販賣場所轄稅務署ニ申告スヘシ

織物販賣者ニシテ販賣場ヲ有セサル者其ノ居所ヲ移轉シタルトキハ其ノ旨移轉先ノ所轄稅務署ニ申告スヘシ

第七條中「毛織物又ハ石油製造業」ヲ「織物製造業又ハ販賣業」ニ改ム

第八條　織物製造者又ハ販賣者其ノ製造又ハ販賣ヲ廢止セムトスルトキハ其ノ旨所轄稅務署ニ申告スヘシ

第九條　外國ニ輸出スル織物又ハ製品ト爲シテ外國ニ輸出セムトスル織物ニ付消費稅ノ免除ヲ得ムトスルモノハ製造場ヨリ之ヲ引取リ又ハ移出スル都度所轄稅務署ノ承認ヲ受クヘシ」輸出ノ目的ヲ以テ製造セラルル織物ノミヲ製造スル製造場ニシテ所轄稅務署ハ前項ノ承認ノ省略ヲ許可スルコトヲ得製品ト爲シテ外國ニ輸出セムトスル織物ノミヲ製造スル製造場又ハ之ヲ藏置スル貯藏場ニシテ所轄稅務署ニ於テ取締上前二項ノ場合ニ於テ所轄稅務署カ織物又ハ其ノ製品ノ運搬藏置其ノ他ノ事項ニ付條件ヲ指定シタルトキハ其ノ條件ニ從フニ非サレハ消費稅ノ免除ヲ受クルコトヲ得ス

第九條ノ二　消費稅ヲ納付シタル織物又ハ之ヲ以テ製造シタル物品ヲ外國ニ輸出スル場合ニ於テ輸出港稅關ノ檢査ヲ受ケ其ノ織物又ハ其ノ物品ノ原料タル織物ニ付現金又ハ印紙ヲ以テ消費稅ヲ納付シタルノ證憑ヲ具シテ出願シタルトキハ消費稅額ニ相當スル金額ヲ交付ス但シ印紙ヲ貼用シタル織物ヲ輸出スル場合ニ於テハ消費稅納付ノ證憑ヲ具スルコトヲ要セス

第十一條　非常特別稅法第八條ノ二ニ依リ政府ノ承認ヲ得又ハ政府ノ免稅證印ヲ受クヘキ場合ニ於テハ所轄稅務署ニ對シテ其ノ承認又ハ免稅證印ヲ求ムヘシ

第九條第三項ノ規定ハ之ヲ前項ノ場合ニ準用ス

第十二條　非常特別稅法第六條及第八條ノ二ノ場合ノ外製造場ヨリ毛織物ヲ引取ラムトスル者ハ其ノ旨製造場所轄稅務署ニ申告シ併セテ其ノ價格ヲ申告スヘシ

第十二條ノ二　毛織物以外ノ織物ニ印紙ヲ貼用スル場合ニ於テハ織物ニ價格ヲ表記シ之ニ相當スル印紙ヲ貼用シ織物面ト印紙ノ彩紋トニカケテ之ニ消印スヘシ但シ印紙貼用者ハ結目ナキ絲ヲ以テ紙片ヲ織物ニ縫著シ紙片ニ價格ヲ表記シ其ノ絲ノ結束シタル場所ニ相當印紙ヲ貼用シ紙面ト印紙ノ彩紋トニカケテ之ニ消印スルコトヲ得

第十二條ノ三　非常特別稅法第七條第二項但書ニ依リ稅金ノ納付ヲ爲サムトスル者ハ織物ノ移出前其ノ旨所轄稅務署ニ申出ツヘシ此ノ場合ニ於テハ所轄稅務署ハ織物又ハ織物ニ縫著シタル紙片ニ納稅濟ノ旨ヲ記載シタル切符ヲ貼附シ又ハ織物ニ納稅濟ノ證印ヲ押捺スヘシ

第十四條中「本令」ヲ「非常特別稅法」ニ改ム

第十七條ノ二　印紙ヲ貼用シタル織物又ハ納稅濟ノ證印アル織物ニ加工セムトスル場合ニ於テ所轄稅務署ニ申出テ其ノ承認ヲ得タルトキハ代リ印紙ノ交付ヲ請求シ又ハ更ニ納稅濟ノ證印ヲ請求スルコトヲ得

第十七條ノ三　印紙ヲ貼用シタル織物又ハ納稅濟ノ證印アル織物ヲ小切レト爲シテ販賣セムトスルトキハ成ルヘク印紙貼用又ハ證印ナキ部分ヨリ之ヲ切離スヘシ但シ印紙貼用又ハ證印アル部分ヲ切取リ之ヲ保存シ毎月分ヲ取纏メ之ヲ所轄稅務署ニ提出シ廢棄ノ處分ヲ受クヘシ

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一條ノ三ニ依ル申告ハ明治三十八年ニ限リ本令施行後十五日以內ニ之ヲ爲スヘシ

明治三十八年法律第一號附則ニ依リ申告又ハ申請ヲ爲シ若ハ稅金納付濟ノ證印ヲ受クヘキ場合ニ於テハ所轄稅務署ニ對シテ之ヲ爲スヘシ

最初政府は右第二次の增稅に依りて既述の如く六千六百四十八萬千十二圓の增收を得るの豫なりしが、議會に於て前述の如き修正を受けたると、政府に於て計算の基礎を變更し豫算案を修正して酒稅及通行稅の收入を增加したるとの結果、差引歲入豫算八百五十九萬餘圓を減少して五千七百八十八萬九千百三十二圓の增收を得るの計算となれり。今政府原案と確定案とを比較對照すれば左表の如し。

種別	政府原案	修正確定案	增減
地租	三三、〇二五、三七七圓	一八、六四〇、六七八圓	減 一四、三八四、六九九圓
所得稅	五、八六二、二四〇	五、二八六、四六二	減 五七五、七七八
營業稅	五、八〇九、〇〇七	五、八〇九、〇〇七	—
酒稅	四一八、八九八	二、五六六、〇八三	增 二、一四七、一八五
砂糖消費稅	一、二一〇、三九四	二、四〇〇、一〇四	增 一、一八九、七一〇
織物消費稅	七、六五二、二六一	—	減 七、六五二、二六一
賣藥營業稅	八九、二七九	八九、二七九	—
鑛業稅	一、三八九、五八六	一、三八九、五八六	—
取引所稅	四三二、五六六	四三二、五六六	—
沖繩縣酒類出港稅	六六、五七七	六六、五七七	—
關稅	一、五二三、七九〇	二、六八七、六二六	增 一、一六三、八三六
通行稅	二、一三六、一三八	三、一八八、一八〇	增 一、〇五二、〇四二
相續稅	四、三〇九、五九六	四、三〇九、五九六	—
印紙收入	二、五五五、三〇三	一一、〇二三、三八八	增 八、四六八、〇八五
合計	六六、四八一、〇一二	五七、八八九、一三二	減 八、五九一、八八〇

非常特別稅の徵收は國民に對する空前の負擔なるが故に、之が實施に際しては特別の注意を加へ既に第一次增徵に際しても既述の如く稅務當局をして其の施行に對し特別の意を用ひしめしが、戰局の發展は上述の如く更に第二次の增徵を決行するの已むなきに至らしめ、國民に對し一層の負擔を加ふることとなりしを以て、之が施行には更に一段の注意を必要とするに至れり。茲に於て明治三十八年一月大藏省に各稅務監督局長を召集して增稅に關する各種の問題を協議せしめ、以て各地取扱の寬嚴を異にし、賦課の權衡を失ふが如きことなからしめんことを期したり。而して此の會議に於て大藏大臣は增稅施行の方針に關し訓示を與へて『抑も租稅の徵收は容易の業に非ず。殊に新稅の施行に於て然りとす。今や國民は實に空前の重稅を負擔せんとす。其克く之に堪ふるは固より忠君愛國の至誠に出づるに外ならず。故に其施行の局に當る者は穩和懇切を旨とし、情意の疏通を圖り、苟も漫りに職權の威力を示し、又は徒に行務の繁細を招くが如き弊なからしめ、納稅者の利便を圖り、納稅者をして喜んで君國に貢獻するの美風を發揮せしめ、圓滿に徵稅の目的を達することを期せざるべからず。些細の事情より意外の物議を惹起し、擧國一致の精神を傷くるが如きことなからんことを要す』云々と述べ、同時に又增稅の各種目に亙りて非常特別稅法施行上の心得を左の如く訓示したり。

第一條　施行規則ガ大綱ヲ定メ細目ニ渉ラザルハ、執行者ヲシテ活用ノ自在ヲ得セシメムトスルノ趣旨ニ出デタルモノナルヲ以テ、其施行ノ寬嚴緩急ハ各地ノ狀況ニ應ジ適實ニ斟酌スルヲ要ス。

第二條　通行稅ノ徵收ニ關シ、當業者ガ切符ニ稅金徵收濟ノ旨記載スルト否トハ其ノ自由ニ任シテ妨ナシ。

第三條　織物ニ印紙ヲ貼用セシムルハ官民ノ共ニ不便トスル所ナルヲ以テ、總テ現金納付ノ方法ニ出デシムルヲ方針トシ、其趣旨ヲ以テ當業者ニ勸告シ、官民ノ不便ナカラシムルヲ要ス。

第四條　織物ニ印紙貼用ノモノナキニ至ルトキハ稅金納付濟證印ハ殆ド其必要ナキニ至ルヲ以テ、包裝又ハ結束シタル織物ニ對シテハ一括シテ證書ヲ交付シ、又ハ證印ヲ押捺シ、若ハ切符ヲ貼附スル等、極メテ簡便ナル方法ニ出ヅルヲ要ス。免稅證印亦之ニ準ズ。

第五條　外國輸出ノ織物ニ付テハ成ルベク便宜ヲ圖リ、其ノ引取又ハ移出ノ承認ヲ爲ス場合ニ於テモ其取引ヲ害セザルコトニ注意シ、爲ニ輸出ヲ妨グルガ如キコトナキヲ要ス。

第六條　外國輸出織物ノ運搬藏置其他ノ事項ニ付條件ヲ指定スルハ取締上特ニ必要ナル場合ニ限ルヲ要ス。

第七條　外國輸出ノ織物ニ付テハ同業組合ノ檢査所等ヲ利用シ、檢査ノ際稅法上ノ手續ヲ兼行ハシムル等、總テ便宜ノ方法ヲ講ズルヲ要ス。

第八條　外國輸出ノ目的ヲ有スルモノトシテ取扱ハレタル織物ガ正確ニ輸出セラレタルヤ否ヤハ相當期間內ノ統計ヲ以テ之ヲ確ムベク、各織物ニ付其ノ聯絡ヲ保タシムルコトヲ要ス。

第九條　外國輸出ノ目的ヲ以テ製造セル特殊ノ織物ハ成ルベク寬大ノ認定ヲ爲シ、內地消費外國輸出兩用ノモノト雖、主トシテ外國輸出ニ供セラルルモノノ如キハ之ヲ特殊ノ織物ト認ムルコトヲ得。

第十條　外國輸出織物ニ付引取又ハ移出ノ承認省略ヲ許可シタルトキハ適宜期間ヲ指定シ、其期間內ニ於ケル引取又ハ移出織物ノ種類數量ヲ申告セシメ、所轄稅務署ハ之ヲ輸出港所轄稅務署ニ通報スルヲ要ス。

第十一條　他ノ製造場又ハ貯藏場ニ織物ヲ移出セシムル場合ニ於テハ其ノ距離又ハ設備ノ如何ヲ問フヲ要セズ。故ニ貿易港ニ於ケル仲買商若ハ輸出商ノ倉庫ニ移出スルモノノ如キ、又ハ市場ニ於ケル檢査場若クハ貯藏場ニ移出スルモノノ如キハ共ニ之ヲ承認スルコトヲ得。

第十二條　他ノ製造場又ハ貯藏場ニ織物ヲ移出セムトスル場合ニ於テハ、其ノ移出又ハ轉換ノ度數ヲ制限スルヲ要セズ。故ニ甲地ヨリ乙地ニ移出シ更ニ丙地ニ移出スルモノノ如キハ、製品製造者又ハ小賣者ノ手ニ轉ゼザル限リハ之ヲ承認スルコトヲ得。

第十三條　非常特別稅法第八條ノ二ガ、織物ノ無稅輸移出ヲ認ムル場合ノ一トシテ、政府ノ定メタル條件ニ從ヒ一定ノ場所ニ於テ消費稅ヲ納付スル場合ヲ揭ゲタルハ、地方ノ狀況ニ應ジ適當ノ條件ヲ定メテ無稅移出ヲ許シ、以テ取引ノ阻礙ヲ來サザラシメムトスルノ趣旨ニ出タルモノナルヲ以テ、實際ニ支障ナキ限ハ地方地方ニ適應シタル條件ヲ定メ、製造者ノ便宜トスル場所ニ於テ稅金ヲ納付スルコトヲ得セシメ、成ルベク不便ヲ感ゼシメザル方法ヲ講ズルコトヲ要ス。

第十四條　製造者ノ自用ニ供スル織物トハ製造者自家ノ用ニ供スル織物ヲ謂フ義ナリト雖、偶々賃銀ヲ得テ隣人ノ爲ニ製造シ與ヘタルモノノ如キマデ自家用ニ非ズトシテ稅金ヲ課シ、又ハ犯則者トスルニ及バズ。

第十五條　製造ノ申告ハ製造人各別ニ之ヲ爲スヲ本則トスト雖モ、一定ノ賃織依賴者ノ織物ヲ製造スルモノノ如キハ、賃織依賴者ニ於テ纏メテ申告スルニ於テハ各人ヲシテ申告セシムルヲ要セズ。

第十六條　小製造者ニ對シテハ豫メ其ノ製造力ヲ考査シ、不取締ノ虞ナキ限ハ織物移出ノ都度承認ヲ與フル等ノ煩ヲ省キ、其ノ他間接監視ノ方法ヲ採リ、自他ノ煩冗ヲ來サザルコトニ注意スルヲ要ス。

第十七條　一定ノ日ニ市場ヲ開設スル習慣アル地方又ハ小製造者ノ散在スル地方ニ於テハ、其ノ土地ノ狀況ニ從ヒ便宜共同貯藏場ヲ設置セシムル等、官民相互ノ便利ヲ講ズルヲ要ス。

第十八條　織物製造場ノ圖面又ハ製造用ノ器具機械ノ目錄ハ必要ノ場合ニ於テノミ提出セシムベキモノナルヲ以テ、圖面ハ大製造場ニシテ容易ニ其ノ內部ノ狀況ヲ知ル能ハザル如キ場合ニ限リ、目錄ハ監督上必要ト認ムル場合ニ於テ製造力ニ關係ヲ有スル主要ノモノニ限リ、提出ヲ命ズルコトトスベシ。

第十九條　毛織物以外ノ織物ニシテ納稅濟ノモノヲ製造場ニ戻入シタル場合ニ於テハ、毛織物ニ關スル法律ノ

規定ニ準ジ成ルベク重複課稅トナラザル樣注意スルコトヲ要ス。

第二十條　織物製造者ヲシテ織物賣買業ヲ兼營スルヲ得ザラシメタルハ取締上ノ必要ニ出デタルモノナルヲ以テ不取締ノ處ナキ限ハ區劃ノ認定ニ付テ嚴格ナル取扱ヲ爲スニ及バズ。

第二十一條　組合若クハ共同販賣所ニ於テ記帳シタルモノニ依リ織物出入ノ要領ヲ見ルコトヲ得ル場合ニ於テハ小製造者ノ帳簿ノ記載方等ニ付テハ寬大ノ取扱ヲ爲スヲ要ス。

第二十二條　織物消費稅ハ新規ノ課稅ナルヲ以テ當業者中ニハ不知不識法規ニ違反シ居ルコト尠カラザルベシ。故ニ小犯則ニ對シテハ成ルベク說諭ヲ與ヘテ將來ヲ警戒スル等充分斟酌ヲ與フベシ。

第二十三條　當業者ニ對シテハ成ルベク便宜ヲ與フルト同時ニ關係官廳ハ織物ノ出入其他ニ付機宜ノ通信ヲ爲シ連絡ヲ保チ徵稅上闕漏ナカラシムルコトニ注意スルヲ要ス。

第二十四條　他ノ稅務署所管內ニ製造場又ハ販賣場ヲ移轉スルノ申告アリタルトキ又ハ織物ヲ移出スルノ承認ヲ與ヘタルトキハ關係稅務署ハ互ニ其ノ必要ナル事項ヲ通報スルヲ要ス。

第二十五條　收稅官吏ハ現金又ハ現金ト同樣ナルモノノ取扱ヲ爲スガ故ニ之ガ監督ヲ嚴重ニシ苟モ過誤ヲ生ズルガ如キコトナカラシムルコトニ深ク注意ヲ要ス。

第二十六條　織物販賣者ガ二月一日ニ於テ所持スル織物ノ數量價格ヲ屆出デタル場合ニ於テ政府ガ豫テ推算シタル高ト大同小異ナル場合ニ於テハ其ノ數量價格ヲ以テ相當ノモノト認定スベシ。別ニ實地ニ就テ檢査ヲ爲ス如キ煩雜ノ取扱ヲ爲スニ及バズ。

第二十七條　各販賣者ガ二月一日ニ於テ所持スル高トシテ政府ノ推算シタル價格ハ其ノ希望ニ依リ販賣者ニ內示スルモ妨ナシ。

第二十八條　各販賣者ガ二月一日ニ於テ所持スル織物ニ付テハ其ノ販賣シ終ル時期ノ見込ヲモ豫メ屆出デシムルコトニ注意スベシ。

第二十九條　本年法律第一號附則第七項ニ依リ印紙貼用免除ヲ許可スル場合ニ於テハ成ルベク三箇月每ノ賣上高ニ依ル稅金ヲ取纏メ翌月ニ之ヲ政府ニ納付セシムル樣條件ヲ定ムルヲ要ス。

今左に第一次及第二次非常特別稅の稅率を併せ表示して一覽に便ならしむ。但し此の中輸入稅に關しては關稅の編に於て其の詳細を述ぶべきを以て、茲には煩を厭ひて一切之を省略したり。

非常特別稅法に依る稅率一覽表

稅目		定率	第一次增率	第二次增率	合計
地租	郡村宅地	地價百分の二·五	地價百分の三·五	地價百分の二·〇	地價百分の八·〇
	市街宅地	同百分の二·五	同百分の五·五	同百分の一二·〇	同百分の二〇·〇
	其他の土地	同百分の二·五	同百分の一·八	同百分の一·二	同百分の五·五
營業稅		壹箇	七割	八割	二箇五分
所得稅	第一種甲	壹箇	七割	八割	二箇五分
	第一種乙				
	所得金額五千圓未滿	壹箇	七割	一割	壹箇八分
	同一萬圓未滿	壹箇	七割	二割	壹箇九分
	同一萬五千圓未滿	壹箇	七割	三割	二箇
	同二萬圓未滿	壹箇	七割	五割	二箇二分
	同三萬圓未滿	壹箇	七割	十割	二箇七分
	同五萬圓未滿	壹箇	七割	十六割	三箇三分
	同十萬圓未滿	壹箇	七割	二十三割	四箇

所得金額十萬圓以上	壹箇	七割	三十三割	五箇
第三種				
所得金額五百圓未滿	壹箇	七割	三割	二箇
同　千圓未滿	壹箇	七割	四割	二箇一分
同　五千圓未滿	壹箇	七割	六割	二箇三分
同　一萬圓未滿	壹箇	七割	七割	二箇四分
同　一萬五千圓未滿	壹箇	七割	八割	二箇五分
同　二萬圓未滿	壹箇	七割	十割	二箇七分
同　三萬圓未滿	壹箇	七割	十二割	二箇九分
同　五萬圓未滿	壹箇	七割	十四割	三箇一分
同　十萬圓未滿	壹箇	七割	十七割	三箇四分
同　十萬圓以上	壹箇	七割	二十割	三箇七分
酒稅				
酒造稅				
第一種	一石　十五圓	一石　五十錢	一石　一圓五十錢	一石　十七圓
第二種	同　十八圓	同　五十錢	同　一圓五十錢	同　二十圓
第三種	同　二十圓	同　五十錢	同　一圓五十錢	同　二十二圓
第四種	同　二十三圓	同　五十錢	同　一圓五十錢	同　二十五圓
第五種	同(酒精分一度毎に)　七十五錢	同(酒精分一度毎に)　二錢五厘	同(酒精分一度毎に)　七錢五厘	同(酒精分一度毎に)　八十五錢
麥酒稅	一石　七圓	一石　五十錢	一石　五十錢	一石　八圓
酒精及酒精含有飲料稅				

原容量百分中純酒精の容量二十以下のもの	一石　十六圓	—	一石　二圓	一石　十八圓
原容量百分中純酒精の容量二十以上のもの	同(酒精分一度毎に)　七十五錢	同(酒精分一度毎に)　二錢五厘	同(酒精分一度毎に)　七錢五厘	同(酒精分一度毎に)　八十五錢
沖繩縣酒類出港稅	本稅は酒造稅と同じきを以て別に掲上せず			
砂糖消費稅				
第一種	百斤　一圓	百斤一圓(三十七年九月迄)／—(三十七年十月以降)	百斤　一圓	百斤　二圓
第二種	同　一圓六十錢	同　三圓／百斤　二圓三十錢	同　五十錢	同　四圓四十錢
第三種	同　二圓二十錢	同　三圓三十錢	同　一圓	同　六圓五十錢
第四種	同　二圓八十錢	同　三圓七十錢	同　一圓	同　七圓五十錢
醬油稅				
醬油造石稅				
醬油(稅則第二條本文の分)	諸味一石　二圓	諸味一石　五十錢	—	諸味一石　二圓五十錢
溜(同上)	製成一石　二圓	製成一石　五十錢	—	製成一石　二圓五十錢
醬油(稅則第二條但書の分)	諸味一石　一圓	諸味一石　二十五錢	—	諸味一石　二圓二十五錢
溜(同上)	製成一石　一圓	製成一石　二十五錢	—	製成一石　二圓二十五錢
登錄稅				
不動產に關する登記				
第一號の登記	不動產價格千分の五	不動產價格千分の三	增徵廢止	不動產價格千分の五
第二號の登記	同　千分の五	同　千分の五	同上	同　千分の五
第三號の登記	同　千分の四十	同　千分の十	不動產價格千分の十	同　千分の六十
第四號の登記	同　千分の二十五	同　千分の五	同　千分の五	同　千分の三十五
從來保有せる所有權の保存	同　千分の二	同　千分の三	—	同　千分の五

華族世襲財産の創設								
船舶に關する登記								
第一號の登記	船舶價格	千分の三	課稅標準額千分の三	每一件	五圓	每一件	七圓	一圓五十錢
第二號の登記	同	千分の三	同　千分の四	同	三圓	同	三圓	同
第三號の登記	同	千分の二十	同	同	二圓	同	一圓五十錢	同
第四號の登記	同	千分の十五	同	每一箇所	十圓	每一箇所	十五圓	同
從來保有せる所有權の保存	同	千分の一	同	同	一圓	每一件	七圓	同
第六條及第六條ノ二に依る登錄稅	不動産價格千分の二十		課稅標準額千分の三	每一件	五圓	每一件	七圓	一圓五十錢
第六條商事會社其の他營利を目的とする法人の登記	不動産價格千分の五		同　千分の四	同	三圓	同	五圓	同
第一號及第二號	船舶價格	千分の二	課稅標準額千分の一	每一件	二圓	每一件	二圓	五十錢
第三號・第四號・第五號・第六號・第七號・第八號	同	千分の五	同　千分の一	同	二圓	同	二圓	同
第九號・第十號・第十一號	同	千分の二十	同	每一箇所	五圓	每一箇所	十圓	同
第十二號	同	千分の十五	同	同	一圓	每一件	二圓	同
第十三號・第十四號・第十五號・第十六號	同	千分の一	同	每一件	二圓	同	五圓	同
第十七號	同	千分の二	同	每一件	二圓	每一件	二圓	五十錢
第十八號・第十九號及支店所在地に於て前各號の登記を受くるとき	同	千分の五	同	同	二圓	同	二圓	同
第六條財團法人又は營利を目的とせざる社團法人の登記	增徵廢止		課稅標準額千分の一	每一件	二圓	每一件	七圓	一圓五十錢
第一號	船舶價格	千分の三	課稅標準額千分の四	每一件	五圓	每一件	七圓	一圓五十錢
第二號	同	千分の三	同　千分の五	同	三圓	同	五圓	同
第三號	同	千分の五十	同　千分の二	每一箇所	十五圓	每一箇所	十五圓	同
	同	千分の二十五	同	每一件	七圓	每一件	七圓	一圓五十錢
	同	千分の三	同	同	五圓	同	五圓	同

第四號・第五號	同	一圓	每一件	五圓	每一件	二圓	同	五十錢
第六號・第七號・第八號及主たる事務所に非ざる事務所所在地に於て前各號の登記を受くるとき	同	五十錢	同	二圓	同	二十錢	同	五十錢
第六條ノ二に依る登記								
第一號・第二號・第三號	每一件	五圓	每一件	二圓	每一件	五十錢	每一件	二十五圓
第四號・第五號	同	二圓	同	一圓	同	二十錢	同	二十五圓
第六號・第七號	同	一圓	同	五十錢	同	一圓	同	二十五圓
支店所在地に於て前各號の登記を受くるとき	同	五十錢	同	二十錢	同	五十錢	同	二十五圓
鑛業に關する登錄								
試掘權の設定	每一件	七十五圓	每一件	五十錢	每一件	二十五圓	每一件	百圓
增區又は增減區に依る試掘權の變更	同	三十五圓	同	二十五圓	同	十圓	同	四十五圓
相續以外の原因に因る試掘權の移轉	同	三十五圓	同	二十五圓	同	十圓	同	四十五圓
採掘權の新規登錄	同	三十五圓	同	二十五圓	同	十圓	同	四十五圓
增區又は增減區に因る採掘權の變更	同	百五十圓	同	五十圓	同	五十圓	同	二百圓
相續以外の原因に因る採掘權の移轉	同	七十五圓	同	二十五圓	同	二十五圓	同	百圓
試掘	同	七十五圓	同	二十五圓	同	二十五圓	同	百圓
採掘	同	百五十圓	同	五十圓	同	二十五圓	同	二百圓
試掘增區及增減區に係る訂正	同	三十圓	同	十圓	同	二十五圓	同	二十五圓
採掘增區及增減區に係る訂正	同	七十五圓	同	二十五圓	同	二十五圓	同	二十五圓
買受讓受	同	七十五圓	同	二十五圓	同	二十五圓	同	二十五圓
取引所稅								

商品有價證券	賣買各約定代金高	萬分の六	上
國債及地方債證券	同	萬分の三	上
狩獵免許稅			
一等		二十圓	同
二等		十圓	同
三等		二圓	同
鑛區稅			
試掘	鑛區千坪毎に一箇年	十錢	同
採掘	同	四十錢	同
砂金採取地稅			
河床	一方に付	二圓	同
河床に非ざるもの			
賣藥營業稅			
毎方哩一箇年の製造高に對する定價總額三百圓未滿のもの			同
同　千圓未滿のもの			同
同　二千圓未滿のもの			同
同　三千圓未滿のもの			同
同　五千圓未滿のもの			同
同　一萬圓未滿のもの			同
同　二萬圓未滿のもの			同

商品有價證券	賣買各約定代金高	萬分の三	同
國債及地方債證券	同	萬分の二	同
狩獵免許稅			
一等		十圓	同
二等		五圓	同
三等		一圓	同
鑛區稅			
試掘	鑛區千坪毎に一箇年	十圓	同
採掘	同	毎十錢同	同
砂金採取地稅			
河床	採取區域一町毎に一箇年	三十錢	同
河床に非ざるもの	同千坪毎に一箇年	三十錢	同
賣藥營業稅			
毎方哩一箇年の製造高に對する定價總額三百圓未滿のもの			同
同　千圓未滿のもの			同
同　二千圓未滿のもの			同
同　三千圓未滿のもの			同
同　五千圓未滿のもの			同
同　一萬圓未滿のもの			同
同　二萬圓未滿のもの			同

商品有價證券	賣買各約定代金高	萬分の十二	同
國債及地方債證券	同	萬分の五	同
狩獵免許稅			
一等		四十圓	同
二等		三十圓	同
三等		七圓	同
鑛區稅			
試掘	鑛區千坪毎に一箇年	三十錢	同
採掘	同	同　六十錢	同
砂金採取地稅			
河床	採取區域一町毎に一箇年	三十錢	同
河床に非ざるもの	同千坪毎に一箇年	三十錢	同
賣藥營業稅			
毎方哩一箇年の製造高に對する定價總額三百圓未滿のもの			同
同　千圓未滿のもの			同
同　二千圓未滿のもの			同
同　三千圓未滿のもの			同
同　五千圓未滿のもの			同
同　一萬圓未滿のもの			同
同　二萬圓未滿のもの			同

商品有價證券	賣買各約定代金高	萬分の三	同
國債及地方債證券	同	萬分の二	同
狩獵免許稅			
一等		十圓	同
二等		五圓	同
三等		一圓	同
鑛區稅			
試掘	鑛區千坪毎に一箇年	十圓	同
採掘	同	毎十錢同	同
砂金採取地稅			
河床	採取區域一町毎に一箇年	三十錢	同
河床に非ざるもの	同千坪毎に一箇年	三十錢	同
賣藥營業稅			
毎方哩一箇年の製造高に對する定價總額三百圓未滿のもの			同
同　千圓未滿のもの			同
同　二千圓未滿のもの			同
同　三千圓未滿のもの			同
同　五千圓未滿のもの			同
同　一萬圓未滿のもの			同
同　二萬圓未滿のもの			同

同　三萬圓未滿のもの		上	同
同　五萬圓未滿のもの		上	同
同　七萬圓未滿のもの		上	同
同　十萬圓未滿のもの		上	同
同　十萬圓以上のもの		上	同
印紙稅			
委任狀		一錢	同
判取帳		二十錢	同
約束手形			
千圓以下のもの		二錢	同
五千圓以下のもの		二錢	同
一萬圓以下のもの		二錢	同
二萬圓以下のもの		二錢	同
三萬圓以下のもの		二錢	同
五萬圓以下のもの		二錢	同
十萬圓以下のもの		二錢	同
十萬圓を超ゆるもの		二錢	同
前揭以外の印紙稅法第四條に揭げたる證書帳簿		二錢	同
小切手印紙稅		—	同
通行稅			
二百哩又は二百海哩以上		同	同
同		四十圓	同
同		五十五圓	同
同		七十圓	同
同		八十五圓	同
同		百圓	同
同		二錢	同
同		一錢	同
同		五錢	同
同		十三錢	同
同		二十八錢	同
同		五十八錢	同
同		一圓十八錢	同
同		二圓三十八錢	同
同		四圓九十八錢	同
同		一錢	同
同		一錢	同

同　三萬圓未滿のもの		上	同
同　五萬圓未滿のもの		上	同
同　七萬圓未滿のもの		上	同
同　十萬圓未滿のもの		上	同
同　十萬圓以上のもの		上	同
印紙稅			
委任狀		一錢	同
判取帳		二十錢	同
約束手形			
千圓以下のもの		二錢	同
五千圓以下のもの		二錢	同
一萬圓以下のもの		二錢	同
二萬圓以下のもの		二錢	同
三萬圓以下のもの		二錢	同
五萬圓以下のもの		二錢	同
十萬圓以下のもの		二錢	同
十萬圓を超ゆるもの		二錢	同
前揭以外の印紙稅法第四條に揭げたる證書帳簿		二錢	同
小切手印紙稅		—	同
通行稅			
二百哩又は二百海哩以上		同	同
同		四十二圓	同
同		五十七圓	同
同		七十二圓	同
同		八十七圓	同
同		百二圓	同
同		二錢	同
同		一錢	同
同		三錢	同
同		十五錢	同
同		三十錢	同
同		六十錢	同
同		一圓二十錢	同
同		二圓四十錢	同
同		五圓	同
同		一錢	同

一等	—	—	五十錢	五十錢
二等	—	—	二十五錢	二十五錢
三等	—	—	四錢	四錢
二百哩又は二百海浬未滿				
一等	—	—	四十錢	四十錢
二等	—	—	二十錢	二十錢
三等	—	—	三錢	三錢
百哩又は百海浬未滿				
一等	—	—	二十錢	二十錢
二等	—	—	十錢	十錢
三等	—	—	二錢	二錢
五十哩又は五十海浬未滿				
一等	—	—	五錢	五錢
二等	—	—	三錢	三錢
三等	—	—	一錢	一錢
織物消費稅				
毛織物	—	價格百分の十五	—	價格百分の十五
毛織物以外の織物	—	—	價格百分の十	同百分の十
石油消費稅	—	三十七年九月迄　毎ガルロン三錢二厘 三十七年十月以降　—	—	毎ガルロン三錢二厘
民事訴訟用印紙				
第一審				
財產權上の請求に係るもの				
訴訟物の價格金五圓まで	二十錢	五錢	—	二十五錢
同　十圓まで	三十錢	十錢	—	四十錢
同　二十圓まで	六十錢	二十錢	—	八十錢
同　五十圓まで	一圓五十錢	三十錢	—	一圓八十錢
同　七十五圓まで	二圓二十錢	三十錢	—	二圓五十錢
同　百圓まで	三圓	五十錢	—	三圓五十錢
同　二百五十圓まで	六圓五十錢	五十錢	—	七圓
同　五百圓まで	十圓	二圓	—	十二圓
同　七百五十圓まで	十三圓	二圓	—	十五圓
同　千圓まで	十五圓	三圓	—	十八圓
同　二千五百圓まで	二十圓	五圓	—	二十五圓
同　五千圓まで	二十五圓	五圓	—	三十圓
同　五千圓以上	千圓に達する毎に二圓を加ふ	千圓に達する毎に一圓を加ふ		千圓に達する毎に三圓を加ふ
財產權上の請求に非ざるもの	三圓	五十錢	—	三圓五十錢
控訴審				
財產權上の請求に係るもの				
訴訟物の價格金五圓まで	三十錢	二錢五厘	—	三十二錢五厘
同　十圓まで	四十五錢	五錢	—	五十錢
同　二十圓まで	九十錢	十錢	—	一圓
同　五十圓まで	二圓二十五錢	十五錢	—	二圓四十錢

訴訟物の價格金七十五圓まで	三圓三十錢	十五錢	—	三圓四十五錢
同　百圓まで	四圓五十錢	二十五錢	—	四圓七十五錢
同　二百五十圓まで	九圓七十五錢	二十五錢	—	十圓
同　五百圓まで	十五圓	一圓	—	十六圓
同　七百五十圓まで	十九圓五十錢	一圓	—	二十圓五十錢
同　千圓まで	二十二圓五十錢	一圓五十錢	—	二十四圓
同　二千五百圓まで	三十圓	二圓五十錢	—	三十二圓五十錢
同　五千圓まで	三十七圓五十錢	二圓五十錢	—	四十圓
同　五千圓以上	千圓に達する毎に一圓を加ふ	千圓に達する毎に五十錢を加ふ	—	千圓に達する毎に一圓五十錢を加ふ
財産權上の請求に非ざるもの	四圓五十錢	二十五錢	—	四圓七十五錢
上告審				
財産權上の請求に係るもの 訴訟物の價格金五圓まで	四十錢	五錢	—	四十五錢
同　十圓まで	六十錢	十錢	—	七十錢
同　二十圓まで	一圓二十錢	二十錢	—	一圓四十錢
同　五十圓まで	三圓	三十錢	—	三圓三十錢
同　七十五圓まで	四圓四十錢	三十錢	—	四圓七十錢
同　百圓まで	六圓	五十錢	—	六圓五十錢
同　二百五十圓まで	十三圓	五十錢	—	十三圓五十錢
同　五百圓まで	二十圓	二圓	—	二十二圓
同　七百五十圓まで	二十六圓	二圓	—	二十八圓

同　千圓まで	三十圓	三圓	—	三十三圓
同　二千五百圓まで	四十圓	五圓	—	四十五圓
同　五千圓まで	五十圓	五圓	—	五十五圓
同　五千圓以上	千圓に達する毎に二圓を加ふ	千圓に達する毎に一圓を加ふ	—	千圓に達する毎に三圓を加ふ
財産權上の請求に非ざるもの	六圓	五十錢	—	六圓五十錢
支拂命令の申請				
訴訟物の價格金二十圓まで	二十錢	二十錢	—	四十錢
同　五十圓まで	二十錢	七十錢	—	九十錢
同　七十五圓まで	二十錢	一圓五錢	—	一圓二十五錢
同　百圓まで	二十錢	一圓五十五錢	—	一圓七十五錢
同　二百五十圓まで	二十錢	三圓三十錢	—	三圓五十錢
同　五百圓まで	二十錢	五圓八十錢	—	六圓
同　七百五十圓まで	二十錢	七圓三十錢	—	七圓五十錢
同　千圓まで	二十錢	八圓八十錢	—	九圓
同　二千五百圓まで	二十錢	十二圓三十錢	—	十二圓五十錢
同　五千圓まで	二十錢	十四圓八十錢	—	十五圓
同　五千圓以上	二十錢	千圓に達する毎に一圓三十錢を加ふ	—	二十錢の外千圓に達する毎に一圓五十錢を加ふ
其の他の申立又は申請にして訴訟物の價格又は請求の價額金二十圓以上なるとき				
期日の變更、辯論の延期又は辯論期日の指定の申立	二十錢	二十錢	—	四十錢
中斷又は中止したる訴訟手續の受繼の申立	二十錢	二十錢	—	四十錢

從參加の申請	二十錢
忌避の申請	二十錢
和解の申立	二十錢
費用額確定の申請	二十錢
假執行の宣告を求むる申立	二十錢
强制執行の停止又は續行若は執行處分の取消の申立	二十錢
配當要求	二十錢
家資分散の申立又は家資分散者の復權の申立	二十錢
强制競賣又は强制管理の申立	二十錢
債權又は他の財產權差押の申請	二十錢
民事訴訟法第七百三十二條乃至第七百三十四條の申立	二十錢
證據調の申立	五十錢
判決の送達を求むる申立	五十錢
執行力ある正本を求むる申立但し正本數通を求むるときは每通	五十錢
假差押又は假處分の申請	五十錢
抗告	五十錢
故障	五十錢
答辯書其の他特に揭げざる申立又は申請	二十錢
裁判上代位の申請	二十錢
競賣法に依る競賣の申立	二十錢

裁判上の代位、競賣法に依る競賣又は不動產登記に關する抗告	五十錢
商事非訟事件に關する申立又は申請	
抗告	五十錢
債權者より爲す破產宣告の申立	五十錢
支拂猶豫の申立	五十錢
其の他の申立（假差押の申立又は申請を除く）	二十錢
假差押の申立	五十錢
破產手續の開始及破產手續の再施 財團の價格	
金五圓まで	四十錢
同十圓まで	六十錢
同二十圓まで	一圓二十錢
同五十圓まで	三圓
同七十五圓まで	四圓四十錢
同百圓まで	六圓
同二百五十圓まで	十三圓
同五百圓まで	二十圓
同七百五十圓まで	二十六圓
同千圓まで	三十圓
同二千五百圓まで	四十圓
同五千圓まで	五十圓

財團の價格	金五千圓以上	千圓に達する毎に四圓を加ふ	千圓に達する毎に二圓を加ふ	千圓に達する毎に六圓を加ふ
行政訴訟用印紙				
訴狀	七圓			七圓
故障	一圓			一圓
證據調の申立	一圓			一圓
判決の送達を求むる申立	四十五錢			四十五錢
期日の變更、辯論の延期又は期日の指定の申立	四十五錢			四十五錢
從參加の申請	四十五錢			四十五錢
忌避の申請	一圓			一圓
費用額確定の申請	一圓			一圓
答辯書其の他前各號に揭げさる申立又は申請	二十五錢			二十五錢

（備　考）北海道の地租定率は百分の一箇にして、增徵は普通の地租に同じ。

第三款　非常特別稅の實施

第一項　實施の機關及經費

稅務施行の機關は內國稅に在りては稅務署にして、稅務監督局更に之を監督し、輸入稅に在りては稅關なり。而して稅務機關は從來數次の行政整理に依り定員及經費の刪減を受け、當時に在りては經常事務の處理も尙ほ頗る困難とせし所にして、此の上更に非常特別稅徵收の事務を附加せらるることは殆ど其の負擔に堪へざらんとするの狀態なりき。加ふるに稅務官吏にして戰役の爲め陸海軍の召集に應じたるもの三百餘人の多きに達し、愈〻徵稅事務執行の困難を增加したり。然れども戰時の增稅は非常の事件にして、事に當る者亦非常の覺悟を要すべきを以て、租稅の增徵に際しては之が爲め特に機關の設置を求むることなく、專ら事務の簡捷を旨とし、經費の節約を圖り、特に已むを得ざる場合に於ても臨時雇員を以て之を補助せしめ、主として既定吏員をして之に當らしむるの方針を採りたり。又新稅の施行に關しても、徵收檢查監視等外部に對して直接職務を執行する者にしては必要缺くべからざる者に限り吏員の增加を求め、內部の事務に就ては成るべく從來の吏員をして之に當らしむることとしたり。卽ち之を詳言すれば地租營業稅所得稅酒稅醬油稅登錄稅取引所稅狩獵免許稅鑛區稅賣藥營業稅印紙稅等に對する增徵及び小切手印紙稅砂金採取地稅通行稅等の新設に關しては、新に定員の增加を求むることなく既定吏員に依りて之を擔當せしめ、其他の繊物消費稅相續稅砂糖消費稅等の新設又は增徵に關してのみ吏員を增加したり。斯くて非常特別稅の施行に關して職員を增加したる數は、稅務監督局稅務屬五十一人、稅務監督局技師三人、稅務監督局技手二十八人、稅務署稅務屬九百九十八人、稅務署技手百四人、稅關事務官補二十四人、稅關監視十一人、稅關鑑定官補十六人、稅關監吏五十五人、計千二百九十人にして、更に之を稅目に分配すれば、毛繊物消費稅に對し百三十六人、沖繩縣酒類出港稅に對し六人、砂糖消費稅に對し二十一人、輸入稅に對し三十二人、繊物消費稅に對し千二十九人、相續稅に對し六十六人なりとす。

增稅施行機關の設備右の如くなるが故に、之に要する經費も極めて節約を旨とし、豫算の配賦の如き、支出の監督の如き最も深く意を用ゐたり。增稅施行に要する經費は總て臨時事件費として之を

支出し、分ちて稅務監督諸費・內國稅諸費・關稅諸費の三となし、明治三十七年四月臨時事件費の支出科目を定め、各目節の流用と雖も總て大藏大臣の許可を受けしむることとしたり。而して右經費は定員增加に要する俸給・事務補助に要する雜給・檢査出張に要する旅費・廳費等必須のものに限り、且努めて節約を加へたり。今增稅施行に要せし臨時事件費決算額の內譯を揭ぐれば左の如し。此の中關稅諸費は主として繰物消費稅の徵收に要せしものとす。

科目	明治三十七年度	同三十八年度
稅務監督諸費	六、四九六・五〇 円	一二、三〇九・八九 円
內國稅諸費	四一七、七三〇・一六	八〇三、四四〇・九四
關稅諸費		
合計	四五七、三八三・一六	八五八、七九四・三三
科目	明治三十七年度	同三十八年度
合計	三三、一五六・五〇 円	四三、〇四三・五〇 円

第二項　實施の成績

抑、日露戰役は千古未曾有の大事變なりしに拘らず、我國は幸にして戰捷の效果を收め、よく開戰の目的を達することを得たりしを以て、戰役中に於ても經濟上の打擊を受くること少なかりしのみならず、戰線の擴大するに伴ひて軍用品需要の爲めに國內に放散せらるる資金多大なりしを以て、直接間接に國民の資力を增加し、之が爲め國稅も豫期以上に自然の增收を見たるもの少なからず、凶作等の自然的原因に依るの外格別の故障なく、良好なる徵稅の成績を擧ぐることを得たり。今先づ豫算額の比較を見るに、三十七年度に於ける租稅及印紙收入の總額は二億二千百四十七萬餘圓にして、前年度に比し五千三百七十三萬餘圓を增加せり。三十七年度に於ては豫算不成立の爲め前年度豫算を施行せられしものなるを以て、右の差增額は追加豫算に係るものにして、之れ卽ち非常特別稅に因るものなりとす。而して三十七年度豫算は右の如く前年度豫算に依りしものなるが故に、其の本豫算額は各稅とも多少不適實を免れざるものあり、殊に地租の如きは明治三十一年法律第三十二號に依る地租增徵額全部を包含せるものなれども、實際に於ては右法律失效の爲め三十七年度に在りては該增徵額中、田租第六期相當額以外のものは全然徵收を要せざるものなるが故に、其の金額九百六十八萬二千五百十一圓は右豫算額中全く超過に屬するものなり。次に三十八年度に於ける同上豫算總額は二億七千二百四十七萬餘圓にして、前年度に比し五千百萬餘圓を增加したり。之れ卽ち同年度より第二次非常特別稅を徵收せしに因るものなり。更に又三十九年度の同上豫算總額は二億七千八百二十九萬餘圓にして、前年度に比し五百八十二萬餘圓を增加したり。之れ酒稅に於て少からざる減收を豫期せしと雖も、他方所得稅及關稅に著しき增加を豫期せしこと、及び前年度に於ては地租第六期分は第二次非常特別稅を徵收せざりしを、本年度より之を徵收するに至りしことに基くものなり。而して以上三箇年の豫算額に對し調定濟額の實蹟を見るに、三十七年度に於ては豫算額に對し約一千萬圓の減少を見しと雖も、上述の如く地租の豫算超過に屬するものあるが故に、此の超過額を控除するときは僅に三十三萬餘圓の減收に止り、三十八年度に於ては豫算額に比して九百七十餘萬圓を增加し、三十九年度に於ては戰役後に屬せしが爲め更に激增して約三千九百萬圓の增加を見るに至れり。

次に各稅目に就き豫算額に對する調定濟額の增減を見るに、三十七年度に於ては關稅に於て約三百七十五萬圓、所得稅に於て約三百萬圓、毛繰物消費稅に於て約二百三十萬圓、營業稅に於て約百萬圓其他の諸稅に於て約二百四十萬圓を增加せしと雖も、砂糖消費稅に於て約五百九十萬圓、酒稅に於て

約五百二十萬圓、其他鑛業稅及印紙收入等に於て約百六十萬圓を減少せしが故に、差引豫算額に比し三十三萬餘圓の減少を見たり。而して其の增減に關する原因としては、稅額の增加に就きては（一）經濟界の發達及軍用品の需要增加（二）本年度に於て農作の豐穰なりしこと（三）所得稅及營業稅に關する調査年々周到を加へ、脫稅の減少したること等の理由を擧ぐるを得べく、又稅額の減少に關しては（一）砂糖消費稅に於ては前年度に見越輸入せられしもの巨額に上り、本年度の査定高著しく減少したること、其の本年度に査定したるものも、稅金は延納の爲め翌年度の收入に繰越したるもの多大なりしこと等の原因に因り（二）酒稅に在りては本年度の稅金は三十六酒造年度の造石に對するものなるが故に、其の減少は明治三十五年の大凶作の影響と價格騰貴の爲めの需要減退とに因るものと解するを得べし。斯くて此等減少の原因は何れも本年度に發生したるものに非ざることを知るべく、僅に時局の直接の影響の爲に減少したるものは、取引所稅のみなりとす。三十八年度に在りては關稅に於て約千三百萬圓、所得稅に於て約五百萬圓、繰物消費稅に於て約三百萬圓、兌換銀行券發行稅に於て約百五十萬圓、營業稅に於て約七十五萬圓、其他の諸稅に於て二百萬圓餘を增加せしと雖も、砂糖消費稅に於て約五百萬圓、酒稅及相續稅に於て各約三百七十萬圓、地租に於て約百七十五萬圓、通行稅に於て約百萬圓、其他の諸稅に於て約六十萬圓を減少せしが故に、差引增加額は約九百七十萬圓に止まれり。而して其の增減の理由を考ふるに、稅額の增加に屬するものは何れも前年度と同樣經濟界の發達及軍用品の需要增加等の原因に因るものにして、其の減少せしものは、地租は東北地方の凶作に因る免租を主因とし、砂糖消費稅は三十六年度に於ける見越輸入の多大なりしに加ふるに、增稅に因る價格騰貴及時局の影響に因る一般消費減とに因るものと云ふを得べく、又酒稅は三十七酒造年度の造石に對する稅金にして、其の減少は恰も戰爭の初年に當り需要の減少を見越して造石を差控へたる結果に外ならず。而して相續稅及通行稅の減收に至りては、此等の租稅實施の初年に當りしことに及徵稅方法の變更其の他種々の原因を存すと雖も、尙收入見積の過大に失せしことは其の有力なる原因と稱せざるを得ざるなり。尋いで三十九年度に至りては各稅とも豫算額に比して增收を見ざるもの殆どなく、其の主なるものを擧ぐれば、酒稅に於て約千二百萬圓、關稅に於て約一千萬圓、所得稅に於て約四百五十萬圓、繰物消費稅に於て約三百四十萬圓、其の他の諸稅に於て約二百五十萬圓、印紙收入に於て殆ど七百萬圓を增加し、其の豫算額に達せざりしは地租・砂糖消費稅・相續稅に於て合計二百六十萬圓に過ぎず。今其の稅額增加の原因を擧ぐれば、關稅は軍用品其他一般購買力增進の爲め輸入貨物の著しく增加したるに因り、酒稅は前年度の造石少かりしに加へ、戰勝の結果需要激增せし爲め、競うて造石高を增加せしに因り、又所得稅は法人の增加と同時に其の所得著しく增進せしに因り、更に又繰物消費稅及印紙收入の增加は、毛繰物竝に毛繰物以外の繰物の需要が戰後に至りて頓に增進したるに因るものにして、要するに本年度に於ける租稅の增收は主として戰役後に於ける經濟界の急激なる發展に伴へるものと稱するを得べきなり。而して其の稅額の減少したるものに就て見るに、地租に在りては主として前年度に於ける凶作免租の結果に基くものにして、砂糖消費稅に在りては稅法の規定に依り延納を請求し、爲に翌年度の歲入に編入せらるべきもの多かりしに因るものなり。唯獨り相續稅に至りては其の豫算額を前年度の約半額に止めしにも拘らず、尙ほ其の見積過大に失し、其の收入豫算額に充たざること頗る大なるものあるに至れり。今明治三十七年度乃至三十九年度各稅收入の內譯を揭ぐれば左の如し。

（一）自明治三十七年度至同三十九年度豫算額前年度比較表（△印は減）

科目	明治三十六年度	同三十七年度	三十六年度に比し三十七年度の增減	同三十八年度	三十七年度に比し三十八年度の增減	同三十九年度	三十八年度に比し三十九年度の增減
地租	四六、八四五、九七一円	七〇、七八二、一八四円	二三、九三六、二一三円	八二、二八四、一一三円	一一、五〇一、九二八円	八五、六三二、四三八円	三、三四八、三二五円
所得稅	六、一〇九、八〇九	一一、三九七、一二四	五、二八七、三一五	一八、三八五、八八六	六、九八八、七六二	二一、八三七、三三四	三、四五一、四四八
營業稅	六、六〇四、〇〇三	一一、六四〇、二〇二	五、〇三六、一九九	一八、一五三、四七八	六、五一三、二七六	一九、三七〇、五七五	一、二一七、〇九七
酒稅	六三、九五九、六二七	六四、一四三、五〇九	一八三、八八二	六三、三八三、四四七	△七六〇、〇六二	五九、一七〇、八五一	△四、二一二、五九六
醬油稅	三、三三八、四九九	四、四六七、四五一	一、一二八、九五二	五、一四九、七六八	六八二、三一七	五、三一八、五七六	一六八、八〇八
砂糖消費稅	六、〇七七、〇〇五	一四、二八九、三八七	八、二一二、三八二	一六、四五七、三六四	二、一六七、九七七	一六、七五五、七六九	二九八、四〇五
織物消費稅	—	二、一三八、六六一	二、一三八、六六一	二、一八三、六〇三	四四、九四一	三、二六〇、三三三	一、〇七六、七三〇
鑛業稅	七七四、〇九一	八五三、二〇六	七九、一一五	二、三三〇、八一〇	一、四六七、六〇四	一、四四三、四五六	△八七七、三五四
關稅	一七、〇四五、六二一	一九、三七六、二四四	二、三三〇、六二三	二三、六九七、三四六	四、三二一、一〇二	三〇、七八七、一六五	七、〇八九、八一九
通行稅	—	—	—	三、一八八、一八〇	三、一八八、一八〇	二、一二〇、九九二	△一、〇六七、一八八
相續稅	—	—	—	四、三〇九、五九六	四、三〇九、五九六	二、四二六、四三四	△一、八八三、一六二
其他諸稅	二、六八五、九二五	四、四五七、三七〇	一、七七一、四四五	三、四五三、九九八	一、〇〇三、三七二	二、八五六、四〇九	△五九七、五八九
租稅計	一五三、四三〇、五四一	二〇三、五四五、三三八	五〇、一一四、七九七	二四二、九六七、五八七	三九、四二二、二四九	二五〇、九八〇、三三二	八、〇一二、七四五
印紙收入	一四、三〇四、九五一	一七、九二五、七四八	三、六二〇、七九七	二九、五〇四、〇四八	一一、五七八、三〇〇	二七、三一三、三一二	△二、一九〇、七三六
合計	一六七、七三五、四九二	二二一、四七一、〇八六	五三、七三五、五九四	二七二、四七一、六三五	五一、〇〇〇、五四九	二七八、二九三、六四四	五、八二二、〇〇九

（備考）一、明治三十八年度以前に於ける沖繩縣酒類出港稅は、三十九年度の科目の例に倣ひ酒稅に加算して對照に便す。以下の諸表之に倣ふ。

二、明治三十七年度は豫算不成立の爲め前年度の豫算に依れるを以て、地租は增徵の復舊に依り同年度に於て徵收を要せざる金額九百六十萬餘圓を包含するの外各稅額とも多少適切ならざるものあり。其の前年度に比し差增あるは非常特別稅の追加豫算額なり。

（二）明治三十七年度租稅及印紙收入調定濟額豫算額比較表（△印は減）

科目	調定濟額	豫算額 本豫算額	豫算額 追加豫算額	豫算額 合計	豫算額に對する調定濟額の增減
地租	六〇、八七三、六四四円	四六、八四五、九七一円	二三、九三六、二一三円	七〇、七八二、一八四円	△九、九〇八、五三九円
所得稅	一四、四〇四、一七八	六、一〇九、八〇九	五、二八七、三一五	一一、三九七、一二四	三、〇〇七、〇五四
營業稅	一二、六六一、二四四	六、六〇四、〇〇三	五、〇三六、一九九	一一、六四〇、二〇二	一、〇二一、〇四二
酒稅	五八、九三七、七一六	六三、九五九、六二七	一八三、八八二	六四、一四三、五〇九	△五、二〇五、七九三
醬油稅	五、一一〇、一〇一	三、三三八、四九九	一、一二八、九五二	四、四六七、四五一	六四二、六五〇
賣藥營業稅	一六八、八三五	一二六、九七六	—	一二六、九七六	五一、八五九
鑛業稅	一、〇三九、六四六	七七四、〇九一	七九、一一五	八五三、二〇六	一七六、四四〇
取引所稅	八八〇、二七六	一、〇八七、一八〇	五三三、八四六	一、六二〇、〇二六	△七三九、七四九
兌換銀行券發行稅	一、九〇六、二三三	一、一四五、四一六	—	一、一四五、四一六	七六〇、八一七
砂糖消費稅	八、三六二、二九三	六、〇七七、〇〇五	八、二一二、三八二	一四、二八九、三八七	△五、九二七、〇九三
織物消費稅	四、四二三、七六六	—	二、一三八、六六一	二、一三八、六六一	二、二八五、一〇五
石油消費稅	一、八八二、九八三	—	一、二三八、五九九	一、二三八、五九九	六四四、三八四
噸稅	四六五、〇六五	三三六、三五三	—	三三六、三五三	一二八、七一二
關稅	二三、一一九、八三三	一七、〇四五、六二一	二、三三〇、六二三	一九、三七六、二四四	三、七四三、五八九
租稅計	一九四、二二五、八二〇	一五三、四三〇、五四一	五〇、一一四、七九七	二〇三、五四五、三三八	△九、三一九、五一七
印紙收入	一七、二二八、五五六	一四、三〇四、九五一	三、六二〇、七九七	一七、九二五、七四八	△六九七、一九一
合計	二一一、四五四、三七六	一六七、七三五、四九二	五三、七三五、五九四	二二一、四七一、〇八六	△一〇、〇一六、七〇九

（備考）本表中圓位以下の數字は切捨とす。以下の諸表皆之に倣ふ。

（三）明治三十八年度租稅及印紙收入調定濟額豫算額比較表

科目	調定濟額	豫算額	豫算額に對する調定濟額の增減 增	豫算額に對する調定濟額の增減 減
地租	八〇、五三四、四三二円	八二、二八四、一一二円	一円	一、七四九、六七九円
所得稅	二三、三四五、五一二	一八、三八五、八八六	四、九五九、六二六	—
營業稅	一八、八九八、三九一	一八、一五三、四七八	七四四、九一三	—
酒稅	五九、四〇六、三九六	六三、〇九九、七八〇	—	三、六九三、三八三
醬油稅	五、二七三、六七五	五、一四九、七六八	一二三、九〇七	—
砂糖消費稅	一一、三四八、三八八	一六、四五七、三六四	—	五、一〇八、九七五
織物消費稅	五、三一九、八九八	二、一八三、六〇二	三、一三六、二九六	—
賣藥營業稅	二〇〇、〇二二	二一五、四八七	—	一五、四六四
鑛業稅	一、七六三、七二七	二、三二〇、八一〇	—	五五七、〇八二
取引所稅	二、二四〇、〇九七	一、八四八、二七一	三九二、八二六	—
兌換銀行券發行稅	二、四七二、〇八八	九九七、二〇二	一、四七四、八八六	—
沖繩縣酒類出港稅	四七六、八四九	二八三、六六七	一九三、一八二	—
噸稅	五三八、四三四	三九三、〇三八	一四五、三九六	—
關稅	三六、七七九、四四五	二三、六九七、三四六	一三、〇八二、〇九九	—
通行稅	二、二一一、八六八	三、一八八、一八〇	—	九七六、三一一
相續稅	六二九、九一二	四、三〇九、五九六	—	三、六七九、六八三
鹽稅	四八一、四七四	—	四八一、四七四	—
租稅計	二五一、九二一、六一八	二四二、九六七、五八七	八、九五四、〇三一	—
印紙收入	三〇、二七三、三三三	二九、五〇四、〇四八	七六九、二八五	—
合計	二八二、一九四、九五一	二七二、四七一、六三五	九、七二三、三一六	—

（四）明治三十九年度租稅及印紙收入調定濟額豫算額比較表

科目	調定濟額	豫算額	豫算額に對する調定濟額の增減 增	豫算額に對する調定濟額の增減 減
地租	八四、六六二、七三八円	八五、六三二、四三八円	一円	九六九、六九九円
所得稅	二六、四二〇、三八二	二一、八三七、三三四	四、五八三、〇四八	—
營業稅	一九、八六二、八四五	一九、三七〇、五七五	四九二、二七〇	—
酒稅	七一、三四八、六四九	五九、一七〇、八五一	一二、一七七、七九八	—
醬油稅	五、六〇一、九六三	五、三一八、五七六	二八三、三八七	—
砂糖消費稅	一六、一五七、四七一	一六、七五五、七六九	—	五九八、二九七
織物消費稅	五、〇三七、五一四	三、二六〇、三三三	一、七七七、一八一	—
賣藥營業稅	二〇六、四九九	一九七、四四九	九、〇五〇	—
鑛業稅	二、〇〇九、〇一七	一、四四三、四五六	五六五、五六一	—
取引所稅	四、六七九、八三〇	一、二三五、〇七五	三、四四四、七五五	—
兌換銀行券發行稅	一、六九二、二八四	九九六、一九〇	六九六、〇九四	—
噸稅	五八〇、五八一	四二七、六九五	一五二、八八六	—
關稅	四一、八六八、八四四	三一、七八七、一六五	一〇、〇八一、六七九	—
通行稅	二、四六三、八〇一	二、一二〇、九九二	三四二、八〇九	—
相續稅	一、四〇五、四六一	二、四二六、四三四	—	一、〇二〇、九七二
租稅計	二八三、九九七、八八五	二五一、九八〇、三三二	三二、〇一七、五五三	—
印紙收入	三四、二六二、三四三	二七、四〇八、八三一	六、八五三、五一二	—
合計	三一八、二六〇、二二九	二七九、三八九、一六三	三八、八七一、〇六六	—

次に非常特別稅徵收の成績を見るに、三十七年度に在りては其の豫算額五千三百七十三萬餘圓に

對し、調定濟額二百八十七萬餘圓を減少したり。其の原因に關しては既に述べたる所の如しと雖も其の主なるものは砂糖消費稅に於て著しき減收ありしに因るものなり。今同稅の稅額を三十七年度間の査定斤數に依り算出するときは四百八十萬圓餘となり、調定濟額に比し三百萬圓以上の差增あるも、此の分は總て稅法の規定に依り延納を許可せられしものにして、整年度に繰越收入せられたるものなりとす。次に三十八年度に在りては豫算額約一億二千萬圓に對し調定濟額五百五十餘萬圓を、三十九年度に在りては同上一億二千百八十萬圓に對し約千八百萬圓を夫々增加したり。其の主要なる原因に關しては之れ亦既に述べたる所なれども、唯三十八年度の酒稅に於て、其の豫算總額に對し調定濟額の減少せしに拘らず、非常特別稅の外に就て見れば其の豫算額に對し調定濟額の增加せるは、造石査定が第二次非常特別稅の施行期たる三十八年一月一日以降に屬するもの多かりしに依るものにして、又三十九年度鑛業稅に於て、其の豫算總額に對し調定濟額の增加したりしに拘らず、非常特別稅のみに就て見れば却て減少せる理由は、鑛産稅の增加せしに拘らず、非常特別稅のみを課すべき鑛區及砂金採取地の增加率が政府の豫期に反して遙に小なりしに依るものなり。今明治三十七年度以降各稅に就き非常特別稅徵收の內譯を揭ぐれば左表の如し。

（一）明治三十七年度第一次非常特別稅調定濟額豫算額比較表

科目	調定濟額	豫算額	豫算額に對する調定濟額の增減	
			增	減
地租	二三、八八七、五二九円	二三、九三六、二一三円		四八、六八三円
所得稅	五、七八六、〇八四	五、二八七、三一五	四九八、七六九	

科目	調定濟額	科目	調定濟額
酒稅	一一、七五五円	鑛業稅（砂金採取地稅）	三九、四七一円
砂糖消費稅	四九一、一〇二	取引所稅	四一、九二九

營業稅	五、二〇三、八七一	五、〇三六、一九九	一六七、六七二	—
酒稅	一七六、六九四	一八三、八八二	—	七、一八七
醬油稅	一、三〇九、〇五九	一、一三八、九五二	一七〇、一〇七	—
砂糖消費稅	△一、八〇一、八八七	八、二一二、三八二	—	六、四一〇、四九四
毛織物消費稅	△四、八六五、四六六	二、一三八、六六一	二、二八五、一〇五	—
石油消費稅	△四、四二三、七六六	一、二三八、五九九	六四四、三八四	—
鑛業稅	△一、八八二、九八三	七九、一一五	八、〇三八	—
取引所稅	八七、一五三	五三二、八四六	—	二六六、〇八一
關稅	二六六、七六四	九〇、五五五	—	—
租稅計	二、四二一、一八八	二、三三〇、六三三	—	—
印紙收入	四七、二四六、九八一	五〇、一一四、七九七	—	二、八六七、八一五
合計	三、六一二、三七三	三、六二〇、七九七	—	八、四二三
	五〇、八五九、三五五	五三、七三五、五九四	—	二、八七六、二三八

（備考）一、第二次非常特別稅は豫算に編入なきを以て本表に算入せず、次表に之を揭ぐ。

二、砂糖消費稅は延納に屬するもの多きを以て、參照の爲め本年度の査定斤數に依る稅額を調定濟額中に附記す。△印之なり。

三、本表中圓位以下の數額は之を切捨とす。以下の諸表皆之に倣ふ。

（二）明治三十七年度第二次非常特別稅調定濟額

通行稅	三四二、〇八五円
織物消費稅（毛織物以外の織物）	二、一五八、六一八
合計	三、〇八四、九六一円

（備考）一、第二次非常特別稅は明治三十八年一月一日の施行に係るものなるを以て、本表の調定濟額は自三十八年一月一日至同年三月三十一日の三箇月間の稅額なり。
二、本表中砂糖消費稅及織物消費稅は査定額に依り算出したる稅額を掲ぐ。

（三）明治三十八年度非常特別稅調定濟額豫算額比較表

科目	調定濟額	豫算額	豫算額に對する調定濟額の增減	
			增	減
地租	四六、一九二、四〇三円	四七、一九〇、四一四円		九九八、〇一一円
所得稅	一三、四四六、五八六	一〇、五五三、一〇三	二、八九三、四八三	
營業稅	一一、三三三、四三一	一〇、八九二、〇二三	四四一、四〇八	
酒稅	六、五二二、八一七	四、六一〇、九七三	一、九一一、八四四	
醬油稅	一、七一六、八二三	一、六三二、〇一二	八四、八一一	
砂糖消費稅	七、〇五六、六八六	一一、一八四、五〇八		四、一二七、八二一
織物消費稅	一七、七七八、八〇六	一〇、四九〇、四六九	七、二八八、三三七	
賣藥營業稅	七五、一三七	八九、二七九		一四、一四一
鑛業稅	五二六、五二一	一、四八〇、八六二		八五四、三四〇
取引所稅	一、一二〇、五四八	九〇四、四六九	二一六、〇七九	
關稅	一二、一七七、二四七	八、二九七、九九四	三、八七九、二五三	
通行稅	二、二一一、八六四	三、一八八、一八〇		九七六、三一五
相續稅	六二九、九一二	四、三〇九、五九六		三、六七九、六八三

租稅計	一二〇、七八八、七八九	一四四、八二三、八八二	五、九六四、九〇七	
印紙收入	四、七二五、四五六	五、一六六、六九二		四四一、二三五
合計	一二五、五一四、二四五	一一九、九九〇、五七四		

（備考）印紙收入中砂糖消費稅及織物消費稅に屬する金額は對照に便する爲め之を本稅に合算したり。三十九年度も亦同じ。

（四）明治三十九年度非常特別稅調定濟額豫算額比較表

科目	調定濟額	豫算額	豫算額に對する調定濟額の增減	
			增	減
地租	四九、四七五、五六一円	五〇、二五〇、一〇八円	円	七七四、五四六円
所得稅	一五、五二二、五六〇	一〇、五五三、一〇三	四、九六九、四五七	
營業稅	一二、一八三、四九四	一〇、八九二、〇二三	一、二九一、四七一	
酒稅	八、三四七、八四二	四、八一五、三八〇	三、五三二、四六二	
醬油稅	一、七五三、七三七	一、六三二、〇一二	一二一、七二五	
砂糖消費稅	一一、一七四、七七五	九、九一九、七三六	一、二五五、〇三九	
織物消費稅	一八、八二四、三四二	一一、〇八九、〇〇二	七、七三五、三四〇	
賣藥營業稅	七九、六九九	八九、二七九		九、五七九
鑛業稅	四八二、九六〇	九六七、九四三		四八四、九八二
取引所稅	二、三九〇、三五八	九四三、七九四	一、四四六、五六四	
關稅	九、八二七、六〇六	一〇、三八八、三六九		五六〇、七六二
通行稅	二、四六三、八〇一	二、一二〇、九九二	三二四、八〇九	
相續稅	一、四〇五、四六一	二、四二六、四三四		一、〇二〇、九七二
租稅計	一三三、九三二、二〇二	一一六、〇八八、一七五	一七、八四四、〇二七	

印紙收入合計	五、七七二、七五六円	五、七〇二、六一四円	七〇、一四二円	円
	一三九、七〇四、九五八	一二一、七九〇、七八九	一七、九一四、一六九	

非常特別稅制定後三箇年間に於ける租稅徵收の成績は以上述べたる所の如し。今更に此の期間に於ける納稅の狀況を見るに、稅額の增加に拘らず其の成績は一般に良好なるを示せり。卽ち先づ地租其他四種の重要なる稅種に就きて、其の稅金の納期末日迄に國庫又は市町村に收納濟となりし歩合を見るに、左表の示す如く其の平均歩合は三十六年度は九割三分八厘なるに、三十七年度は九割四分五厘、三十八年度は九割五分二厘、三十九年度は九割五分三厘にして、漸次其の割合の昂上せるを見るなり。

科目	明治三十六年度	同三十七年度	同三十八年度	同三十九年度
地租	九三六屋	九五〇屋	九六一屋	九六一屋
所得稅	八七二	九〇八	八八九	八七七
營業稅	八二〇	九四四	八六九	八四七
酒稅	九六〇	九七一	九八三	九九一
醬油稅	九七一	九七九	九七五	九八五
平均	九三八	九四五	九五二	九五三

又更に租稅の總額に就きて之を見るも、左表に於て示す如く其の缺損額及收入未濟額は大體に於て減少し、從つて其の收入濟額の割合は漸次昂騰するの狀況を呈したり。租稅の負擔の著しく增加せしに拘らず、斯くの如き納稅の狀況を示せしことは非常なる好成績と云ふべく、之れ主として大戰役に拘らず戰時中經濟界の順境なりしことと、一般國民が納稅義務を重んずるの念篤きを加へたることに因るものと謂はざるべからず。

年度	調定濟額	收入濟額	不納缺損額	收入未濟額	調定濟額に對する收入濟額の割合
明治三十六年度	一四七、八四一、五一八円	一四六、一六三、三六三円	四一五、四〇八円	一、二六二、二八〇円	○・九八八六
同　三十七年度	一九五、四五三、〇三五	一九四、三六二、五六三	三八六、四六四	七〇四、〇〇八	○・九九四四
同　三十八年度	二五二、三四九、九六五	二五一、二七五、一七〇	三一一、〇四一	七六三、七五四	○・九九五七
同　三十九年度	二八四、〇〇〇、八九〇	二八三、四六八、八五八	二七三、三三六	二五八、六九五	○・九九八一

第三節　日露戰後の租稅整理

第一款　租稅整理の端緒

非常特別稅法は其の第一條に於て『臨時事件ニ因リ生シタル經費ヲ支辨スル爲メ』非常特別稅を賦課するものなることを定むると共に、其の第二十七條に於ては『平和克復ニ至リタルトキハ其ノ翌年末日限本法ヲ廢止ス』との明文を設け、以て非常特別稅の戰時稅たるの性質を明にすると同時に、國民をして增稅負擔の觀念を厚からしめんことを期したり。是を以て明治三十八年九月日露兩國間の平和克復するや、非常特別稅は前記の規定に從ひ當然明治三十九年十二月三十一日限り廢止せらるることとなりたり。然るに他方に於て戰役の結果は、陸海軍の復舊費其他戰役の殘務に要する臨時費の外に公債の元利恩給年金等の經常費に大なる增加を來し、多年に亙りて巨額の財源を必要とするに至れり。斯くて政府は明治三十九年度の豫算を編成するに當りては、總豫算合計歲入歲出各四

億九千二百八十餘萬圓の中、直接時局の結果により必要を生じたる費途二億五千七百五十餘萬圓を計上し、其の中經常部に屬する費途一億七千二百六十萬圓餘の財源として、非常特別稅を將來に繼續することに依り約一億六千萬圓、通常豫算の殘餘等の約千三百萬圓を以て之に充つるの計畫を樹てたり。茲に於て政府は明治三十八年十二月召集の第二十二回帝國議會に於て、右の豫算案と共に非常特別稅法中改正法律案を提出したり。之れ卽ち非常特別稅法中より前揭第一條及第二十七條を削除せんとするものにして、之に依り非常特別稅の戰時稅たるの名目を除くと共に、其の存續期限を撤廢せんとせしものなるが、此の案に對しては貴衆兩院に於て共に有力なる反對論を生じたり。而して其の反對論の最も主要なる點は、貴衆兩院共に左の二點に存したり。

一、非常特別稅は戰時忽卒の際に於て、未だ充分なる調査研究を行ふの暇なくして、急遽制定せられしものなるが故に、其の中には稅率の權衡を得ざるもの或は惡稅として世論の非難を被れるもの等を包含せるを以て、此等を無期限に存續せしむることは適當ならず。

二、非常特別稅が戰時稅たるの性質を有し、且平和克復後一年にして廢止せらるべきものなることは、其の制定の際に於ける國民に對する公約にして、國民は此の公約を恃みとして空前の負擔を忍び來りしものなるが故に、今此の存續期限を撤廢することは國民を欺くものなり。故に非常特別稅は法律の明文通り三十九年末日限り一旦廢止し、更に適當なる稅制整理を遂げたる上增收を圖るべし。

而して之に對して政府は、非常特別稅制定當時とは事情自ら異るものありて、之が存續は戰後に於ける財政計畫の遂行上已むを得ざるものなりと辯じ、且同時に政府は官民の委員を以て組織する稅法調査會を組織し、二箇年を期して一般稅法の調査を爲し、稅制の整理を遂ぐべきことを聲明せしを以て、右非常特別稅法中改正法律案は貴衆兩院共多數を以て通過し、明治三十九年三月一日法律第七號を以て公布せられ、茲に非常特別稅は戰後尙姑く繼續施行せらるることとなれり。

第二款　稅法審查委員會の調查

上述の如く非常特別稅法の繼續を議會に求むるに當りて、政府は官民の委員を以て調查する稅法調查會を設置し、二箇年內に稅制整理を遂ぐべきことを聲明し、國民亦一齊に其の必要を唱へたり。斯くて政府は右の聲明に基きて、稅法調查會の設置に要する經費五萬圓を明治三十九年度追加豫算として同一議會に提出したり。此の案は衆議院は之を可決せしも、貴族院に於ては、斯くの如き調查は寧ろ政府の責任を以て單獨に之を行ひたる上議會の協贊を求むるを適當と爲すのみならず、官民合同の委員會は弊害を生じ易く且事業の進行上不利益なりと爲して、滿場一致を以て之を否決したり。斯くて官民の委員を以て組織する稅法調查會は遂に之を設置すること能はざるに至れり。然れども租稅の制度を整理し、財政の基礎を確實にするは戰後經營上の一大急務なるのみならず、亦前述の如く政府の公約に係る所にして、一日も之を放置すべからざるを以て、明治三十九年四月閣議を經て大藏省內に稅法審查委員會を設置し、大藏本省·專賣局及稅務監督局の官吏十一人を委員に任命して、稅法整理の準備調查に從事せしむることとしたり。今右委員會の規則を揭ぐれば左の如し。

稅法審查委員會規則

第一條　稅法審查委員會ハ稅法整理ニ關スル事項ヲ審查ス

第二條　稅法審査委員會ハ委員長一人委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス

第三條　委員長ハ大藏次官ヲ以テ、委員ハ大藏省高等官ヲ以テ之ニ充ツ

委員ハ大藏大臣之ヲ命ス

第四條　稅法審査委員會ニ幹事一人ヲ置キ委員中ヨリ大藏大臣之ヲ命ス

幹事ハ委員長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第五條　稅法審査委員會ニ書記三人ヲ置キ大藏屬ヲ以テ之ニ充テ大藏大臣之ヲ命ス

書記ハ委員長及幹事ノ指揮ヲ承ケ議事ノ筆記及庶務ニ從事ス

第六條　委員長ハ審査ニ關スル議事ヲ整理シ其決議ヲ大藏大臣ニ具申ス委員長事故アルトキハ委員中首席ノ高等官其事務ヲ代理ス

斯くて稅法審査委員會は明治三十九年五月十七日を以て其の第一回を開きしが、其の際大藏大臣は委員會設置の趣旨稅法審査の目的範圍及順序等に關し左の如き訓示を與へたり。

『日露戰役に當り前後二回に斷行したる增稅は、時局の急に應じ計畫せられたるものにして、悉く國民經濟の狀態に適應したりと謂ふ能はざるものあるを信せしむるのみならず、戰後の經營は鞏固なる財政に依賴し、鞏固なる財政は確實なる租稅に期待せざるべからざるを以て、國民經濟の狀態に稽考して租稅の制度を整理し、徵稅の基礎を確立するは、戰後經營の一大要議なりと謂ふべし。是れ稅制一般の整理改善に關し研究調査を要する所以なり。曩に非常特別稅の繼續案を議會に提出し其の協贊を求むるに當り、政府は官民の委員を以て組織する稅法調査會を設置し、二箇年を期し一般稅法の調査を爲し、整理を遂ぐべき旨を宣明し、同時に稅法調査會設置に要する經費の豫算を議會に提出したりと雖、豫算は竟に成立せず、官民の委員を以て組織する稅法調査會は之を設置する能はざるに至れり。然れども稅法の整理は前述の如く刻下の急務なるを以て、經費豫算の不成立に依り稅法の調査を廢すべからず。故に茲に大藏省高等官を以て組織する稅法審査委員會を設置し、稅法整理の準備調査に關する事項を審査せしむることと爲せり。稅法審査委員會設置の趣旨斯の如し。願はくは現行稅法の各種に亙り、廣く財政經濟の兩面より其の利害得失を研究し、財政上の要求を缺かざる程度に於て經濟上の障害を除き、國庫の充實と產業の發達と竝行せしむることを期し、尙租稅負擔の衡平を保たしめ、事務取扱の簡便を得せしむることに注意し、愼重審査を遂げ、以て稅法整理の目的を達せしめられんことを。以下少しく稅法調査の方針に就て說述する所あらんとす。

第一、調査の目的

一、租稅の負擔に偏重偏輕あるものは權衡を得せしむ。

二、課稅の爲又は稅率高きが爲め、產業の發達を妨ぐべきものは、課稅を廢し又は稅率を低くす。

三、稅率を高めたるが爲め、租稅の收入を減ずべきものは、稅率を低くす。

四、賦課徵收の方法繁細なるものは簡捷ならしむ。

五、前各號の調査に依り現在の歲入總額を減少するに至るときは、新に財源を案出して之を補填す。

第二、調査の範圍

一、主として內國稅に付て調査す。

二、內國稅改廢の結果、海關稅率に影響するものは、併せて之を調査す。

三、內國稅との關係上必要あるときは、專賣制度に付ても調査す。
四、地方稅の財源特に國稅の附加稅に付て調査す。

第三、調査の順序

一、第一次に於て左の調査を爲す。
（イ）各種租稅に就き、稅率の改廢を要するものありや否やを調査す。
（ロ）前號調査の結果に依り歲入の增減を調査す。
（ハ）歲入の減少を補塡する財源を調査す。
二、第二次に於て左の調査を爲す。
（イ）第一次調査の結果に基き賦課徵收の方法を調査し、法案を起草す。
（ロ）各種租稅に就き賦課徵收の方法に改正を要するものありや否やを調査し、法案を起草す。
（ハ）其の他租稅法規に改正を要するものありや否やを調査し、法案を起草す。

第四、調査の方法

一、主稅局に於て發案し、審査委員會の審査に付す。
二、審査委員は委員長の許可を得て、議案を委員會に提出することを得。

終に臨で附言す。夫れ稅法の問題たる關係する所頗る廣汎にして、之が革新を企つるは容易の業に非ざるが故に、各種の方面に亙りて廣く智識を求め、利害關係を詳知するは極めて必要のことに屬す。曩に稅務に當る諸官の意見を徵したりと雖、尙課稅事項の細目に涉りては、關係諸官廳・地方官民の團體其の他當業者に就て意見を求むる等、充分考究を盡し遺憾なきを要す。』

委員會は右訓示の方針に從ひ、廣く各種の租稅に就き、或は外國の法制に稽へ或は本邦の國情に鑑み、經濟財政の兩面より愼重に其の利害得失を研究し、且世論の存するものは建議進言悉く擧げて之を審査し、取捨必ず其の理由を明にすることを期したり。更に又委員會は稅源の選擇其の他一般稅制の整理改善に關しては稅務當局の意見を徵し、非常特別稅施行の影響及戰爭前後に於ける一般產業の盛衰・國民生計の變遷・納稅能力の大小等に關しては、稅務官廳の外地方長官・商業會議所等の調査を求め、內整理事項の利害得失に關しては商業會議所・手形交換所・繊物同業組合其の他の實業團體に諮問する等、各種の方面に亙りて廣く智識を求め、以て審査の資料と爲したり。斯の如くにして委員會は、現行の稅法に就きては悉く其の細目に入りて審議討論し、又新規の財源と認め得べきものに就ても漏らす所なく之を比較研究し、開設以來會を開くこと五十四回、同年十二月二十二日を以て其の調査を終了したり。

之より曩き同年八月全國の商業會議所は函館に其の聯合會を開きて稅法改正に關する調査を爲すことを決議し、尋いで同十月臨時聯合會を東京に開きて其の意見を決定し、之を稅法審査委員會を始め其他の當路に建議したり。既に述べたる如く稅制整理の實行は戰後財政經濟上の一大急務にして、亦輿論の齊しく要望せし所なりしが故に、世上之に關する幾多の意見論議等行はれしが、就中右商業會議所聯合會の建議は其の最も主要なるものなりしのみならず、其の主唱する所の三稅廢止の意見は爾後多年に亙りて政治上の重要問題となりしものなるが故に、左に其の建議の全文を揭ぐべし。

稅法改廢に關する建議

今や我が帝國は曠古大戰役の後を受け內に對しては飽まで國威の發揚を謀らざるべからず。此の時に方り官民の齊しく共に最も深く注慮すべき所は實に我が財政を整正して以て直接に政府歲出入の適順を期し、以て間接に國民生產力の增進に資するの一事に在り。而して我が財政の整正を欲するや稅制の適良を圖るより急なるはなきなり。是を以て本年八月函館に開會せる第十五回商業會議所聯合會に於ては最も重きを稅法の改廢問題に置き、特に十五會議所を擧げて之が調査立案に當らしめ、更に臨時聯合會を東京に開きて最も周密に審議討究し、玆に先づ我が商工業上に重大なる關係を有する諸稅法に對する改廢意見を議定し、謹で一書を奉呈す。是れ商業會議所として商工業の發達上當面の責務を盡さんことを欲すると同時に、我が國家經濟の調整上國民として獻芹の誠を致さんがためなり。切に望むらくは其の微意のある所を採容し、以て速に稅法の改廢を斷行せられんことを。右商業會議所聯合會の決議に依り建議仕候也。

現行稅制に對する大體意見

我が現行稅制は各種の本稅に附課するに非常特別稅を以てするものなり。元來非常特別稅は其の名の示すが如く眞に一時的戰時稅として賦課せられたるものにして、平和克復と共に當に廢止せらるべかりしものなりしに、國家の財政事情の許さざるものあるの故を以て、今日に在りても之が廢止期を明定せずして之を存續することとなり、國民に於ても亦其情勢の止むを得ざるものあるを諒として、暫く强て之が負擔を忍びつつあるに外ならざるなり。然りと雖も斯の如き强制狀態を持續するは固より稅制の本義に適合せざるのみならず苟も一時の安きを偸みて漫然陽に其の名を廢して陰に其の實を存するが如きことあらしめば爲に民心を衰ひ遂には民力を萎靡し稅源を涸渴し、以て自ら國力の發展を阻害するに至らんとす。則ち宜しく斷乎として一日も速に此の非常特別稅を全廢すると同時に一大革新を各般の本稅に加へ、以て國民の負擔上均衡を得しめ、幸に民力の發達を阻碍せざる程度に於て能く國家必需の歲入を收納し得るの途を講ぜざるべからず。

吾人は固より戰時に於て一時に膨脹せる我が帝國財政の戰後直に復舊縮小し得べきものにあらざるを肯容する者なり。又今後國運の伸張に伴ひて必需歲出の倍々增加するの實勢あるを是認する者なり。而して敢て此の言を爲すは何ぞや。他なし既に彼を肯容し明に此を是認するが故に却て今日に於て此の言を爲し、以て一面最も切に政費の節約に努めんことを要望し、一面好稅源に培ひて適量の收納を期せんことを慫慂する者なり。政府者にして熱誠事に當り協力務に從ひ、能く事の緩急を計り、能く物の前後を察して其の計畫の不生產的なるものは成る可く其の期間を延長し、出來得る限り少額の政費を以て、出來得る限り多大の政務を擧ぐることに留意努力せば、政費に適度の節約を加へんこと得て難きにあらざるなり。稅制を改善し、個々納稅者の苦痛を減じ、其の負擔を輕からしめ、依りて以て能く快活に能く自在に經濟利益の增殖に奮勵せしめば國家は爲に却て總額に於て一層多大の歲入を得るに至るべきなり。而して彼の政府者の爲す所と此の國民の營む所と相和し相助けて財政の基礎以て鞏固に國家の經濟以て健全なるを得べきなり。吾人今日に於て此の倪々の言を爲す、決して以なきにあらざるなり。

請ふ右の趣旨に則り鹽專賣通行稅織物消費稅所得稅營業稅印紙稅取引所稅及關稅に對し、一々意見のある所を披陳せんとす。

第一　鹽專賣に對する意見

鹽專賣法は斷然之を廢止せんことを希望す。

鹽は人生一日も缺くべからざる必需品なり。而して鹽專賣法は最も過重なる所謂禁止的の消費稅なり。卽ち其の消費者に經濟的價格の二倍半以上に相當する重率稅を課すると同一の結果を生ずるものにして、而も此の不當過重なる課稅額は帝國人口の最大部分を組成する下級細民の負擔に歸し、直接に下級細民をして爲に組成する下級細民の負擔に歸し、直接に下級細民をして爲に其の生計上多大なる苦痛を感ぜしむるのみならず間接に鹽を使用する幾多の生產業をして共に甚しき不利の影響を被らしむるものなり。殊に天然的生產事情好良にして多量の產額を得るの場合に於ても消費者は之に伴ふ經濟的自然の利惠を受けて廉價に之を買得消費することを能はざるのみならず其の甚しきに至りては政府は一に其の收入の減退を防止せんがために强て其の產價を制限し、以て賣價の維持を計るあり。何

ぞ其の爲す所の不條理にして其の結果の不自然なる。之を要するに鹽專賣法は實に富者に寬にして貧者に酷なる一種劣惡なる人頭稅を課徵するものと謂ふべきなり。加之其の斯くの如くにして徵收せる所の過半は空しく專賣費として亡失し從て國庫の得る所甚だ僅少なるに比例して國民の損失する所極めて大なるものなり。是れ卽ち現に存在する惡制度中の最惡なるものとして斷然之が廢止を希望する所以なり。

第二　通行稅に對する意見

通行稅は斷然之を廢止せんことを希望す。

通行稅は徵稅上勞費少くして一見負擔上苦痛大ならざる好稅種たるが如しと雖も是れ單に徵稅者としての見地よりせる皮相の觀察に過ぎざるなり。夫れ交通往來の利便を增進し社會民衆の活動を敏速にするは國家の最も熱心に畫策實行すべき義務に屬す。卽ち前期議會が國費多端の今日に於て彼の國有鐵道の議を決したるが如きは實に國家をして此の義務の遂行に利せしめんがために外ならざるなり。然るに此等文明の利器に依りて遠近各地に交通往來する人衆に課稅するは豈に背理の甚しきものにあらずして何ぞや。殊に市內竝に近距離の通行に課稅するは都市地方に蝟集群居して日夕勤勞に依りて僅に糊口の資を得るに汲々たる幾千萬の下級民衆に直接多大の苦痛を感ぜしめ生活を困難ならしむるものにして其の社會經濟に及ぼす所決して鮮少にあらざるなり。稅法として其の性質の不良にして其の害果の甚大なる故らに多く言ふを要せず。是れ斷然之が廢止を希望する所以なり。

第三　織物消費稅に對する意見

織物消費稅は斷然之を廢止せんことを希望す。

織物消費稅も亦人生の必需品たる衣服に課稅するものにして、理に於て旣に良制度なりと謂ふべからず。而して課稅物件たる織物は其の品種多岐多樣にして、如何なる課稅方法に依るも到底納稅負擔の公平均衡を期する能はず。殊に現行納稅手續の煩雜と徵稅事務に當れる有司の苛嚴とは、相俟ちて直接に當業者をして名狀すべからざる苦痛を感ぜしめ、言ふべからざる損失を被らしめ、以て甚大なる惡影響を斯業の發達上に及ぼせり。今や我が國の經濟事情は單に原絲の生產輸出のみを以て滿足すべきものにあらずして絹布に將た毛布に力の及ぶ限り各般の織物工業を奬勵誘掖し、以て內外市場に於て優に外國產品を壓するの盛運に到着せしめざるべからず。而して此の必要時代に於て此の課稅を敢てし、以て斯業の發達を阻害して顧みざるが如きは、一に徵稅に急にして却て產業の衰態を慮らざるの譏を免るること能はざるなり。或は現行制度の弊に堪へず從量稅制に依りて幾分か課稅の方法を簡易にして、負擔の公平を企圖せんとするの說あり。然りと雖も元來織物は同一種類に屬するものにして尙ほ且つ品質の精粗流行の向背嗜好の適否產額の多寡等幾多の事情に支配せられて其の價格常に相同じからず。從て簡單なる從量稅制の下に課稅せんか其の負擔をして尙ほ一層不公平のものたらしむべく、而して若し此の負擔の不公平を譬せんとして强て品種の分類を細別し稅率に緻密なる等差を設けんか是れ卽ち彼の從量稅制に尙ぶ所の簡明性を滅却するものにして結局現行制度の下に於けるよりも一層煩雜の度を增加するに至るべきなり。之を要するに織物消費稅は如何なる方法を以てするも到底適實に課稅の公平を期し納稅者をして日常折衝に困憊せしむるが如き他に類例を見ざる煩雜と損害とを少なからしむべき良制たらしむるを得ざるなり。是れ今日に於て斷然之が廢止を希望する所以なり。

第四　所得稅に對する意見

所得稅は現行幾多の稅種中最も理義に適合せる良稅にして吾人は後年我が國情進步し財務の整頓するに從ひ彼の歐米諸國に於ける先蹤に鑑み關稅と共に本稅を以て我が經常歲入の幹本と爲すに至らんことを期待する者なり。夫れ然り然りと雖も斯の如きは固より一朝にして能くすべき所にあらざるが故に、今日に於ては吾人は財務當局に對し此の要義に則りて諸稅の改廢を按定すると同時に、最も重きを本稅に置き十分意を用ひて之が修正を斷行し以て能く個々納稅者をして國家に對する負擔の均衡を得て十全に其の義務を果すを得しめ其の當然の結果として國家をして能く全體に於て比較的に容易に比較的に多量の收納を得るに至らしめんことを希望す。而して此の希望を達するの階段として、先づ左の諸點に就き改正を施すの必要なるを認む。

（一）第一種法人の所得を非常特別稅法に於けるが如く甲乙の二種に區別し其の乙に對しては第三種所得稅率に近き稅率を課すること。

非常特別稅法に於て乙に屬せしめたるものは其の作業の實況彼の多數の資本主に依り多量の資本を以て事業を經營する所のものと自ら大に其の趣きを異にして概して稍々個人經營に近似するものなるが故に、非常特別稅法の廢止と共に本稅法中に此の區別を規定し其の乙に對して第三種所得に近き稅率を課することと爲すを至當とす。

（二）第三種個人所得を(甲)資產より生ずるもの(乙)勤勞より生ずるもの及び(丙)資產勤勞より生ずるものの三種に區別し、其の課稅比率は(甲)を三とせば(乙)を二とし(丙)を二半と爲すこと。

資產より生じたる所得と勤勞に依りて得たる所の所得との間には、啻に其の所得を生ずるが爲に致せる勞苦の性質に於て、彼は主として積極的直接的なるの差異あるのみならず、其の納稅者として負擔力の大小苦痛の輕重等顯著なる相異あるものにして之を經濟上の理法に照すも、實際上の得失に鑑るも、決して同一の課稅を爲すべきものにあらず。而して既に之を區別し之が課稅率に差等を設けんか、其の比率は(甲)に重くし(乙)に輕くし、其の結合作用に依れる(丙)に對しては甲乙の中間位に相當する課稅率を以てするの最も至當なるを認む。

（三）第三種個人所得に對する課稅限度は五百圓未滿は總て課稅せざることとし、千圓以上百萬圓に至るまでの間には出來得る限り多數の階級を設け、各階級に對して適當の課稅率を定め、其の前後兩階級の間に於ける累進比例をして過大の差なからしむること。

現行法に於ける課稅免除の最低限度の三百圓を上高して五百圓と爲すは現時に於ける經濟情態に照して寧ろ低きに失するも決して高きに失するものにあらず。而して現行法に於て十萬圓以上の所得に對しては累進課稅を止めて全然比例稅たらしむるが如きは、本稅法本來の目的精神に違戾し、比較的少額の所得者に重くして却て多額の所得者をして輕率の負擔に安居せしむるの異觀あらしむるものなり。故に所得額百萬圓に至るまで適宜數多の階級を設け、夫々累進率の下に應分の負擔を爲さしむるを以て最も至當なりとす。

（四）現行の所得全額累進課稅法を改め超過額累進課稅法と爲すこと。

現行法に依れば例へば九百九十九圓の所得者にして該階級所定の課稅率に依り課稅せられ、時としては其の卽ち千圓以上の所得者として千五圓全部に對して該階級の增課額の增加所得額以上たることありて其の權衡を失すること大なるものあるが故に、斯くの如き場合に於ては所得者は成るべく上級に入るを嫌避するの實狀あり。是れ情理の當然にして復た深く咎むべからざるなり。故に如上の場合に於ても其の下級の範圍內に屬する金額に對しては依然下級率に依り課稅し、其の上級の範圍內に屬する所得額卽ち五圓のみに對し、其の級所定の上級率を課することとせば依りて以て各階級間に於ける不權衡を正し、自然右に言ふが如き躊躇心を排除し所得者をして自ら進みて漸次上級に進入するの良風を馴致せしめ、結局所得稅法の本旨に適合せしめ國家をして比較的に容易に多額の稅額を收得するを得しむべきなり。

第五　營業稅に對する意見

現行營業稅法は營業免許稅より營業益金主義に變化したる一種の稅法なるが故に、法制上自ら圓致を缺き運用上亦常に少からざる煩雜を生ずるを免れざるものにして、稅制としては決して完全良好なりと謂ふべからず。然りと雖も、今日に於て之を根本的に改善せんとするが如きは到底現實の事情の許さざる所なるを認むるが故に、吾人は暫く其の大體の稅制を存して適宜其の條項に修正を加へ、以て出來得る限り一面には納稅者の苦痛と煩勞とを少くし、一面には負擔の均衡を是正するの必要を認む。仍て左に其の重なる箇條に付き改正の希望を開示せんとす。而して左に擧示する課稅率は總て現行本稅に依りて賦課の標準差率を示さんがために立言するものなるが故に非常特別稅法の廢止と共に此の差率を標準として各業及び各課稅標準に對し適當なる稅率を定められんことを望む。

（一）物品販賣業の課稅標準中建物賃貸價格を削除し卸小賣の課稅比率を一に對する二四と し其の課稅率を卸賣萬分の五小賣萬分の十二と爲すこと。

物品販賣業に於ける主要なる課稅標準は賣上金額にして其の關係彼の鐵道業に於ける收入金額及び請負業に於ける請負金額等と略ぼ同一のものなるが故に物品販賣業に於ても亦建物賃貸價格を削除するの至當なるを認む。

賣上金額に付卸賣と小賣との現行課稅比率一に對する三は全體上より通觀して稍小賣に重きの傾きあるを以て之を改めて一に對する二四と爲すの適當なるを認む。

（二）物品販賣業の小賣中取引の狀態卸賣に異ならざるもの卽ち製造用原料品其の他營業のため多量に消費する物品及び之に類似せるものにして其の需要者に販賣するものは課稅上之を卸賣と見做すの規定を設け、且つ又生糸羽二重綿糸白木綿米穀肥料石油等の如き賣上金額多額なるも薄利なる特種品を取扱ふ營業は、卸小賣とも普通の稅率より低減するの特別規定を設くること。

此に言ふ二箇條の如きは現實に當業者の常に多大の苦痛を感ずる所にして例へば鐵道業者汽船業者等に賣渡す石炭紡績業者に賣渡す棉花造船業者機械製造業者等に賣渡す鐵材新聞業者印刷業者等に賣渡す紙類等の如き需用者に賣るものは總て小賣なりとの定義の下に一概に小賣として高率の課稅を爲すは實際に於て決して當を得たるものにあらず。又薄利なる特殊品に就ても普通品と同率の課稅をなすは其當を得ざるものなるが故に此等に對し特別の規定を設くるの至當なるを認む。

（三）保險業銀行業金錢貸付業物品貸付業と製造業印刷業寫眞業とに於ける建物賃貸價格を半減して千分の二十と爲すこと。

此等の諸業に於ける主要なる課稅標準は資本金なるが上に其の建物は元來資本の變形したるものに外ならざるが故に建物賃貸價格に更に高き稅率を課するは決して當を得たるものにあらざるなり。故に其の稅率を半減するの至當なるを認む。

（四）製造業中の撚糸再整穀物精白搗碎洗濯業等の中專ら賃仕事を目的とする者の營業に對しては特に低率の課稅を爲すこと。

此等の諸業は他の製造業と全く其の趣を異にし一般に極めて薄利なる事業なるが故に特に區別を立て低率の課稅を爲すの至當なるを認む。

（五）倉庫業に於ける資本の課稅率を半減して千分の一とし其の建物賃貸價格の課稅率を高めて千分の三十と爲すこと。

倉庫業の主要なる課稅標準は當に建物賃貸價格なるべきに現行法に於ては特に其の課稅率を低下して卸て重きを資本に置けるが如きは彼此其の位置を顚倒せるの嫌あり。故に今之を改めて資本に對する課稅率を一倍半增加して以て兩者の權衡を保正するの至當なるを認む。

（六）公なる周旋業代辨業仲立業仲買業の次に問屋業の名稱を追加すること。

商法に規定せる問屋業は營業稅法の仲買業中に包含せること論なしと雖も旣に商法に於て新に問屋業の名稱を設けたる以上は營業稅法に於ても亦之を明示するの至當なるを認む。

（七）各業種に通じて從業者の年齡十五歲以下の者には課稅せざることとし又從業者數の算定方法は前年に於ける平均數に依ることと爲すこと。

十五歲未滿の從業者の如きは概して見習員とも稱すべきものにして從て營業上一個完全なる從業者と見做すこと能はざるものなるが故に此等の幼年者は總て課稅範圍外に置くの至當なるを認む。

又現行法に於て從業者の課稅標準數として前年中に於ける最多數を取れるが如きは甚だ妥當を缺くものなるが故に普通の條理に基き前年に於ける從業者の平均數に依り課稅すべきものと改むるの至當なるを認む。

（八）建物賃貸價格は店舖其の他直接營業に使用する土地家屋の借料に相當するものとすること。

現行法に依れば營業者の住居に供するもの其の他直接營業に使用せざるものも同一區域內にありて其の所有に係るものは營業用として計算することに規定しあるも直接營業に使用せざるものを課稅標準物として計算するは何れの點より見るも適當の理由なきのみならず營業者に不當の負擔を荷はしむるものなるが故に直接營業に使用する土地家屋を限りて賃貸價格を算定するの至當なるを認む。

（九）各種營業者よりする課稅標準屆書は調査委員其他適當なる機關を設けて之を調査せしめ意見を附して稅務署に提出せしむること。

現在の實況を察するに個々納稅者と稅務署との間に於て動もすれば意見の疏通を缺き爲に徒らに徵稅上の手續を重ぬるのみならず納稅者をして自ら感情を害し益課稅に對し苦痛を增さしめ其の結果國家をして十全に徵稅の目的を達するを得ざらしむるに至る。是れ双方に毫も益なくして而して共に大に不利なるものなり。然るに若し此に言ふが如き方法により豫め相當必要の調査を經て適當なる程度に於ける屆書として稅務署に提出することとなさば幾多の勞費と劇甚なる感情の衝突とを避けて却て適當なる課稅額を得以て自然に負擔の均衡を見るに至るべきを信ず。

第六　印紙稅に對する意見

印紙稅法に關しては固より幾多言ふべきものありと雖も今は專ら商業上直接に利害の關係を有する二三箇條に對し左に吾人の要望する所を陳示せんとす。

（一）小切手は總て無稅となすこと。

小切手の流通は我が經濟界の實況に照して尙ほ大に之が增進に努め以て現金受授の手數を省略し以て金融市場の利通に資するの要あるものなり。然るに非常特別稅法の實行に際し此の信用證券に對し課稅することとなせるが如きは臨時特徵の課稅制として實に止むを得ざるに出でたるものなるが故に非常特別稅法の撤廢と共に直ちに其の舊に復して無稅たらしむべきは理實に照して毫も遲疑すべきものにあらざるなり。而して小切手にして無稅たるべき以上は其の當所拂と他所拂との間に於て決して差別を立つべきものにあらざるなり。

（二）約束手形の課稅率を爲替手形と同一に爲すこと。

約束手形に對する現行課稅率の過重なるが爲め本來約束手形たるべきものを表面形式を變じて爲替手形として發行使用せらるるものあるに至り爲に眞正なる爲替手形の信用を損じ金融市場に於ける本然の關係を紊さんとす。是れ兩種手形の格別なる用途を混亂し以て一般に信用取引の發達を阻害するの虞あるものなり。故に約束手形の稅率を復舊して爲替手形と同一とし以て斯の如く使用者を誘致して脫稅の目的を以て其の形式を變作せしむるが如きの手段に出でしむることなく兩種の手形をして夫々本然の用途に使用せらるるを得しめざるべからざるなり。

（三）送狀賣買仕切書受取書物品切手（金額の記載あるものにして三圓以下）及び貯金通帳を無稅と爲すこと。

送狀賣買仕切書受取書は皆是れ商家が其の取引のため日常頻繁に作成使用する所のものにして此の書券に一々印紙稅を課するが如きは實に納稅者をして手數の煩雜と課稅の負擔とに苦しましむるのみならず不知不識の間に於て爲めに商業上の良習慣を破壞し其の取引の發達を阻害するの因たらんとす。是を以て斷然此等の書券に對する課稅を廢し以て自由に之を使用して夫々其の目的を濟するを得しむるの必要あるを認む。又彼の貯金通帳に課稅するの一事の如きは貯金の本質として決して課稅標準たるべきものにあらざるのみならず貯金奬勵の要旨に適合せざる所のものにして其の間接に貯金に對する誘致力を抑制するの作因となりつつあるは掩ふべからざる事實なるを以て斷然今日に於て之を廢するの最も機宜に適するものたるを信じて疑はざるなり。

第七　取引所稅に對する意見

取引所稅は一種の特許營業稅にして其の課稅額は營業益金の幾分を徵收するに在るべきの理なるにも拘らず實際に於ては其の課稅率の過重なると其の課稅標準の不適當なるとのため非常特別稅法施行後の今日に在りては其の總收入金の百分の六十乃至七十二三を擧げて徵收せらるるの實況を呈するに至れり。豈苛重の課稅

ならずや。取引所にして既に一種の特別營業たる以上は、取引所として相當の課稅を負擔するを辭し得べきものにあらず。而も斯の如き苛重稅率を課するに至りては到底其の耐へ忍ぶ所にあらず。加之ならず稅率の苛重なるがため賣買手數料の低減を行ふ能はず。隨て取引の萎縮を來し、一般經濟界に及ぼす影響決して鮮少にあらざるなり。事情正に斯の如しとせば、今日に於て速に其の稅法を改正し、以て當業者の營業を保全するの途を講ぜざるべからざるなり。之を要するに取引所稅の苛重なるを致すは、前段に述べたるが如く稅率の高きと課稅標準の不當なるとに基因するものなるが故に、兩者を改正して適度に至らしむるは吾人の固より希望する所なり。然して兩者の中孰を先にすべきかと言はば吾人は其の後者を改正するの最も必要なるを認む。卽ち現行の課稅標準は賣買各約定金額に依るものにして、一賣買に對し賣約定と買約定とを別々に計上合算するものにして、普通の條理に基ける一賣買は取引所の取引に於て二賣買として課稅せらるるの奇相を實現し居れるものなり。而して此の計算法は取引所に於て既に久しく行はれ來りたるものなれば、今日に於て其の計算法を改正して課稅標準を定めんよりは、寧ろ全く之を捨てて新に他に適當なる標準を撰定するを優れりとす。仍て吾人は其の課稅標準を改め、賣買當事者より徵收する取引所の手數料を課稅標準と爲すを以て至當なりと認むるものなり。課稅標準にして幸に斯の如く改正せらるるに至らば、各取引所は業務の繁閑に從ひ、收入の多寡に應じて適度の課稅を受くるに至り、以て營業の基礎をして始て安固ならしむるを得べきなり。

第八　關稅に對する意見

今春を以て公布せられたる關稅定率法は、大體に於て全國商業會議所が多年要望し來れる所の趣旨に合へる所にして、我が國家經濟の發展を期するの上に於て吾人の大に贊同措かざる所なり。然りと雖も退きて細に各品種目に就き講究し來れば、間々權衡を失せるものあり、或は該稅法制定の要旨卽ち國產の奬勵發達に資し其の競爭力を保護するの要旨に適合せざるものあるを見る。而して此等の品種に對しては他日調査の結了するに從ひて之が定率の改正を要望せんことを欲すと雖も、今日に於て旣に明に當業者に於て其の不利を認め、我が產業の發達上殊に輸出貿易の增進上に一大妨害を爲すを確め得たるものに對しては、政府に於て速に出來得る限りの手段を盡して、以て速に當業者の利益を保全し、產業の衰退を防護するの任を果すに吝ならざらんことを切望して措かざるなり。例へば彼の石鹼香水其の他の化粧品の製造原料として使用する特種の絹布等の如きは、到底內地に於て容易に之が生產を期し得べきものにあらざるが故に、或は稅率の低減に依り、或は戾稅法に依り、或は輸出奬勵金制に依る等適宜臨機の措置に出でて、以て當業の衰滅を未然に防止するに努力せられんことを要望す。又米及び麥に對する輸入稅の如きも、之が全廢は固より希望する所なりと雖も、今日に於て直に之を全廢する能はざる事情あるに於ては、此の際速に之を改正し、麥を無稅とし、玄米は精白米に比して低率を課し、彼此の間に相當の等差を設けられんことを要望す。

以上諸稅法に對する意見は、正に是れ全國各地の商業會議所に於て調査せる結果に基き、更に各般の納稅義務者が多年親しく經驗し來れる實蹟に鑑み、其の當否を考へ其の得失を察し、反覆論議し愼重に討究して、以て決定せる所のものなり。是に於て乎吾人は斷言す、政府にして幸に本建議の趣旨を容れ、以て速に此等諸稅の改廢を實行せば、財政の安固を企圖する上に於て將た又國家個人の經濟利益を增進する上に於て、其の效果の顯著なるべきは吾人の固く信じて疑はざる所なることを。

終に臨み尙ほ敢て一言して以て特に財務當局に訴へざるを得ざるものあり。何ぞや。卽ち我が稅法の運用上に現出する不良の事相是なり。蓋し稅法の運用上最も尙ぶ所は稅務に從事する者克く斯稅の精神を體して嚴に賦稅均衡の至義を奉じ之を都鄙に行ひて輕重なく之を貴賤に施して偏頗なく之を貧富に加へて寬嚴なく、所謂一視同仁の誠を以て一般の納稅義務者を遇し、彼等をして共に齊しく平然として其の當に果すべきの義務を果さしむるに在り。斯の如くにして卽ち民に怨嗟の聲なく斯の如くにして卽ち國に餘裕の財あるを得べきなり。然るに熟々現時賦稅の狀態を査察するに不幸にして本義に反戾する不良事相の歷然として其間に存在するあるを認む。卽ち中流以下の納稅者に對しては往々不當なる査定額を定めて納稅を强ふるが故に、其の責むる所概して苛嚴に過ぐるあるに反し、中流以上の者に對しては唯々其の申告する所に任せ、其の課する所却て常に寬宥に失するの弊習あり。是に於てか所謂社會の强者は比較的に少量の納稅義務を負ふに止まるに反し、一

面其の弱者を驅りて生計上甚大なる苦痛を忍びて、比較的に多額の國費を負擔せざるを得ざらしむるに至る。是れ豈に稅法の不備よりして自ら生じ來る所の負擔の不均衡を補正すべき稅法運用の妙契を沒却し去りて、倍々賦稅上に於ける偏重偏輕の弊果を助長するものにあらずして何ぞや。卽ち知る、今日に於て速に諸稅法の改廢を斷行するの必要あると同時に、嚴に稅務に從事する有司を戒飭して稅法運用の至義を堅守せしめ、依りて以て實際上賦課の不均衡を補正すべき妙契を忘逸せざらしむるの最も急要なることを。

稅法審査委員會は前述の如く其の設置以來約八箇月に亙りて研究調査の結果、稅法整理に關する根本方針として左の如き三箇の整理案を得たり。

第一案　現行稅法中負擔の權衡を失するもの、又は徵稅の簡便を缺くもの、其の他改善を要すべきものに對し、整理を爲さんとするもの。

第二案　比較的善良なりと認めたる新稅の創設に依り補塡し得べき限度に於て、世間に議論多き租稅を廢止せんとするものにして、卽ち鹽專賣及通行稅を廢止し、代ふるに家屋稅・壯丁稅・酢稅及石油消費稅を以てせんとするもの。

第三案　世間に議論多き租稅は全部之を廢止すると同時に、租稅組織の現制を根本より改革せんとするものにして、卽ち地租・所得稅・營業稅・織物消費稅・通行稅及鹽專賣を廢止し、代ふるに不動產稅を以てせんとするもの。

而して委員會は右三案に關して法律案の研究及收入額の計算等詳細調査を遂げ、各案の利害得失を審按せしが、先づ第二案に就きては、其の新設せんとする四稅目の性質は敢て絕對的に不合理と謂ふべからざるを以て、國家財政の必要に依り歲入の增加を計畫する場合に於ては、其の必要に應じ新なる財源として之を選擇するは固より不可なしと雖も、既に稍〻慣熟したる現行鹽專賣及通行稅を廢し、其の補塡財源として新に之を設定せんとするに至りては、未だ遽に首肯すべからざるものあり、殊に鹽專賣及通行稅は之を廢止せざるべからざる理由甚だ薄弱なるのみならず、之に代へんとする四稅中主たる財源を供給する家屋稅の如きは、其の實施の困難と地方財政に與ふる影響の大なるものありて、經濟上竝に財政上大に考慮を要すべきものなりと爲し、更に第三案に就きては、元來不動產稅は動產所得者及勤勞所得者に對して負擔の權衡を保つ能はず、而も其の負擔が不動產所有者以外の者に適當に轉嫁せらるる如きは到底之を望むべからず、或は不動產稅に代ふるに一般所得稅を以てするも、我國現下の狀態に於ては到底充分なる財源を供するに足らず、要するに歷史あり沿革ある現行稅制を根本より變革せんとするが如きは、經濟上財政上共に危險なるものなりと斷じたり。第二案第三案共に採用すべからずとせば、結局第一案に依らざるべからざるを以て、委員會は現行稅法中負擔の權衡を得ざるもの、又は徵稅の簡便を失するもの、其の他改善を要すべきものに對して整理を爲すは、現下に行ふべき租稅整理として最も適切なるものと認め、此の趣旨に依りて法案を起草し、且歲入增減の計算を爲し、明治三十九年十二月二十四日に至り之を大藏大臣に報告したり。今各種稅目に對する委員會審査の狀況は次章以下に於て記述することと爲し、左に委員會成案の大綱を摘錄すべし。

第一　地　租

一　宅地の地價は左の方法に依り之を修正すること。

（イ）賃貸價格の十倍を以て修正地價とす。

（ロ）賃貸價格の十倍が現在地價の二十倍を超ゆるときは、現在地價の二十倍を以て修正地價とす。

二　沖繩縣の宅地に付ては地價修正を爲さざること。

三　宅地の租率は地價百分の二箇半とし、其の他の土地に對しては定率と非常特別稅とを合したるものを稅率とすること。

四　沖繩縣に於ける明治三十五年以前の地租にして滯納に係るものは之を免除すること。

第二　所得稅

一　第一種所得は非常特別稅に於けるが如く出資者の員數に依り之を甲乙に區別し、甲（株主二十一人以上を以て組織したる株式會社又は株主及社員の數二十一人以上を以て組織したる株式合資會社）に付ては、第三種の所得に比準を採り現行稅率千分の六十二半を高めて千分の六十五と爲し、乙（甲以外の會社）に付ては第三種の所得と同一又は之に近き稅率を適用するの趣旨に依り所得金額の階級別は第三種所得に於けると同樣とし、稅率は第三種の稅率よりも稍低き千分の十五乃至千分の二百七十なる超過累進率と爲すこと。

二　第二種所得は國債の利子に付ては現行通り千分の二十とし、國債以外の公債及社債の利子に付ては之を高めて千分の五十とすること。

三　第三種所得は之を(甲)資產所得(乙)勤勞所得(丙)資產勤勞共働所得の三種に分ち、甲は其の全額を以て、乙は其の七割を以て、丙は其の八割五分を以て其の課稅價格と爲すこと。

四　第三種所得に對しては超過累進率を採用し、所得金額の階級數を增加し、且少額所得には稅率を低くし多額所得には稅率を高むるの趣旨を以て、現行千分の二十乃至千分の二百三半の累進率を改めて千分の十七乃至千分の三百四十の超過累進率と爲すこと。

五　課稅最低限は三百圓の現行を維持すること。

六　船舶運送業者の船舶又は倉庫業者の倉庫の減價は、必要經費と見做して所得より控除すること。

七　生命保險契約に依り支拂ふ保險料は金百圓を限度として所得より控除すること。

第三　營業稅

甲　營業稅を課すべき營業種目の改正

一　新に信託業に課稅することと爲し、其の課稅標準は仲立業と同一にすること。

二　營業稅法の營業種目より船渠業を除き、製造業又は貨物陸揚場業として課稅すること。

乙　課稅標準の改正

一　建物賃貸價格は借家なると借家に非ざるものとを問はず、總て見積價格に依り課稅すること。

二　直接に營業に從事するものは、營業者の家族と雖も之を從業者に計算すること。

三　營業者を除くの外、從業者十五歲未滿の者に付ては稅率の二分の一を課すること。

四　會社の資本金額には現行施行規則に定むる所の外、社債金額及借入金額を算入し、銀行業を營む會社の資本金額には此の外更に預金の四分の三の金額を加算すること。

五　金錢貸付業及物品貸付業の課稅標準たる資本金額は運轉資本に限ること。

六　寫眞業の課稅標準たる從業者中職工勞役者と其他の從業者とに區別することを改め、總て從業者として一率を課すこと。

七　仲立業及仲買業の課稅標準に建物賃貸價格を加ふること。

丙　稅率に關する改正

一　物品販賣業に付ては卸賣と小賣とに依り稅率に差等を設け、其の割合を卸賣一、小賣二半と爲すこと。

二　物品販賣業の業體に依り稅率に差等を設け、(甲)米·麥·石油·肥料に對しては低き稅率を、(乙)羽二重·生絲·綿絲·白木綿に對しては中位の稅率を、(丙)其の他の物品に對しては高き稅率を適用すること。

三　製造業及印刷業の課稅標準たる資本金額の稅率を現行の割合より增加し、建物賃貸價格の稅率は資本金額の稅率增加の割合を參酌して之を輕減すること。

四　寫眞業に付ては資本金額·建物賃貸價格·從業者の三者の間に稅率に輕重の差を立てざること。

五　倉庫業の課稅標準たる資本金額の稅率を現行の割合より輕減し、建物賃貸價格の稅率は資本金額の稅率輕減の割合を參酌して之を增加すること。

第四　相續稅

相續稅は最近の創設に係るを以て此際改正を行はざること。

第五　通行稅

一　二百哩又は二百海里以上を、三百哩又は三百海里未滿と三百哩又は三百海里以上との二段に分ち、遠距離の稅率を高むること。

二　市內通行に限り通行稅を半減し、五厘と爲すこと。

三　乘船車賃金一錢以下なるときは通行稅を課せざること。

四　貸切乘船車の場合には船車の乘客定員數に應じて課稅すること。

五　多人數乘船車及往復乘船車の場合には各別に課稅すること。

六　回數又は定期乘船車の場合には營業者の割引する割合に應じて減稅すること。

第六　酒稅

一　酒稅は定率と非常特別稅とを合したるものを徵收すること。

二　清酒·濁酒·燒酎の製造制限石數を高め、其の他の酒類及酒精·酒精含有飮料竝に麥酒に對し新に製造制限石數を設くること。

三　稅法違反者に對し製造の免許を取消すを得ることと爲すこと。

四　無免許者の製造したる酒類·酒母·醪及其の容器·器具·器械は之を沒收すること。

五　沖繩縣及東京府下小笠原島·伊豆七島に酒造稅法を施行し、造石稅の半額を課すること。

六　酒造稅法不施行地よりの移入酒類に關する取締方法を設くること。

七　輸出酒類に對する戾稅は全額の下戾を改め其の一部を下戾すること。

第七　醬油稅

醬油造石稅は本年適當に改正したるを以て更に改正せざること。

第八　砂糖消費稅

一　砂糖消費稅は定率と非常特別稅とを合したるものを徵收すること。

二　煉乳製造の原料たる精糖に對し消費稅を下戻すこと。

三　輸入原料砂糖戻稅は輸入稅の全額下戻を改め、原料糖と精糖との輸入稅の差額を下戻すこと。

第九　纖物消費稅

一　毛纖物以外の纖物の印紙貼用の制を廢し、毛纖物の如く引取課稅の制と爲すこと。

二　毛纖物は毛纖物以外の纖物と同じく從價一割の稅率と爲すこと。

三　從量稅を原則とし、之に依り難きものには例外として從價稅を適用すること。

第十　賣藥稅

一　賣藥印紙稅は現行の通徵收すること。

二　賣藥營業稅は非常特別稅に於けるが如く、每方劑一箇年の製造高に對する定價總額に對し定率と非常特別稅とを合したるものを徵收すること。

第十一　鑛業稅

一　鑛產稅は現行の通徵收すること。

二　鑛區稅は定率と非常特別稅とを合したるものを徵收すること。

三　砂金採取地稅は非常特別稅法の通徵收すること。

第十二　取引所稅

取引所稅は定率と非常特別稅とを合したるものを徵收すること。

第十三　登錄稅

登錄稅は定率と非常特別稅とを合したるものを徵收すること。

第十四　印紙稅

一　小切手の課稅は之を全廢すること。

二　小切手免稅の爲めに生ずる歲入の缺減を補ふ爲め約束手形の印紙稅率を高め、三錢乃至五圓の現行を五錢乃至七圓とすること。

三　其の他の印紙稅は定率と非常特別稅とを合したるものを徵收すること。

第十五　狩獵免許稅

一　狩獵免許稅は二等三等の稅率を輕減すること。

二　各等級の直接國稅納額差等は現行を維持すること。

第十六　骨牌稅

骨牌稅は現行通徵收すること。

第十七　訴訟用印紙

一　行政訴訟の印紙貼用は之を廢すること。

二　民事訴訟用印紙及商事非訟事件印紙は定額と非常特別稅に依る增貼とを合したるものを貼用せしむること。

第十八　兌換銀行券發行稅

兌換銀行券發行稅は現行の儘とすること。

第十九　關稅及噸稅

關稅及噸稅は現行の儘とすること。

第二十　鹽專賣

鹽專賣は之を存續すること。

第二十一　地方稅

地方稅に就きては左の如く國稅附加稅の制限を緩和すること。

一　國稅附加稅の制限は租稅整理後の國稅の稅率に對し、北海道府縣に在りては地租百分の二十五、營業稅百分の十、所得稅百分の五、市町村に在りては地租、營業稅、所得稅共總て百分の十五とすること。

二　主務大臣の認可を得て右の制限以上の課稅を爲し得る場合を認むること。

以上は稅法審查委員會の決定したる整理案の大綱なるが、今此の案に依る歲入增減見込比較表を揭ぐれば左の如し。

稅目	四十年度豫算額	整理見込額	增減
地租	八五、六三二、三九二 円	八五、八三三、九九四 円	增　二〇一、六〇二 円
宅地租	一六、一七六、三一四	一六、三七七、九一六	增　二〇一、六〇二
其の他の地租	六九、四二七、四四六	六九、四二七、四四六	—
延納地租	二八、六三二	二八、六三二	—
所得稅	二三、二三五、四〇二	二二、三一二、七八二	減　九二二、六二〇
營業稅	一九、六二六、九二六	一九、三九六、九二六	減　二三〇、〇〇〇
酒稅	六五、四五〇、三三六	六五、七六〇、九一七	增　三一〇、五八一
酒造稅	六三、四六一、一六六	六三、九八二、〇四一	增　五二〇、八七五
麥酒稅	八五七、八七二	八五七、八七二	—
酒精及酒精含有飲料稅	六四八、四一六	六四八、四一六	—
沖繩縣酒造免許稅	五、三二八	—	減　五、三二八
沖繩縣酒類出港稅	四七七、五五四	二七二、五八八	減　二〇四、九六六
醬油稅	三、九三六、〇〇五	三、九三六、〇〇五	—
醬油造石稅	三、一二六、四三二	三、一二六、四三二	—
自家用醬油稅	八〇九、五七三	八〇九、五七三	—
砂糖消費稅	一一、四五六、一五一	一一、四五六、一五一	—
織物消費稅	一五、八二四、八五四	一四、六三五、二七六	減　一、一八九、五七八
毛織物	三、五六八、七三三	二、三七九、一五五	減　一、一八九、五七八
毛織物以外の織物	一二、二五六、一二一	一二、二五六、一二一	—
鑛業稅	一、七一四、二〇三	一、七一四、二〇三	—
鑛產稅	六八三、六〇〇	六八三、六〇〇	—
採掘鑛區稅	五三九、六八四	五三九、六八四	—
試掘鑛區稅	四六一、八〇九	四六一、八〇九	—
砂金採取地稅	二九、一一〇	二九、一一〇	—
取引所稅	一、九七五、五〇二	一、九七五、五〇二	—
兌換銀行券發行稅	一、〇五六、九三八	一、〇五六、九三八	—

	円		円
噸稅	四七七、九八六		四七七、九八六
關稅	三六、二三四、二九二		三六、二三四、二九二
通行稅	二、二一一、八六八		二、二〇六、五五四
相續稅	一、二四三、八五七		一、二四三、八五七
資藥稅	一、三九〇、五一一		一、三九〇、五一一
賣藥營業稅	一九五、六二三		一九五、六二三
賣藥印紙稅	一、一九四、八八八		一、一九四、八八八
登錄稅	一〇、二八二、八五七		一〇、二八二、八五七
狩獵免許稅	二二〇、〇〇一		二二九、六一三
印紙稅	二、八八三、二一一		二、八七八、九六三
約束手形	六四四、二三二		七九九、四三一
小切手	一五九、四四七		
其の他	二、〇七九、五三二		二、〇七九、五三二
骨牌印紙稅	一〇五、九八二		一〇五、九八二
民事訴訟、商事非訟用印紙	一、一七六、九一五		一、一七六、九一五
行政訴訟用印紙	二、〇五八		
其他の印紙及現金收入	一、六三五、八九四	減	一、六三五、八九四
鹽專賣收入	二七、一六四、七七六		二七、一六四、七七六
合計	三一四、九三八、九一七	減	三一三、一〇六、八九四
外に戻稅改正に因り歲出に增減を來すべきもの			
繰出酒類戻稅	歲出減 一八五、九二五	減	五、三一四
繰入原料砂糖戻稅	歲出減 一、〇二二、三四七	減	二、〇五八
歲入減歲出減差引	歲入減 六三二、〇三六	減	一、八三二、〇二三
差引	歲出減 一、一九九、九八七	增	九、六一二
煉乳原料砂糖戻稅	歲出增 八、二八五	減	四、二四八
		增	一五五、一九九
		減	一五九、四四七

尙委員會に於ては以上の整理案の外に、既述の如く新規財源として各種の新稅創設に關する調査を行ひしが、此等の中燐寸・茶・紙の三消費稅は課稅の方法困難にして多額の經費を要するのみならず輸出又は生產を妨ぐる虞ありて、比較的善良の租稅と稱すべからずとして之を排斥し、家屋稅・壯丁稅・酢稅・石油消費稅・不動產稅の五種を以て比較的善良にして、將來新稅を必要とする場合には選擇に値すべきものと認めたり。今參考の爲め委員會の立案したる此等新稅の綱要を揭ぐれば左の如し。

第一　家屋稅

一　家屋には賃貸價格十分の一の割合を以て家屋稅を課す。

二　賃貸價格五圓未滿の家屋には家屋稅を課せず。

三　家屋の賃貸價格は五年毎に調査委員會の諮問を經て政府之を決定す。

四　家屋稅は家屋の所有者より之を徵收す。

五　家屋稅は年額を二分し、其の年八月及翌年二月之を徵收す。

六　地方稅との關係は左の如し。

（イ）現今地方稅として徵收せる額は家屋稅及家屋稅割一、七二四、〇〇〇圓、戶數割及戶別割三六、一四九、〇〇〇圓、計三七、八七三、〇〇〇圓なり。

（ロ）家屋稅は賃貸價格五圓以上のものに課稅するが故に、家屋稅新設の爲め地方稅の補塡を

要する額は家屋稅及家屋稅割一、六一五、〇〇〇圓、戶數割及戶別割三四、二九三、〇〇〇圓にして、府縣稅八、三四六、〇〇〇圓、市町村稅二七、五六二、〇〇〇圓なり。

（ハ）地方稅缺陷の補塡には家屋稅附加稅（府縣は百分の三十、市町村は百分の百七十）を許し、所得稅附加稅（府縣百分の二十、市町村百分の二十五）を增徵し、所得稅を納めざる者に對しては一戶平均十五錢の割合を以て戶別割を課す。

七　家屋稅を實施するには其の準備期間約二箇年、施行準備費年額二七七、一九四圓を要す。

八　稅金及徵稅費の概算左の如し。

稅金		一三、二五七、二六一圓
徵稅費		
	初年又は六年目	一、三六一、一六四圓
	平年	六五七、四八九圓
	平均	七九八、二二四圓
差引實收入		
	初年又は六年目	一一、八九六、〇九七圓
	平年	一二、五九九、七七二圓
	平均	一二、四五九、〇三七圓

第二　壯丁稅

一　徵兵適齡に達し現役に服せざる男子には三箇年間毎年金三圓の壯丁稅を課す。

二　左に揭ぐる者には壯丁稅を課せず。

（イ）不具又は癈疾の爲兵役を免除せられたる者

（ロ）服役中傷痍又は疾病の爲豫備兵役後備兵役若は國民兵役に編入せられ又は兵役を免除せられたる者

（ハ）徵兵檢査の後不具又は癈疾となり職業に從事する能はざる者

（ニ）國民として公共の救助を受くる者

三　左に揭ぐる者は戰時又は事變の爲召集せられ若は現役に服するに至りたるときより壯丁稅を徵收せず。但し既納稅金は之を還付す。

（イ）補充兵

（ロ）徵集を延期又は猶豫せられたる者

（ハ）徵兵適齡後志願を以て服役したる者

四　左に揭ぐる者は徵兵適齡に達したる翌年より三箇年に達せざる殘期間壯丁稅を納むる義務あるものとす。但し徵兵適齡以前より志願を以て服役したる者は其の服役の年より起算す。

（イ）常例の常備兵役を完了せずして直に後備兵役又は國民兵役に服する者

（ロ）軍人軍屬及陸海軍所屬の學校生徒にして其の籍を離れたる者

五　壯丁稅は年額を二分し、其の年六月及十二月に之を徵收す。

六　家族壯丁稅を納付せざるときは戶主代納の義務あるものとす。

七　稅金及徵稅費の概算左の如し。

年次	稅額	還付稅額	徵稅費	差引實收額
第一年	一、一二六、〇一七円	五一二、八〇一人	一一七、五六一円	一、〇〇八、四五六円
第二年	二、二四八、四〇一	一三七、四六二人	一一七、五六一	二、一二七、九八四
第三年	三、三六七、一六四	三七五、三三九人	一一七、五六一	三、二四五、三一九
第四年	三、三六七、一六四		一一七、五六一	三、二四三、八九一

〔備考〕　壯丁總員
內（免稅人員
　（課稅人員

第三　酢稅

一　酢には一石に付金三圓の造石稅を課す。

二　自家用の酢には課稅せず。

三　酢は製成のとき査定し、其の造石稅は翌月之を徵收す。

四　稅金及徵稅費の概算左の如し。

稅　金　五三六、一二四圓
徵稅費　七九、四九七圓
差引實收入　四五六、六二七圓

〔備考〕　製造場數　二、六三四
　　課稅石數　一七八、七〇八石

第四　石油消費稅

一　石油（燈油）には一石に付金一圓の消費稅を課す（從價一割を見當とす）。

二　外國產石油には消費稅を課せず。

三　消費稅は製造場より石油を引取るとき課稅す。

四　課稅後に於ける內國產石油と外國產石油との對照左の如し。

種別	原價	輸入稅	消費稅	計
內國產	九、九四〇円	—	從價一割　一、〇〇〇円	一〇、九四〇円
外國產	九、八七〇	四、八〇〇	—	一四、六七〇

五　稅金及徵稅費の概算左の如し。

稅　金　四九三、六〇〇圓
徵稅費　五、七九二圓
差引實收入　四八七、八〇八圓

〔備考〕　製造場數　一一一
　　課稅石數　四九三、六〇〇石

第五　不動產稅（地租・所得稅・營業稅・織物消費稅・通行稅・鹽專賣を廢して之に代ふべき新稅）

一　土地・建物の所有者を以て不動產納稅義務者とす。但し質權又は百年以上の存續期間を有する地上權を設定したる不動產に付ては、其の質權者又は地上權者を以て納稅義務者とす。

二　不動產の稅率は不動產の種類に依り負擔力に應じて左の如く區別し、其の賃貸價格に應じ

て之を賦課す。

（イ）宅　地　賃貸價格一圓に付　三〇七厘
（ロ）田畑其の他の土地　賃貸價格一圓に付　一九四厘
（ハ）建　物　賃貸價格一圓に付　二六八厘

三　不動產の賃貸價格は五年毎に之を更定す。

四　施行初年及賃貸價格更定の年に於ては一定書式の申告書に不動產に關する諸種の事項を記入して、不動產納稅義務者をして不動產所在地の市町村長に提出せしむ。

五　稅務署長は市町村長より申告書を受取り之を調査して賃貸價格を決定し、不動產臺帳を調製す。

六　稅務署長不動產の賃貸價格を決定したるときは、不動產臺帳の謄本を市町村長に送付し、一定期間之を縱覽に供せしむ。

七　政府の決定に對し不服ある者には異議の申立を爲すことを得せしむ。

八　異議の申立ありたるときは、審査委員會の諮問を經て政府之を決定す。

九　審査委員會は各稅務署所轄內に之を置く。

十　災害に因り不動產の賃貸價格四分の一以上を減損したるときは、政府に申出で賃貸價格の更訂を求むることを得せしむ。

十一　納期は宅地及建物に在りては七月及翌年一月、田に在りては十二月翌年二月・三月・五月、其の他の土地に在りては九月十一月とす。

十二　稅金は市町村をして之を徵收せしめ、稅金百分の一に相當する金額を市町村に交付す。

十三　不動產稅を實施するには其の準備期間約四箇年、施行準備費年額八九一、八三七圓を要す。

十四　不動產稅の稅額概算左の如し。

種目	賃貸價格	稅額
宅地	七、〇八八、〇七七円	三、七〇四、五八八円
其の他の土地	四七、八〇五、二八〇	八、八三、八二八
建物	一九五、八五一、五六〇円	五一、八六〇、〇八五円
計	七〇八、七四四、六九七	一八〇、三七八、四九一

十五　徵稅費の概算左の如し。

初年又は六年目　四、一二〇、七三四圓
平年　二、六二六、〇九二圓
平均　二、九二五、〇二〇圓

〔備考〕廢稅に屬すべきものの徵稅費見積額左の如し。

一、地租	六七六、八五〇円	
二、所得稅	九三三、九九二	
三、營業稅	九三一、六六三	
四、織物消費稅	三一八、四二一	
五、通行稅		一、二一八円
六、鹽專賣		九九八、五九九
計		三、八六〇、七四三

第三款　稅法整理案審査會の審査

稅法審査委員會は明治三十九年十二月二十四日に至り其の租稅整理案竝に之に關する法律案を

大藏大臣に報告せしが、稅制の整理は事頗る重大にして、其の關係する所甚だ廣汎なるが故に、政府は尙其の調査の愼重を期する爲め、直に右の整理法律案を當時開會中なりし第二十三回帝國議會に提出することなく、更に此の整理案に就き官民の學識經驗ある人士の意見を徵し審議討究せしむることとし、閣議を經て翌明治四十年三月二十九日稅法整理案審査會規則を定め、之を公にしたり。卽ち左の如し。

稅法整理案審査會規則

第一條　稅法審査委員會ノ報告ニ係ル稅法整理案審査ノ爲メ大藏省ニ稅法整理案審査會ヲ置ク

第二條　稅法整理案審査會委員ハ內閣及外務省、內務省、大藏省司法省農商務省ノ高等官、貴族院議員、衆議院議員及學識經驗アル者ヲ以テ之ヲ組織ス

前項ノ委員ハ大藏大臣之ヲ囑託ス

第三條　會長ハ大藏大臣之ニ當ル

第四條　稅法整理案審査會ハ大藏大臣ノ召集ニ依リ開會ス

第五條　稅法整理案審査會ノ議事ハ祕密トス

第六條　稅法整理案審査會ニ幹事ヲ置ク幹事ハ大藏省高等官中ヨリ大藏大臣之ヲ命ス

今稅法整理案審査會の會長、委員及幹事の氏名を擧ぐれば左の如し。

會長　阪谷芳郎

委員　正親町實正　三島彌太郎　松平正直　紀俊秀　桑田熊藏
島田三郎　箕浦勝人　石塚重平　栗原亮一　野田卯太郎
中野武營　土居通夫　金井延　松崎藏之助　岡野敬次郎
珍田捨巳　吉原三郎　河村譲三郎　和田彦次郎　若槻禮次郎
水町袈裟六　荒井賢太郎　櫻井鐵太郎　塚田達二郎　濱口雄幸

幹事　塚田達二郎　菅原通敬　森賢吾　松本重威

稅法整理案審査會は明治四十年四月四日其の第一回を開きしが、開會に際し大藏大臣阪谷芳郎は整理案審査の方針に關して左の如く演述したり。

『稅法整理の目的は負擔の公平と徵稅の簡便とを計ると同時に、國庫の充實と歲計の鞏固とを期するに在り。換言すれば國民經濟の發達を妨げざると同時に、國家財政の要求を缺かしめざるに在り。故に現在歲入の總額に減少を來すが如き案件は必ず之を避けざるべからず。而して國家財政の前途を案ずるに、歲計の膨脹は內外の情勢に照らし避くべからざる必須なるを以て財源の涵養及留保は最も緊要の事に屬す。』

稅法整理案審査會は先決問題として、稅法審査委員會の審査報告に係る三箇の整理案中、其の何れを採用すべきかに關し審査を爲したり。而して審査會は第三案卽ち世間に議論多き租稅は全部廢止すると同時に、租稅組織の現制を根本より變革せんとするものに就きては、其の內容に於て既に稅法審査委員會に於て論結したる如き非難あるのみならず、現行稅制は特別の歷史沿革を有し、且幾多の年處を經て國民其の施行に慣れたるものなるを以て、今之を根本より變革するは經濟上財政上共に危險なるものなりとし、又第二案卽ち比較的善良なりと認むる新稅の創設に依り補塡し得べき限度に於て、世間に議論多き租稅を廢止せんとするものに就きては、其の創設すべしと爲す新稅は、他日歲入の增加を必要とする場合に於て新なる財源として之を採用するの可否は姑く措き、現行の租稅を廢止して之に代らしむるの必要は之を認むる能はず、殊に國家財政の前途は財源の涵養及留保を

必要とするを以て、此の際新稅を創設するは策の得たるものに非ずとして、二者共に之を採らず。斯くて審査會は第一案たる、現行稅法中負擔の權衡を失するもの、又は徵稅の簡便を缺くもの、其の他改善を要すべきものに對して整理を爲さんとするものを以て、現下に行ふべき最も穩當なる整理方案なりと認め、之を原案として審査することに決したり。然れども租稅の問題は頗る廣汎なるが故に稅法整理案審査會の議事の範圍は原案たる稅法整理案其のものの審査に止まらず、稅法審査委員會の審議に上りたる各種の問題は勿論、其の審議に上らざりしものと雖も、財政上又は經濟上研究を要すべき問題に就ては、各稅審議の際隨時之が利害得失を討論し、特に世論の存する問題に就ては最も愼重に之を審査したり。

稅法整理案審査會は議事の順序を第一次會及第二次會の二段に分ち、第一次會に於ては各種の稅に就き原案審議の要領を審査し、其の利害得失を討論して可否の決議を爲すべきものとし、之を假決議となし、第二次會に於ては第一次會に於て決議したる各種の租稅を通覽して彼此の權衡を査覈し、法案を整理し、歲入增減の調査を爲すべきものとし、之を確定議と爲したり。而も又審査會は審査の愼重を期する爲め、事の重要又は複雜なるものに在りては特別委員に附託して之を調査せしめ、特に第一次會の決議を了るや議案整理特別委員七名を選任して細評調査せしめ、其の調査の結果を第二次會の議題として審議したり。

斯くの如くにして稅法整理案審査會は四月開會以來回を重ぬること二十四、同年七月五日を以て審査を終了したり。審査會審査の結果は租稅制度の大體に於ては原案の組織を維持したりと雖も個々の稅法の內容に至りては之に修正を加へたる點少からず。其の詳細の點に至りては次章以下に於て之を述ぶることとし、左に原案審査の要領のみを掲ぐべし。但し特に明示せざる點は總て原案を是認したるものとす。

第一　地　租

一　宅地地價の修正に就ては、沖繩縣に於ける宅地も內地と同樣地價を修正することと爲し、其の他の點は總て原案通りとすること。

二　地租の稅率に就ては總て原案通りとすること。

三　郡村宅地市街宅地の區別は之を廢止すること。

四　地目變換地類變換の地價据置期間は之を廢止すること。

五　罹災田畑の地租の救濟方法は之を延納主義に統一すること。

六　沖繩縣の舊租は原案の通り之を免除すること。

第二　所得稅

一　第一種所得甲種法人の稅率は原案千分の六十五を改めて千分の七十五と爲し、乙種法人の稅率は原案最高千分の二百七十を改めて最高千分の三百と爲すこと。

二　第二種所得中國債の利子に就ては全部課稅を免除し、其の他のものに就ては原案通りとすること。

三　第三種所得に就ては原案の最高稅率千分の三百四十を千分の三百に低下すること。

四　課稅最低限に就ては原案三百圓を四百圓に高むること。

五　船舶運送業の船舶及倉庫業の倉庫の減價の外、製造業に於ける機械の減價をも經費と看做

して所得より控除を許すこと。

第三　營業稅

甲　營業種目に關する事項

一　信託業の外新に出版業にも課稅すること。

二　仲買業を問屋業に、代辨業を代理業に、公なる周旋業を周旋業に改稱すること。

乙　課稅標準及稅率に關する事項

一　物品販賣業に於ける賣上金額に對する稅率を甲乙丙の三種に區別する原案は之を是認し、同時に棉花及紙を丙種より乙種に移すこと。

二　銀行業の課稅標準たる資本金額中に預金·社債·借入金を算入するの原案は之を否認し、從つて資本金額に對する稅率は原案千分の二を千分の五と改むること。

三　保險業及製造業に於ける資本金額に對する稅率は、原案千分の五半を千分の五に輕減すること。

四　鐵道業に於ける收入金額に對する稅率は、原案千分の二十五を千分の二十五半に改むること。

五　請負業に於ける請負金額に對する稅率は、原案千分の五を千分の五半に改むること。

六　出版業に於ける課稅標準及稅率は、印刷業に於けると同一と爲すこと。

第四　相續稅

一　公益事業に對し爲したる贈與及遺贈を課稅價格より除算すること。

二　家督相續に對する稅率は最低千分の十二を千分の十に改め、遞次に各階級の稅率を輕減すること。

三　相續再開始の場合に於て相續稅を減免すべき年限を七年に改むること。

四　年賦延納年限を延長し、三年以內を五年以內に改むること。

第五　通行稅

一　市內通行に限り五厘均一制と爲す原案を排し、現行通り往復一錢と爲すこと。

二　往復回數·定期貸切·多人數乘船車に對する原案の改正は之を否認し、總て現行を維持すること。

第六　酒　稅

一　酒造稅法を沖繩縣及東京府小笠原島伊豆七島に施行せんとする原案は之を是認するも、其の稅率は酒造稅法に依る造石稅の半額とするの原案を排して、之を三分の一に輕減すること。

二　輸出酒類の戾稅金額を減少せんとする原案は之を排し、現行通り全額下戾と爲すこと。

第七　織物消費稅

織物の從價稅制を從量稅制に改めんとする原案は之を否認し、總て現行制度を維持すること。

第八　登錄稅

一　府縣郡市町村の廢置又は分合に因る財產處分に關し府縣郡市町村が登記を受くる場合、及

府縣郡市町村內の一部の所有に係る財產を無償名義により其の府縣郡市町村の所有に移す爲め登記を受くる場合に於ては、大に稅率を輕減して財產價格の千分の一と爲すこと。

二　法人の合併又は組織變更に因る財產の移轉に關し登記を受くる場合には、其の稅率を輕減して千分の五と爲すこと。

第九　砂糖消費稅

砂糖消費稅に關する原案中、輸入原料砂糖戾稅に關する件は、旣に第二十三回帝國議會の協贊を經て法律となりしを以て之が審査を要せず、其の他の事項に關しては原案を是認すること。

第十　印紙稅

原案中小切手課稅を廢止し及約束手形の稅率を高むるの件は、旣に第二十三回帝國議會の協贊を經て法律となりしを以て之が審査を要せず、其の他の事項に關しては原案を是認すること。

第十一　其の他の諸稅

以上の外醬油稅・賣藥稅・鑛業稅・取引所稅・狩獵免許稅・骨牌稅・兌換銀行券發行稅・關稅・噸稅の諸稅竝に民事訴訟・商事非訟事件・行政訴訟に關する印紙の貼用に就ては總て原案を是認すること。

第十二　鹽專賣

鹽專賣の制度は之を存續し、左の方法に依り鹽價の低廉を期すること。

（イ）官費を以て鹽を廻送すること。

（ロ）小賣相場を監督すること。

（ハ）鹽の賣渡に就て便宜を計ること。

（ニ）製造方法を改善し生產費を減ずること。

第十三　地方稅

一　地租・營業稅・所得稅の各附加稅の制限率に就ては原案を是認すること。

二　制限外課稅に就ては、左記三項の場合に於ては金額に制限なく課稅し得ることとし、其の他の場合に於ては制限率の十分の四以內の課稅に止めしむること。

（イ）內務・大藏兩大臣の認可を受け起したる負債の元利償還の爲め費用を要するとき。

（ロ）非常の災害に因り復舊工事の爲め費用を要するとき。

（ハ）水利の爲め費用を要するとき。

三　制限外の課稅は地租・營業稅・所得稅の各附加稅が共に課稅制限に達したる場合に限らしむること。

以上は稅法審査委員會の原案に對し稅法整理案審査會の加へたる修正の要領なるが、今右の如き修正を加へたる租稅整理案に依る歲入增減比較表を揭ぐれば左の如し。

稅目	四十年度豫算額	整理見込額	增減
地租	八五、六三二、三九二 円	八五、八五九、七〇三 円	增　二二七、三一一 円
宅地租	一六、一七六、三一四	一六、四〇三、六二五	增　二二七、三一一
其の他の地租	六九、四二七、四四六	六九、四二七、四四六	—
延納地租	二八、六三二	二八、六三二	—
所得稅	二三、二三五、四〇二	二一、八七一、四八五	減　一、三六三、九一七
營業稅	一九、六二六、九二六	一九、二七八、九六五	減　三四七、九六一

酒稅	麥酒稅	酒精及酒精含有飲料稅	沖繩縣酒類移出免許稅	沖繩縣酒造稅	織物以外の繊維物品稅	石油稅	自動車稅	砂糖消費稅	毛織物消費稅	毛織物輸入品關稅	鑛區稅	試掘鑛區稅	採鑛鑛產稅	砂金採取法	取引所取引稅	交換銀行券發行稅	關稅	通關
六五、四四五、〇三六、四	六三、四四六、一一六、六	八五、七四七、八七二	六四八、四一六	五、七三八	四六、四一九、四三二	一五、四四七、四四九	三、一二六、四八四、五〇〇	一五、四二五、六八四、一五一	三、八五六、〇八三	一、九七五、五八一	一、〇一五、九八二	一、一七六、九一五	二、〇七九、五三二	一、〇一五、九八二	一、一七六、九一五	一、六三五、八九四	二、〇五八、九一四	一、六三五、八九四
六五、八七八、八四二	六三、四四六、一一六、六	八五、七四七、八七二	六四八、四一六	五、七三八	四六、四一九、四三二	一五、四二五、六八四、一五一	三、一二六、四八四、五〇〇	一五、四二五、六八四、一五一	三、八五六、〇八三	一、九七五、五八一	一、〇一五、九八二	一、一七六、九一五	二、〇七九、五三二	一、〇一五、九八二	一、一七六、九一五	一、六三五、八九四	二、〇五八、九一四	一、六三五、八九四
二、一三五、〇八六	一、三九〇、五一一	一、一九五、八七二	一、一九五、六二一	一、一九四、八七二	一、一九四、六二一	一、一九五、八七二	一、一九五、六二一	一、一九四、八七二	一、一九四、六二一	一、一九五、八七二	一、一九五、六二一	一、一九四、八七二	一、一九四、六二一	一、一九五、八七二	一、一九五、六二一	一、一九四、八七二	一、一九四、六二一	一、一九五、八七二
減	減	減	減	減	減	減	減	減	減	減	減	減	減	減	減	減	減	減
二五三、八九八	二、〇八五	一五九、四四七	一五五、二四九	四、六二二	九、六一二	一五、四四七	一五五、二四九	四、六二二	九、六一二	一五、四四七	一五五、二四九	四、六二二	九、六一二	一五、四四七	一五五、二四九	四、六二二	九、六一二	一五、四四七
增	增	增	增	增	增	增	增	增	增	增	增	增	增	增	增	增	增	增
二三七、八九四	三四七、三三六	二三七、八九四	三四七、三三六	二三七、八九四	三四七、三三六	二三七、八九四	三四七、三三六	二三七、八九四	三四七、三三六	二三七、八九四	三四七、三三六	二三七、八九四	三四七、三三六	二三七、八九四	三四七、三三六	二三七、八九四	三四七、三三六	二三七、八九四

酒稅	麥酒稅	酒精及酒精含有飲料稅	沖繩縣酒類移出免許稅	沖繩縣酒造稅	織物以外の繊維物品稅	石油稅	自動車稅	砂糖消費稅	毛織物消費稅	毛織物輸入品關稅	鑛區稅	試掘鑛區稅	採鑛鑛產稅	砂金採取法	取引所取引稅	交換銀行券發行稅	關稅	通關
六五、八七八、八四二	六三、四四六、一一六、六	八五、七四七、八七二	六四八、四一六	五、七三八	四六、四一九、四三二	一五、四二五、六八四、一五一	三、一二六、四八四、五〇〇	一五、四二五、六八四、一五一	三、八五六、〇八三	一、九七五、五八一	一、〇一五、九八二	一、一七六、九一五	二、〇七九、五三二	一、〇一五、九八二	一、一七六、九一五	一、六三五、八九四	二、〇五八、九一四	一、六三五、八九四
減	減	減	減	減	減	減	減	減	減	減	減	減	減	減	減	減	減	減
二五三、八九八	二、〇八五	一五九、四四七	一五五、二四九	四、六二二	九、六一二	一五、四四七	一五五、二四九	四、六二二	九、六一二	一五、四四七	一五五、二四九	四、六二二	九、六一二	一五、四四七	一五五、二四九	四、六二二	九、六一二	一五、四四七
增	增	增	增	增	增	增	增	增	增	增	增	增	增	增	增	增	增	增
二三七、八九四	三四七、三三六	二三七、八九四	三四七、三三六	二三七、八九四	三四七、三三六	二三七、八九四	三四七、三三六	二三七、八九四	三四七、三三六	二三七、八九四	三四七、三三六	二三七、八九四	三四七、三三六	二三七、八九四	三四七、三三六	二三七、八九四	三四七、三三六	二三七、八九四

輸入原料砂糖戻稅改正に因り歲出に增減を來すべきもの	煉乳原料砂糖戻稅差引	歲入減歲出減差引
歲入減	歲出減	歲入減
四〇〇、八九三、八四	八、二八五、六〇三	二、一三七、九四五
歲入增	歲出增	
四〇〇、八九三、八四	四〇〇、六五三、八五	

卽ち右の計算に依れば稅法審査委員會の原案よりも更に百五十萬圓餘の歲入減少を生ずることとなり、明治四十年度の豫算に比して約二百十三萬餘圓の歲入減少を見るに至るものなり。然れども之れ歲入の減少を期するの目的より出でたるに非ずして、租稅整理に因る偶然の結果なるが故に審査會は之に對しては別に補塡の財源を求めず、歲入自然の發達に竢ちて可なりと爲し、若し政府に於て歲計上之が補塡を必要とするに於ては、審査會に於て相當計畫するを妨げずと決議したり。

第四款　第一次租稅整理

以上述べたる如くにして租稅整理案は明治四十年七月を以て作成せらるるに至りしを以て、政府は第二十四回帝國議會開會の劈頭卽ち明治四十一年一月二十一日、衆議院に對し租稅整理案として左の如く二十四箇の法律案を提出したり。

一、地租條例中改正法律案
一、災害地地租特別處分法案
一、宅地地價修正法案
一、所得稅法中改正法律案
一、營業稅法中改正法律案
一、沖繩縣及東京府小笠原島伊豆七島ニ於ケル酒造稅ニ關スル法律案
一、沖繩縣酒類出港稅則中改正法律案
一、酒母、醪及麴取締法中改正法律案
一、煉乳原料砂糖戾稅法案
一、織物消費稅法案
一、賣藥稅法中改正法律案
一、砂金採取地稅法案
一、鑛業法中改正法律案
一、登錄稅法中改正法律案
一、取引所稅法中改正法律案
一、通行稅法案
一、相續稅法中改正法律案
一、狩獵法中改正法律案
一、印紙稅法中改正法律案
一、民事訴訟用印紙法中改正法律案
一、商事非訟事件印紙法中改正法律案
一、行政訴訟書類印紙貼用廢止ニ關スル法律案
一、地方稅制限ニ關スル法律案
一、沖繩縣ニ於ケル舊租免除ニ關スル法律案

而して右と同時に政府は租稅增收案として左の六法律案を衆議院に提出したり。

一、酒造稅法中改正法律案
一、酒精及酒精含有飮料稅法中改正法律案
一、麥酒稅法中改正法律案
一、砂糖消費稅法中改正法律案
一、石油消費稅法案

一、關稅定率法輸入稅表中改正法律案

以上各種法律案中租稅整理案に屬する二十四案は稅法整理案審査會の審査報告に係るものと同一にして、租稅增收案に屬する六案の中前四者は、稅率を除く他の整理條項は稅法整理案審査會の成案と同一なるも、其の稅率を審査會成案よりも更に增加したり。卽ち此の四案は增稅と同時に租稅整理の目的をも達せんとせしものなり。增收案の中後者の二案卽ち石油消費稅法案及關稅定率法輸入稅表中改正法律案は、全く新に政府に於て立案せしものなるが、其の中關稅定率法輸入稅表の改正は前記の如き內國稅の增稅に伴ひ、均衡上輸入稅の改正を必要とせしものに外ならず。

政府が右の如く租稅整理案と同時に增收案を第二十四回帝國議會に提出せしは、之を以て戰後經營の財政計畫に應せしめんとするに在りしものなり。蓋し當時に於ては平和克復後既に二箇年を經過して諸般の事務漸く平常の狀態に復するに至り、當に戰後財政の整理に著手すべきの時期に際會せしが、而も戰後財政整理を行ふに就きては先づ將來に亙りて歲出入の均衡を保ち、以て財政の基礎を强固ならしむるは固より最も緊要の事に屬せり。茲を以て政府は明治四十一年度の豫算を編成するに當りて此の點に最も重きを置き、緊急已むを得ざるものの外成るべく經費の節約に努むると共に、既定繼續費に就ても出來得る限りの繰延を行ふこととし、以て歲出の減少に努めしが、而も右の豫算編成當時に於て政府の算定したる所に依れば、明治四十一年度に於ける收支の關係は、既定の歲入は經常臨時を合せて五億三千二百餘萬圓なるに反し既定の歲出は六億三千百餘萬圓に達し、差引九千八百餘萬圓の歲入不足を生すべき狀況に在りたり。然るに當時國庫剩餘金の總額は一億八百萬餘圓に達し、之を以て右の歲入不足に充つるときは其の全部を補塡して尙ほ一千萬圓の餘裕を

存するの計算なりしも、右の歲入不足は單に明治四十一年度一箇年に止まらずして、爾後數箇年に亙りて存續すべき狀勢なりしを以て、若し斯の如き臨時の財源を以て一時を糊塗するときは、翌年度に於て直に財政上の困難に遭遇すべきは最も明かなる所なりき。茲に於て政府は上述の如く歲出の減少を計ると同時に、他方に於て斷然經常歲入の增收を斷行し、以て剩餘金に依賴すべき金額を極力減少するの方法を採ることとしたり。斯くて政府は此の增收計畫として、一方に於ては行政權を以て煙草定價を約三割値上げし、他方に於ては第二十四回帝國議會に前述の如き增稅及新稅法案を提出せしなり。今此の增稅及新稅案の內容を示せば左の如し。尙參考の爲め括弧內に當時現行の稅率竝に稅法整理案審査會の成案を記して、以て增徵の率を明にすべし。

一、酒造稅

第一種　一石に付二十圓（現行稅率及審査會成案十七圓）
第二種　同　上二十五圓（同上二十圓）
第三種　同　上三十圓（同上二十二圓）
第四種　同　上三十五圓（同上二十五圓）
第五種　同　上酒精分一度毎に一圓（同上八十五錢）

二、麥酒稅　一石に付十圓（現行及審査會成案八圓）

三、酒精及酒精含有飮料稅　一石に付酒精分一度毎に一圓（現行及審査會成案八十五錢）とし、課稅最低限一石に付二十一圓（現行及審査會成案十八圓）とす。

四、砂糖消費稅

第一種　百斤に付三　圓（現行及審査會成案二圓）
第二種　同　上五圓五十錢（同上四圓四十錢）
第三種　同　上八圓五十錢（同上六圓五十錢）
第四種　同　上十　圓（同上七圓五十錢）

五、石油消費稅　石油一石に付一圓

政府が增收計畫を樹つるに當りて其の財源を右の如く間接稅に求めたるは、我國に於ける日露戰役前後の直間兩稅負擔の割合竝に歐洲各國に於ける最近租稅制度の傾向等に稽ふると同時に、此等の間接稅は概して負擔の苦痛輕微なるのみならず、其の負擔一般的にして屈伸力に富み、國力の發展と共に稅額增加し、從つて年々增加すべき國費を支辨するに便なりと認めしに因るものなり。而して此の增收計畫に依る收入見込額は、其の初年度に於ては消費減少等の爲め合計千二百餘萬圓に過ぎざるも、以後漸次增加して第六年度に至りて當初の計算通三千萬圓の收入を得べき見込なりき。今其の收入見込額を揭ぐれば左の如し。

種別	明治四十一年度	同四十二年度	同四十三年度	同四十四年度	同四十五年度	同四十六年度
酒稅	七三五、一五四 円	五、一五七、六九七 円	五、五五九、三八三 円	六、六八四、四三八 円	九、一六五、三九三 円	一三、五五四、七七五 円
砂糖消費稅	二、八五九、六九六	二、九五一、五〇七	三、二〇五、四七一	三、七五五、七二五	四、七二九、二五三	四、七二九、二五三
石油消費稅	一、五六三、〇八九	一、五八〇、八五一	一、六三四、一三八	一、七四九、五九四	一、九三三、八六一	一、九五三、八六一
合計	五、一四七、九三九	九、六五〇、〇三五	一〇、三七八、九二	一三、一八九、七五七	一五、八四八、五〇七	三〇、三三七、八八九
鹽草專賣益金	八、八六七、一六〇	七、四〇七、七六〇	八、一八六、七五〇	九、一三一、〇三五	一〇、三六八、三八〇	一〇、三六九、〇三八
總計	一三、〇一五、〇九九	一七、〇九七、八一五	一八、五六五、七四一	二一、三一〇、七九二	二六、二〇六、八八七	三〇、五〇六、九一七

之より曩き上述の如き政府の租稅整理案及增稅案の內容世上に傳へらるゝや、之に對して囂々たる反對論を生じたり。蓋し當時に於て一般に期待せられたる租稅整理は、非常特別稅を廢止すると同時に徹底的に稅制を整理し、以て國民負擔の輕減と公平とを計るに在りたり。然るに政府の發表したる租稅整理案は唯だ稅法細目の整理改正に止まり、稅率の如きは多くは定率と非常特別稅とを合せしものを定率と爲さんとするに過ぎず、且又所謂三大惡稅として非難の聲喧しき織物消費稅、通行稅及鹽專賣等の諸稅を存置するのみならず、更に增稅案として酒稅及砂糖消費稅の增課竝に石油消費稅の新設を計畫せしを以て、曾に稅法整理の結果に期待を失ひし國民は、此の增稅案に依りて一層の不滿を感ずるに至りしものなり。斯くて此の稅制整理案及增稅案に對しては、政友會を除く各政黨は擧つて反對の宣言を爲し、稅制整理案に對しては政友會亦不滿足の意を有したり。租稅整理案及增稅案に對しては此等政黨のみならず實業家も亦結束して反對を唱へ、全國商業會議所は明治四十一年一月其の臨時聯合會を東京に開き、增稅反對の決議を爲して之を當局に建議し、京阪の銀行業者亦其の決議を以て政府の財政計畫に反對の意見を發表し、更に又東京の各實業組合は相聯合して增稅反對の決議を爲し、且全國商工業者三百六十五團體を勸誘して全國實業組合團體聯合大會を東京に開催し、政府の財政計畫竝に租稅整理及增稅案に反對の決議を爲し、商業會議所と相提携して運動を開始する等、其の勢激烈を極めたり。右の中全國商業會議所聯合會の意見は此等反對論の中心を爲すものにして、且能く反對の趣旨を盡せるものなるが故に、參考の爲め左に其の建議書を揭載すべし。

全國商業會議所聯合會の建議書

戰後國政の料理上最も周密なる注意を拂ひ以て最も愼重に畫策するを要する所のものは實に財政の方策なりとす。財政の方策にして其の當を失せんか、啻に政府の施設遂行上少からざる支障を來すべきのみならず、一般國民をして事業經營上直接に間接に多大の困難を感ぜしめ、其の結果自ら遂に國力の發展を阻碍し、國運の進歩を妨害するに至る。吾人深く之を慮る所あり、一昨三十九年十月を以て開會せる全國商業會議所聯合會に於て早く旣に其議を決し、政府及議會に對し英斷以て財政の方針を確立し、一面嚴に事業の前後緩急を計りて歲出を調節し、以て歲計の過大膨脹を抑制し、一面戰時稅徵課の爲に輕重宜しきを失へる各般の稅制を釐革し、以て國民の負擔を均正し、其活動に利し、其發展を害せざらんことを要望したり。而して昨年に至り、政府が稅法整理案の名の下に僅々所得稅、營業稅の二稅に較々見るべきの改正を加へたるの外は、漫然非常特別稅の名を撤して其實を存し、實際に於て殆ど毫も稅制を釐革し財政を調節するの意なきを見るや、昨冬十一月を以て再び臨時聯合會を開き、飽まで其の不可なるを論じて政府の反省を求め、斷然鹽專賣、通行稅、織物消費稅を廢し、營業稅以下各稅に適當なる改正を加へ、其結果として生ずる所の歲入の減少に對しては、宜しく主として不生產的事業を休止若くは繰延べ、以て其歲出額に一大調節を加へんことを要望するの議を公表せり。然るに今回政府が四十一年度豫算として本期議會の協贊を求めんとする所を見るに、啻に毫も見るべきの調節を其歲出の上に加へたるの實なきのみならず、更に其の不調節なる歲出額に對し强ひて歲入額の缺陷を補塡せんが爲に、敢て酒造稅、麥酒稅、酒精含有飮料稅及砂糖消費稅を增課し、又新に石油消費稅を課徵せんとす。何ぞ其擧の不親切にして其計畫の拙劣なる。吾人は斷言す吾人は絕對的に此等の增稅計畫の不當不可なることを確認する者なることを。一言以て之を掩はんか、消費稅は間接に消費者之を負擔し、直接に當業者に苦痛を加ふるものにあらずとして、漫然輕々に指を此等の稅源に染むるが如きは國家の財政方策上最も忌むべき所にして、國家經濟の保全上亦最も恐るべき所なり。夫れ一波動きて萬波之に隨ふは經濟社會の常態なり。濫に消費稅を重課して一時の增收を計るや、爲に自ら經濟社會の秩序を攪亂し、物價の騰貴、勞銀の上昇、生產費の增高、生計費の緊張、利益の減少、消費高の減縮、生產高の減退、輸出の減少、輸入の增加、正貨の逆流等內に外に變多の不利事情を惹起し、彼此相待ち相重りて以て經濟社會の圓滿活動を傷害し、遂に之を驅りて言ふべからざるの慘狀に呻吟せしむるに至らんとす。卽ち財政の經綸上深く愼み堅く戒むべきは實に消費稅の濫徵なり。若し夫れ大敵と戰を交へ國家の存亡に關する急要あるの秋に際し、他に賴るべきの財源なく眞に已むなきの財政狀態に迫られ、策の此に出るが如き場合に在りては、吾人或は萬般の不利事情を忍び淚を呑みて之を甘受せんとするも、今日の如き方に專ら戰後財政の整理を急要とする時に於て、須らく調節すべき歲出を調節せず僅々約五百萬圓の歲入缺陷を補塡せんが爲に、强ひて濫に此種の財政計畫を實行せんとするに至りては、苟も誠意國家の健全安康を計る者豈に誰か之を是とし之を贊せん。

今熟ら四十一年度の豫算を査閱するに、其歲出總額は實に六億一千五百九十五萬八千餘圓の巨額に上れり。借問す、此の巨額なる歲出額中に於て僅々五百萬圓の金額を節約し、若くは之が支出を繰延ぶること能はざる乎。又政府の明示する所に據れば、剩餘金として四十二年度に於て繰入れ得べしとするもの約三千三百萬圓ありと。借問す、政府は何の故に之を以て四十一年度に於ける歲出缺陷の補塡に充用するを得ざる乎。此を見彼を思へば吾人は實に政府眞意の在る所を知るに苦む者なり。要するに吾人をして忌憚なく之を言はしめば、政府は豫算編成上誠意を缺き、姑息手段に依りて國家財政上一時を糊塗せんとするに外ならざるなり。而して政府にして斯の如き手段を以て國民に臨むや、國民は之に對して決して默々たるを得ざるなり。抑々我歲計をして斯の如く膨大ならしめ、我財政をして斯の如き窮狀を呈せしむるに至れるの主因果して何の處にかある。他なし、政府が戰後經濟の要道を辨ぜずして、一意國防軍備の完成を計るを事とするが爲めなり。夫れ國防軍備の完成の必要なるは吾人能く之を知る。而かも吾人は能く之を知ると同時に、他の一面に於て我經濟實力の充足を計るの急要なるを認むる者なり。卽ち交通運輸の便を擴充し殖產興業の利を大成するに必要なる政費は、縱ひ暫く國防軍備の一部の擴充を後にするも、必ず之が支辨の途を講ずべきものたるを確信する者なり。然るに政府は漫然口に國力充實の必要を說きながら、其實に於て殆ど全く他を措て唯一に國防軍備の完成に汲々たるの結果生產的政費額と不生產的政費額との間に非常なる不權衡を實現し、爲に我財政をして歪畸不健全なるものたら

しめたり。是れ吾人の最も遺憾とする所なるのみならず、國家の前途を思ひて眞に痛憂措く能はざる所なり。是に於てか吾人は特に三たび臨時聯合會を開き、此に明に此財政方策を絕對的に不可とするの議を決し、以て飽まで政府に反省を求め、又更に議會に訴へ極力之が是非の判斷を請はんとす。

今吾人の要望する所を約言すれば、斷じて此種の財政計畫を撤廢すると同時に、鹽專賣、通行稅、織物消費稅を全廢し、尙營業稅以下諸稅に適當なる改正を加へ、以て不統一不均衡なる現行稅制を釐革し、而して一方に於ては斷々乎として十分の調節を歲出豫算の上に加へ、國防軍備の一面に資力の大部分を偏注して却て國本の培養國力の充實を計るの策を忽にすることなく、所謂積極的方針の正義に則り生產的政費と不生產的政費との間に適度の均衡を保持せしめ、以て歲計總額に於て少くも五千萬圓以上を節減して、歲計豫算の過大なる膨脹を抑制せんとす。

嗚呼我歲計は、政府が昨春の議會に向ひて協贊を求めたる無謀杜撰なる財政方策に依り今や旣に膨大に失せり。而して漫然此惰力の爲す所に放任して今後の歲計を構成せんか、歲出は益增大するに反して歲入は倍々缺陷を來し、之を補塡せんとして增稅に次ぐに增稅を以てし、募債に重ぬるに募債を以てし、因は果となり相應じ相踵ぎて停止する所を知らざるに至り、遂に全く財政整理の機を逸し國步艱難の度をして益大ならしめんとす。豈に寒心すべきの至りならずや。是れ吾人が今日に於て朝野心力を一にし、區々たる事情を排し多少の困難を忍びて我歲計の適順是正に努め、財政の整理を遂行して國家の安康を永遠に保全せんことを期する所以なり。然り而して吾人が我財政稅制に關し斯の如く敢て屢〻倪々謂々の言を爲すは、是れ決して商業會議所の本分として獨り商工業者の利害上よりするのみにあらず、國家經濟の大局に鑑み、國家全體の休戚に就き、至誠の情實に忍びざるものあればなり。切に望むらくは事に國政料理の任に當る者深く吾人の苦衷を諒とし、以て我財政の整理に努められんことを。

右聯合會の決議に依り建議候也。

租稅整理案及增稅案は衆議院に於ては一括して同一の特別委員會に附託せられしが、委員會に於ては、增稅案は租稅整理案と其の性質を異にするのみならず、最も急を要するものなるが故に、特に之に關する六法案のみに限り先づ審査を遂げたる上總て原案を可決し、之を本會議に報告したり。此の增稅案に對しては委員會竝に本會議共に頗る異論を生じ、反對者は主として(一)四十一年度に於ける歲入不足は僅々五百萬圓に過ぎず、而も四十二年度に繰越し得べき剩餘金三千三百萬圓を存する以上、右の歲入不足は之を以て補塡し得べく、少くとも本年度に於て增稅を行ふ必要なし(二)將來此の增稅に依りて得らるべき收入は、主として軍備擴張費を繰延ぶることに依りて充分之を捻出し得べし(三)經濟界不振の今日に於て、增稅は經濟界に混亂を生せしむるのみならず、國民は到底此以上の負擔に堪ふる能はず、等の理由を以て增稅案に反對したりしが、議會の多數は增稅を以て戰後經營上財政の基礎を强固にする爲には、洵に已むを得ざるものなりとして之に贊成したり。斯くて增稅案は衆議院を通過し、尋いで貴族院に於ても多少の反對論ありしも、多數を以て之を可決したり。

次に租稅整理案に屬する二十四案の中、沖繩縣及東京府小笠原島伊豆七島に於ける酒造稅に關する法律案、沖繩縣酒類出港稅則中改正法律案、酒母、醪及麴取締法中改正法律案、煉乳原料砂糖戾稅法案の四種は直接又は間接に增稅案に關聯するものなるが故に、增稅案の可決せられたる以上之を承認するは當然なりとして、兩院共に異議なく之を可決し、又租稅整理案中地方稅制限に關する法律案は其の實施急を要するものと認め、其の制限率を北海道府縣に在りては、地租百分の六十、營業稅百分の二十五、所得稅百分の十に、市町村に在りては地租百分の四十、營業稅及所得稅共に百分の三十五に改め、且其の他の部分にも多少の修正を加へたる上、之を可決したり。

租稅整理案中上記の五案を除き殘餘の十九案に關しては、衆議院の特別委員會に於ても頗る異論

あり、就中宅地地價修正法案及之に關聯したる地租條例中改正法律案に對しては議論の最も喧しきものありしが、結局委員會は審議の末此等租稅整理案の全部を否決することに決したり。斯くて衆議院本會議に於ける此等租稅整理案の運命も玆に略、決するに至りしが、政府は右の中宅地地價修正法案は多年の宿論に屬せる問題の實行に關するものにして、爾餘の租稅整理案と其の趣を異にするものあるを以て、此等の諸案と其の運命を俱にすることを欲せざりしのみならず、同案に關する委員會に於ける論議の情勢に鑑みるときは、本會議に於て更に可否兩論を生じて紛擾を釀すの虞あるを認めしを以て、本會議に附議せらるるに先ち同法案及之に關聯せる地租條例中改正法律案の兩案を撤回したり。而して其の他の十七案は本會議に上程の上滿場一致を以て否決せられたり。租稅整理案が斯く衆議院に於て否決せらるるに至りし理由は固より一ならずと雖も、就中租稅整理に關する當時一般の輿望が前述の如く戰時激增したる租稅の負擔を輕減せんとするに在りしに拘らず、政府提出の整理案は現在の歲入總額を維持するを以て其の根本方針と爲し、減稅又は廢稅を目的と爲すものにして、其の他租稅整理案に於て租稅負擔の權衡を得しむる爲め、一方に輕減するものあると同時に他方に加重するものありしは一種の增稅なりとの批難亦否決の一理由たりしものと云ふべし。斯くて衆議院は一方に於て增稅法律案に協贊を與へしに拘らず、他方に於ては廢減稅を目的とせざる右整理案は、衆議院當初の希望に副はざる姑息の案なりとして之を排斥するに至りしなり。

以上の如くにして政府提出の諸法案中增稅案及之に關聯せる諸法案のみ議會の協贊を經、夫々左記の如く公布せられたり。其の詳細は次章以下に於て之を記述すべし。而して日露戰後に於ける租稅整理は之を以て其の第一回と爲し、尋いで明治四十三年に於て更に第二回の整理を行はれしものなるが故に、前者を第一次租稅整理と稱し、後者を第二次租稅整理と稱せんとす。

一、砂糖消費稅法中改正法律　明治四十一年二月二十二日　法律第一號
一、酒造稅法中改正法律　同年三月十六日　法律第十八號
一、酒精及酒精含有飲料稅中改正法律　同　上　法律第十九號
一、麥酒稅法中改正法律　同　上　法律第二十號
一、石油消費稅法　同　上　法律第二十一號
一、沖繩縣及東京府小笠原島伊豆七島ニ於ケル酒造稅ニ關スル法律　同年三月二十六日　法律第二十四號
一、沖繩縣酒類出港稅則中改正法律　同　上　法律第二十五號
一、酒母醸及麴取締法中改正法律　同　上　法律第二十六號
一、煉乳原料砂糖戻稅法　同　上　法律第二十七號
一、地方稅制限ニ關スル法律　同年三月三十一日　法律第三十七號
一、關稅定率法輸入稅表中改正法律　同年二月二十八日　法律第四號

斯くて此の第一次租稅整理の結果、非常特別稅法中砂糖消費稅・酒造稅・酒精及酒精含有飲料稅・麥酒稅・沖繩縣酒類出港稅に關する規定は廢止せられたり。

尙ほ租稅整理に關聯して玆に附言するを要するは徵稅方法の改善に就てなり。卽ち政府は明治四十一年度の豫算の編成に當り、旣述の如き增稅計畫に依り歲入の增加を計ると共に、他方に於て別に徵稅方法の改善に依る增收を左の如く計上したり。

所得稅　一、八五八、六〇九圓
營業稅　一、三五六、六九〇圓

相續稅	一二五、三八九圓
酒稅	一、七九九、六〇〇
醬油稅	三六、五七八
砂糖消費稅	二三九、五八六
織物消費稅	二、〇三六、六七三圓
印紙稅	三六二、五一六
合計	七、八〇五、六四一

蓋し曩に非常特別稅法の施行に當りては戰時非常の際なりしを以て、政府は租稅の增徵の爲に特に機關の設備を爲すことなく、事務の簡捷と經費の節約とを計りて、主として既定の吏員をして之に當らしむるの方針を採り、又新稅の施行に關しては徵收·檢查·監督等外部勤務の吏員のみを增加し、內部の事務に就ては從來の吏員をして擔當せしめたるを以て、其の當時に於ても既に從事員の不足を告げ、事務執行の不便を感するの狀態なりき。然るに非常特別稅は永久に繼續せられ、事務の分量·租稅の收入等は倍加することとなりしのみならず、社會の進步に伴ひ徵稅關係亦複雜を極むるに至りしを以て、非常特別稅增徵以前の吏員を以て其の事務を處理せしむることは益困難となり、課稅物件の調查及犯則脫稅の取締に遺憾なき能はず、延いて課稅の脫漏を生じ、負擔の公平を失ふの虞あるに至れり。されば政府は明治四十一年度以降に於ける財政計畫上新に租稅の增徵を必要とするの時に當り、他面に於て徵稅機關の充實を行ひ、以て現行稅法の施行を周到にし、租稅賦課の公平を期すると同時に、租稅收入の增加を計るは最も機宜に適したるものと認め、茲に前揭の如く增收見込額を四十一年度豫算に計上したり。而して之と同時に此の徵稅方法の改善に要する經費と前記增稅の爲に要する經費とを豫算に計上し、議會は異議なく此の提案を可決したり。以上の徵稅方法改善及增稅の爲に要する經費は俸給·廳費·旅費·市町村交付金等合計百二十九萬八千二百三十八圓（內增稅の爲に要する經費二十三萬二千六百四十八圓、徵稅方法改善の爲に要する經費百六萬五千五百九十圓）なりとす。

第五款　第二次租稅整理

上述の如くにして第二十四回帝國議會に提出せられたる第一次租稅整理案の中、十九案は衆議院の否決又は政府の撤回に依りて遂に成立するに至らざりしが、固より租稅整理の事たる當時に於ける最緊要問題の一に屬し、到底荏苒之を放置するを許さざりしを以て、政府は更に引續きて第二次整理案の調查に著手し、以て租稅整理事業を完成せんことを期したり。而して第一次整理案が議會の反對に遭ひしは、前述の如く整理に關する根本方針が議會の期待する所と一致せざりしに由るものなるを以て、引續き第二次租稅整理の調查を行ふに當りては、國民負擔の公平を主眼とすると同時に他方能ふ限りの減稅的整理を行ひ、以て多少にても國民の苦痛を除去せんことを目的としたり。然れども此の方針を徹底せしめ、一時に租稅の全般に亙りて理想的の整理を遂げんとすれば巨額の財源を要し、到底財政の許さざる所なるを以て、政府は財源の許す限りに於て序を逐うて整理の目的を達せんことを圖れり。然るに明治四十三年度以降の財政狀態は、租稅整理の財源として約一千萬圓程度の金額を之に充つるを得るの見込を存せしを以て、政府は此の範圍內に於て減稅的整理を行ふことと爲し、曩に第二十四回帝國議會に提出せし第一次租稅整理案を基礎として更に調查を遂げ、茲に所謂第二次租稅整理案を立案したり。而して第一次整理案に在りては、努めて租稅總額を動かさざる範圍內に於て彼此負擔の衡平を圖らんことを以て整理の方針と爲せし爲め、一方に減稅せしものあると同時に他方に增稅せしものを存せしに反し、此の第二次整理案に於ては整理の方針が前述の如く、國民負擔の衡平を圖ると同時に、亦財政の許す限り國民の全般に亙りて最も苦痛とする所を

除去せんとするに在りしを以て、其の立案に當りては極めて僅少の例外の場合を除くの外、現在の賦課を加重するもの無からんことを期したり。

尙通行稅、織物消費稅及鹽專賣の三者は所謂三大惡稅と稱せられ、其の創設の時以來非難の聲高く之が廢止を唱ふるもの少からず、議會に於ても第二十四回帝國議會以來之が廢止を目的とする法律案は、毎回衆議院議員に依りて提出せらるるの狀況なりしを以て、政府は第二次租稅整理の調査に當り特に其の利害得失に就きて深く研究する所ありしが、其の結果政府は通行稅、織物消費稅及鹽專賣は其の性質世に謂ふが如き惡稅に非ざるのみならず、假に鹽專賣を廢するときは約一千萬圓の歲入の減少を見ることとなり、之が爲め他の最も急務とする租稅整理の財源は全く之を失ふこととなるべく、又織物消費稅を廢するときは約二千萬圓の歲入のみならず、更に歲入に一千萬圓の缺陷を生ずるに至るべく、之れ今日の財政狀態に於ては到底忍ぶ能はざる所にして、且租稅負擔の緩急を慮る所以に非ずと爲し、又通行稅に關しては其の稅額前二者の如く大ならざるも、市內通行に關する課稅の外は之を廢滅するの理由なきものと認めたり。斯くて第二次整理案に於ては通行稅に在りては市內通行稅を全免し、織物消費稅に在りては毛織物と毛織物以外の織物との間に課稅の衡平を得しむると共に、施行方法の改善に依りて徵稅上の缺點を除去し、又鹽專賣に在りては鹽田を整理して鹽價の低減を計り、其の他專賣制度の改善に依りて鹽專賣の缺點を除去する等、主として缺點の改善に止め、所謂三稅は之を維持することと爲したり。

以上の如くにして調査立案せられたる第二次租稅整理案は左記の二十三法律案より成るものにして、政府は明治四十三年一月二十一日第二十六回帝國議會開會の劈頭之を衆議院に提出したり。

一、地租條例中改正法律案
一、宅地地價修正法案
一、耕地整理法中改正法律案
一、災害地地租特別處分法案
一、沖繩縣ニ於ケル舊租免除ニ關スル法律案
一、所得稅法中改正法律案
一、營業稅法中改正法律案
一、相續稅法中改正法律案
一、通行稅法案
一、酒精造石稅徵收猶豫及免除ニ關スル法律案
一、砂糖消費稅法中改正法律案
一、織物消費稅法案
一、賣藥稅法中改正法律案
一、砂金採取地稅法案
一、鑛業法中改正法律案
一、登錄稅法中改正法律案
一、取引所稅法中改正法律案
一、狩獵法中改正法律案
一、印紙稅法中改正法律案
一、民事訴訟用印紙法中改正法律案
一、商事非訟事件印紙法中改正法律案

一、行政訴訟書類印紙貼用廢止ニ關スル法律案
一、明治四十一年法律第三十七號中改正法律案

第二次整理案は前述の如く第一次整理案を基礎として調査立案せしものなるが故に、以上の諸法律案中其の過半は全く第一次案と同一なりと雖も、整理の方針及時期等を異にせるに從ひ、其の內容を異にせるもの亦少からず。其の主要なるものは(一)所得稅法中改正法律案(二)營業稅法中改正法律案(三)通行稅法案(四)砂糖消費稅法中改正法律案(五)明治四十一年法律第三十七號（地方稅制限に關する法律）中改正法律案(六)耕地整理法中改正法律案(七)酒精造石稅徵收猶豫及免除に關する法律案の七種なりとす。此の中前三者は減稅の趣旨を以て第一次案に對して重要なる改訂を加へられしものにして又(四)の法律案は既述の如く第一次整理に於て增稅的整理を行はれしを、今次の整理に於て多少の減稅を行はんとするものなり。又(五)の法律案も第一次整理に於て一應の整理を遂げたるに拘らず再度の整理を行はんとするものなりと雖も、右は主として地租條例·所得稅法及營業稅法の各改正法律案の提出に伴ひ附隨的の改正を行はんとするに過ぎざるものなり。更に又最後の(六)及(七)の兩者は今次の整理案に於て新に提案せられしものなるが、其の中前者は地租條例中改正法律案の提出に伴ふものにして、後者は臺灣產酒精と權衡を保たしめんが爲に、新に酒精造石稅に徵收猶豫の制度を設けんとするに過ぎざるものなり。第二次整理案に屬する法律案の內容及第一次案との差異等に關する詳細は、之を次章以下夫々關係の節に於て說述すべしと雖も、今其の大綱竝に第一次案との異同を揭ぐれば左の如し。

第一　地　租（總て第一次案と同一）

一　宅地の地價を修正して地租定率を地價百分の二箇半とす。
二　宅地以外の地租定率は現行通り地價百分の五箇半とす。
三　災害又は天候不順に因り收穫皆無に歸したる土地の地租處分の取扱方を統一す。
四　沖繩縣に於ける滯納舊租は之を免除す。

第二　所得稅

一　第一種甲の稅率は現行通り千分の六十二半とす（第一次案千分の七十五）
二　第一種乙の稅率には超過累進率を採用し、且少額所得の稅率を低減するの趣旨を以て、現行最低稅率千分の四十五最高稅率千分の百二十五を改めて、最低千分の十七最高千分の二百とす（第一次案最低千分の十七最高千分の三百）。
三　第二種所得中公債及社債の利子に對する稅率は現行通千分の二十とす（第一次案千分の五十）。
四　第三種所得を勤勞所得及其他の所得の二種に分ち、前者に對しては其の八割、後者に對しては其の全額に課稅す（第一次案に於ては第三種所得を資產所得·勤勞所得·資產勤勞共働所得の三種に分ち、夫々其の全額·七割·八割五分に課稅す）。
五　免稅點を三百圓とす（第一次案四百圓）。
六　第三種所得の階級を增加すると同時に其の稅率に超過累進率を採用し、稅率は現行最低千分の二十最高千分の二百三半を改め、最低千分の十七最高千分の二百六十五とす（第一次案最低千分の十七最高千分の三百）。

第三　營業稅

第一章　總說　第三節　日露戰後の租稅整理

一　營業稅を課すべき營業種目に二三の增減變更を行ふ（第一次案と略ど同一）。
二　營業の種類に依り課稅標準に適當の改正を加ふ（第一次案と略ど同一）。
三　營業の種類に依り課稅標準に對する稅率を適宜按排又は改正し、以て非常特別稅の賦課に因る各營業間の負擔の不衡平を是正す（第一次案に比し稍〻稅率を輕減す）。

第四　相續稅（總て第一次案と同一）。
一　公益事業に對する贈與及遺贈は總て課稅價格より除算す。
二　家督相續の稅率を低減し、現行最低千分の十二最高千分の百三十を改めて、最低千分の十最高千分の百二十五とす。
三　相續再開始の場合に於て相續稅を減免すべき年限を延長し、全免の三年を五年に、半減の五年を七年とす。
四　稅金百圓以上の場合に年賦延納を許す年限を延長し、現行三年以內を五年以內とす。

第五　通行稅
一　市內又は準市內の通行に對しては通行稅を免除す（第一次案往復一錢）。
二　回數乘船車券の分割販賣を禁ず（第一次案に無し）。

第六　酒稅
酒精造石稅に對して相當の擔保を提供するときは三箇月以內其の徵收を猶豫し、右期間內に工業用に供したるときは其の造石稅を免除す（新規提案）。

第七　砂糖消費稅（總て新規提案）。
一　課稅物件を砂糖・糖蜜・糖水の三類に區別す。
二　砂糖の種別現行四種なるを改めて六種と爲すと同時に、各種別間の稅率の等差を少からしめ、其の結果大體に於て稅率を輕減す。
三　砂糖消費稅の取締規定に改正を加ふ。

第八　纖物消費稅
一　毛纖物の稅率を毛纖物以外の纖物と同じく從價一割（現行一割五分）とす（第一次案と同一）。
二　消費稅の納付に就ては引取課稅を原則とし、例外として印紙納付を許す（第一次案は印紙納付の方法を許さず）。

第九　狩獵免許稅
二等及三等の稅率現行三十圓及七圓なるを夫々二十圓及五圓に輕減す（第一次案と同一）。

第十　其の他の國稅
賣藥營業稅・鑛區稅・砂金採取地稅・取引所稅・登錄稅・印紙稅・民事訴訟用印紙・商事非訟事件印紙に對しては、定率と非常特別稅とを合したるものを各其の稅率とし、行政訴訟用印紙の貼用を廢止す（第一次案と同一）。

第十一　地方稅（總て新規提案）
一　地租・所得稅・營業稅の稅率改正に伴ひ左の如く附加稅制限率を改む。
地租附加稅の制限率を宅地と其他の土地とに依り區分し、北海道・府縣に在りては宅地租千分の百三十三、其他の土地の地租千分の二百七十三、營業稅百分の十一、所得稅百分の五

とし、市町村に在りては宅地租千分の八十九、其他の土地の地租千分の百八十二、營業稅百分の十五、所得稅百分の十七とす。

二　沖繩縣・北海道の區及一二級町村に對する地租附加稅の制限率を一般市町村と同一にす。

三　第二種の所得に對しては附加稅を課せざることとす。

今以上の如き第二次整理案に依る歲入增減見込比較表を揭ぐれば左の如し。

種別	明治四十三年度 現行稅額	明治四十三年度 改正稅額	明治四十三年度 比較增減	明治四十四年度 現行稅額	明治四十四年度 改正稅額	明治四十四年度 比較增減
地租	円 —	円 —	円 —	円 八五、三九七、〇八三	円 八五、七六三、四〇七	円 增 三六六、三二四
所得稅	三一、九七七、六七一	二七、五〇一、六四四	減 四、四七六、〇二七	三一、九七七、六七一	二七、五〇一、六四四	減 四、四七六、〇二七
營業稅	—	—	—	二五、三〇三、五〇七	二三、七四三、七〇五	減 一、五五九、八〇二
相續稅	一、八九〇、四四一	一、五二〇、五三六	減 三六九、九〇五	一、八九〇、四四一	一、五二〇、五三六	減 三六九、九〇五
通行稅	二、八五一、〇六九	一、八四三、五八九	減 一、〇〇七、四八〇	二、八五一、〇六九	一、八四三、五八九	減 一、〇〇七、四八〇
酒稅	八七、九八四、三二八	八七、七八一、八五七	減 二〇三、四七一	—	—	—
砂糖消費稅	一七、九四一、八三三	一五、九〇七、一六一	減 二、〇三四、六七二	一七、九四一、八三三	一五、九〇七、一六一	減 二、〇三四、六七二
織物消費稅	一九、七四七、一九〇	一八、七〇五、五一五	減 一、〇四一、六七五	一九、七四七、一九〇	一八、七〇五、五一五	減 一、〇四一、六七五
狩獵免許稅	三二七、七二六	三四一、七二八	增 一四、〇〇二	三二七、七二六	三四一、七二八	增 一四、〇〇二
行政訴訟用印紙	一、九〇一	—	減 一、九〇一	一、九〇一	—	減 一、九〇一
合計	一六二、七二二、一五九	一五三、六〇二、〇三〇	減 九、一二〇、一二九	一八五、四三八、四二一	一七五、三二七、二八五	減 一〇、一一一、一三六

（備考）一、地租及營業稅に就ては改正法律は明治四十四年一月より施行するものとす。
二、酒稅に就ては改正法律に依る歲入減は明治四十三年度に限り生ずるものとす。

右表に依て明かなる如く今次の整理に於て減稅の最も大なるものは所得稅にして、第一次案に於ては百三十六萬圓の減額なりしに對し本案に於ては四百四十七萬圓の減額となり、之に次ぎては砂糖消費稅の二百三萬圓・營業稅の百五十五萬圓・通行稅の百三萬圓等の減額を其の最も主要なるものと爲し、其の他の諸稅に於ては第一次案との間に大なる差異なきも、財源の關係の相異等に依り多少の減額を生じ、結局に於て第一次整理案に依る整理減總額二百十三萬餘圓なりしに對し、本案に依る減額は四十三年度に於て九百十二萬餘圓、四十四年度以降に於て千十一萬餘圓に達するの計算となれり。

第二次租稅整理案は以上述ぶるが如く、其の減稅の範圍は所得稅を主として營業稅・通行稅・砂糖消費稅・織物消費稅等に止まり、地租に關しては毫も之に觸るる所なかりき。蓋し政府も地租輕減の必要は之を認めざるに非ざりしと雖も、假に地租の中田畑のみの租率を五厘減ずるも、尙且つ六百三十二萬圓の歲入減少を來し、到底其の他の租稅に對して必要なる輕減を加ふる餘地なきに至るべきを以て、地租の輕減は之を他日に讓ることと爲し、本次の整理に於ては先づ各種の階級及職業を通じて國民多數の負擔に關係ある所得稅の輕減を以て第一と爲し、之に次いで營業稅・通行稅等の諸稅に及ぼせしなり。然るに地租は既述の如く日淸・日露の兩役に際して數次の增徵行はれ、其の負擔固より輕からざるものありしが故に、之を低減して國民の大多數を占むる農民の負擔を輕減し、以て民力の休養を圖るべしとの說は從來世上の一部に唱へられし所なるが、會〻明治四十一・二の兩年は米穀豐穰にして米價大に下落し、農業者の收益甚しく減少したりしを以て、之を機として地租輕減論盛に起り世論亦之に傾けるものの如くなりき。玆を以て前記の第二次租稅整理案が議會に提出せらるるに

先ち、其の內容の世上に傳へらるるや、之に對して異論盛に生じ、地租輕減論忽ちにして沸騰したり。議會に於ける政黨各派亦概ね政府の減稅方針を難じ、政府は此の整理案に依りて國民負擔に輕重なからしめんことを期せりと稱するにも拘らず、商工業者等の負擔輕減にのみ專らにして、農業者に對する負擔の輕減を計らざるは、決して整理の緩急を得たるものに非ずと爲し、等しく地租輕減の必要を唱へたり。而して當時此の地租輕減の問題と最も密接なる關係を存せしは、官吏增俸問題なりとす。抑、當時の俸給令は二十年以前の制定に係り、爾來物價の騰貴又は貨幣法の改正等の爲め官吏の俸給は一般の經濟狀態に伴はず、其の增俸の已むべからざるは夙に一般に認めらるる所なりしと雖も、國費多端の爲め未だ之が實行を見るの機會に達せざりしものなるが、明治四十三年度豫算編成の時に至り、幸にして經常歲入の增加するものを多く生せしを以て、政府は其の大部分を以て右の如く第二次租稅整理の財源に供すると共に、其の一部を官吏の增俸に充て、以て多年の問題を解決せんとしたり。而も單純なる增俸は到底財政の許さざる所なるを以て、更に進んで行政整理を斷行し、之を以て增俸額の大部分に充つるの計畫を定めたり。卽ち其の增俸計畫は行政整理に依りて約六百萬圓を節約し、更に一般會計及特別會計より約九百萬圓の財源を得、合計一千五百萬圓を以て、文武官吏の俸給及下士卒の給與に對し約三割の增給を行はんとするものにして、政府は之を明治四十三年度豫算案中に計上して第二十六回帝國議會に提出したり。以上の如くにして第二十六議會に於ける官吏增俸問題は租稅整理問題と密接なる關係を有することとなり、若し政府の官吏增俸計畫の全部を容認すれば、地租の輕減は到底之を行ふの餘地なきの狀況に在りたり。斯くて地租輕減を主張する者は此の點に關して政府の計畫を非難し、地租の如き國民多數の利害に關係あるものも、財源缺乏の理由を以て其の輕減を全く度外に置き乍ら、獨り官吏の俸給のみ一躍三割を增加せんとするが如きは、緩急其の宜しきを得たるものに非ずと爲し、或は地租の租率を一分輕減すると共に官吏增俸は一割五分に止むべしと爲し、或は地租を一分輕減すると共に下士卒若くは下級官吏の增俸のみを認むべしと唱へたり。斯くて田畑地租一分輕減及官吏增俸大削減は、衆議院に於て免るべからざる形勢に立至れり。茲に於て政府は租稅整理案及豫算案が衆議院の委員會に附託審議中、衆議院に於て絕對多數を占めたる立憲政友會と協議を遂げたる末、遂に田畑地租の減率は八厘とし、官吏增俸は約二割五分に止むることに協調成立したり。斯くて政府は地租八厘減の財源の大部分を他に求むるの必要を生じたるを以て、租稅整理案中最も減額大にして且世上種々の異論を存する所得稅の輕減を中止することと爲し、再調査の必要を名として、衆議院委員會の審査中所得稅法中改正法律案を撤回したり。

租稅整理案は先づ衆議院に於て四箇の特別委員會に分割附議せられしが、此等の中地租條例中改正法律案に關しては、前述協調案の如く田畑租率八厘輕減のことに修正せられ、又通行稅法案中市內通行稅免除の件は、地租八厘減の財源の一部に供する爲め削除せられ、其の他の各法律案も亦多少の修正を加へられたり。而して本會議に於ては總て此の特別委員會の修正通り可決したり。今衆議院の修正中主要なるものを擧ぐれば左の如し。

（一）地租條例中改正法律案に於て田畑の租率百分の五箇半を百分の四箇七と改め、之に依りて約九百八十萬圓を輕減せんとしたること。

（二）營業稅法中改正法律案に於て課稅標準及稅率に大修正を加へ、之に依り原案よりも更に約五

十萬圓の減額を增加せんとしたること。

（三）通行稅法案に於て市內通行に對する免稅を廢止し、之に依りて約百萬圓の財源を復活せしめんとしたること。

（四）印紙稅法中改正法律案に於て新に金高一圓未滿の物品切手に對する印紙稅を免稅としたること。

（五）狩獵法中改正法律案に於て狩獵免許稅率に修正を加へ、一等を三十圓に、二等を十五圓に、三等を四圓に輕減したること。

（六）地方稅制限に關する法律中改正法律案に於て、附加稅制限率に改正を加へ、北海道府縣に在りては宅地租百分の十三、其他の土地の地租百分の二十七、所得稅百分の四、市町村に在りては宅地租百分の九、田畑地租百分の二十一、其他の土地の地租百分の十八、所得稅百分の十五と爲したること。

貴族院は衆議院送付の各案に就き審議の結果、災害地地租特別處分法案を否決し、宅地地價修正法案に多少の修正を加へたるの外は、總て衆議院の決議を異議なく是認したるを以て、玆に政府提出の租稅整理案二十三案中災害地地租特別處分法案及所得稅法中改正法律案の二案を除くの外は、總て帝國議會の協贊を得、左記の通り公布施行せらるるに至れり。

一、	地租條例中改正法律	明治四十三年三月二十五日	法律第二號
一、	宅地地價修正法	同	法律第三號
一、	相續稅法中改正法律	同	法律第四號
一、	通行稅法	同	法律第五號
一、	酒精造石稅徵收猶豫及免除ニ關スル法律	同	法律第六號
一、	織物消費稅法	同	法律第七號
一、	賣藥稅法中改正法律	同	法律第八號
一、	砂鑛區稅法（原案は砂金採取地稅法）	同	法律第九號
一、	鑛業法中改正法律	同	法律第十號
一、	登錄稅法中改正法律	同	法律第十一號
一、	取引所稅法中改正法律	同	法律第十二號
一、	狩獵法中改正法律	同	法律第十三號
一、	印紙稅法中改正法律	同	法律第十四號
一、	民事訴訟用印紙法中改正法律	同	法律第十五號
一、	商事非訟事件印紙法中改正法律	同	法律第十六號
一、	行政訴訟書類印紙貼用廢止ニ關スル法律	同	法律第十七號
一、	沖繩縣ニ於ケル舊租免除ニ關スル法律	同年三月二十六日	法律第二十五號
一、	明治四十一年法律第三十七號（地方稅制限ニ關スル法律）中改正法律	同年三月二十八日	法律第二十七號
一、	砂糖消費稅法中改正法律	同　年四月一日	法律第三十三號
一、	耕地整理法中改正法律	同　年四月六日	法律第四十四號
一、	營業稅法中改正法律	同	法律第四十五號

以上諸法律の內容は之を次章以下に於て說明すべきも、今之に依りて明治四十三年度及四十四年度以降に於て生ずべき歲入增減見込額の比較を示せば左表の如し。

種別	明治四十三年度			明治四十四年度		
	現行稅額	改正稅額	比較增減	現行稅額	改正稅額	比較增減
地租	八五、三九七、〇八〇 円	七七、五八〇、五二九 円	減 七、八一六、五五一 円	八五、三九七、〇八〇 円	七五、五七一、二八九 円	減 九、八二五、七九一 円
所得稅	三一、九七七、六七一	三一、九七七、六七一	—	三一、九七七、六七一	三一、九七七、六七一	—
營業稅	—	—	—	二五、三〇三、五〇七	二三、二四〇、二九三	減 二、〇六三、二一四
相續稅	一、八九〇、四四一	一、五三〇、五三六	減 三五九、九〇五	一、八九〇、四四一	一、五三〇、五三六	減 三五九、九〇五
通行稅	二、八五一、〇六九	二、八五一、〇六九	—	二、八五一、〇六九	二、八五一、〇六九	—
酒稅	八七、九八四、三八〇	八七、七八一、八五七	減 三〇三、四七三	八七、九八四、三八〇	八七、七八一、八五七	減 二、〇三四、六七三
砂糖消費稅	一七、九四一、八三三	一五、九〇七、一六一	減 二、〇三四、六七二	一七、九四一、八三三	一五、九〇七、一六一	減 二、〇三四、六七二
織物消費稅	一九、七四七、一九〇	一八、七〇五、五一五	減 一、〇四一、六七五	一九、七四七、一九〇	一八、七〇五、五一五	減 一、〇四一、六七五
狩獵免許稅	三七、七二六	三四一、七二八	增 一四、〇〇二	三七、七二六	三四一、七二八	增 一四、〇〇二
行政訴訟用印紙	一、九〇一	—	減 一、九〇一	一、九〇一	—	減 一、九〇一
合計	二四八、二九三、三九九	二三六、六六六、〇五六	減 一二、四五三、一八三	一八五、四三八、四一八	一七〇、一二五、二六二	減 二五、三三三、一五六

是に依て之を觀れば、第二次租稅整理に依る歲入の減少額は明治四十三年度に於て千百四十五萬三千百八十三圓、四十四年度に於て千百五十六圓にして、最初政府の提案に比し更に四十三年度に於て二百三十三萬三千五百三十四圓、四十四年度以降に於て五百二十一萬二千二十圓の差增を見ることとなれり。

第二次租稅整理の餘波とも稱すべきは、整第二十七回帝國議會に於て行はれたる諸租稅法規の改正なり。今其の最も主要なるものを擧ぐれば、租稅滯納者に對して延滯金を徵收するを得るの途を開きて滯納矯正の一端と爲し、又市町村の徵收する地租に對して徵收費用として其の千分の七に相當する金額を交付することとし、其の他八丈島地租の物品納を廢して金納と爲し、砂糖消費稅中白下糖に對する稅率を低減せし等の諸點とす。

以上述べたるが如くにして、非常特別稅徵收以來久しく朝野の問題たりし租稅整理は、第一第二兩次の整理に依りて大體結了を告ぐるに至り、之と同時に各種租稅に對する非常特別稅は廢止せられ非常特別稅法中には唯所得稅に關する規定を殘存するのみとなれり。

第四節　大正初期の租稅整理

第一款　臨時制度整理局の稅制整理案

日露戰後財政整理の一大要綱たる稅制整理の事業は、前節に於て述べたる如くにして明治四十一年度（第一次整理）及同四十三年度（第二次整理）の兩次の整理に於ては專ら歲出入の均衡を保ち財政の基礎を鞏固ならしむる必要より、酒稅及砂糖消費稅を增徵し石油消費稅を新設する等、歲入の增收を得るを主眼としたるを以て、整理は此等增收に關係ある租稅以外に及ばず、第二次整理に於ては地租に就ては宅地地價を修正し田畑の租率を輕減し、相續稅、砂糖消費稅、織物消費稅及狩獵免許稅に就ては、其の稅率の改正に依りて負擔の權衡を計ると共に多少之を輕減したりと雖も、營業稅に就ては各業に亙り略ぼ均一の割合を以て稅率を低下せるのみにて、負擔の不公平を矯正することを得ず、殊に租稅體系の中樞にして國民一般の負擔に關係ある所得稅に就ては、歲計の都合上全く其の整理を見るに至らず、若夫れ其の他の諸稅に至りては、單に定率

と非常特別稅の增率とを合したるものを以て改正稅率と爲したる外は、法文の整理を行ひしに止まれるを以て、單り戰時匆卒の際施行せられたる非常特別稅の缺點を除く能はざるのみならず、戰後に發生したる經濟上の變遷に應ずる能はざるの慮を存したり。斯くて右稅制整理の結果は未だ必ずしも一般世論の滿足を買ふを得ずして、之に對し種々の異論又は攻擊を生じたり。是を以て政府は廣く行政及財政の制度を整理すると共に、更に稅制の整理を行ふの目的を以て、明治四十四年十二月九日內閣に臨時制度整理局を設置し（勅令第二百八十三號）、內閣總理大臣を總裁とし、委員及幹事等の職員を任命して之が調査を行はしむることとなれり。

臨時制度整理局は內閣及大藏省の官吏より任命せる委員中より稅制特別調査委員を命じ、特に稅制整理の調査に當らしむることと爲せしを以て、特別委員は其の調査方針を左の如く定め、此の方針に基き其の調査に從事したり。

第一　調査の目的

（一）　租稅の負擔に偏重偏輕あるものは權衡を得せしむ。

（二）　課稅の爲又は稅率高き爲產業の發達を阻害するものは、課稅を廢止し又は稅率を低減す。

（三）　財源として適當なるも賦課徵收の方法適當ならざるものは之を改正す。

（四）　徵收制度の改善方法を調査す。

（五）　國稅の賦課物件中地方稅の財源に移すを相當とするものは之を調査す。

（六）　新財源を調査す。

（イ）　新稅として適當なるものを調査す。

（ロ）　租稅以外の收入と雖も增收の財源となるべきものは之を調査す。

（七）　稅制整理に因り生ずべき歲入の減額は之を豫定すること能はざるは勿論なるも、凡そ左の場合に應じ得べき各種の案を立つるものとす。

（イ）　租稅收入一千萬圓を減ずべき場合

（ロ）　租稅收入二千萬圓を減ずべき場合

（ハ）　租稅收入三千萬圓を減ずべき場合

第二　調査の範圍

（一）　先づ內國稅に就て調査し、追て地方稅に及ぶ。

（二）　內國稅の調査に伴ひ專賣關稅其の他の諸收入に就ても調査す。

第三　調査の順序

（一）　大藏省に於て下調査を爲す。

（二）　稅制特別調査委員に於て前號の下調査に依り整理綱要を調査し、歲入增減を計算して法案を起草す。

稅制整理のことたる其の關係する所頗る廣汎なるが故に、特別委員は各種の方面に亙りて廣く資料を蒐め利害得失を研究するの必要を認め、或は稅務行政の當局者に命じて、現行稅制施行の實際の狀況に照して稅制整理に關する意見を提出せしめ、或は諸外國の租稅制度を攻究して之を我國の制度と比較稽查し、其の他地方官、公私の團體又は當業者より稅制整理に關し提出せる建議陳情の類は悉く之を調査の參考に供し、取捨必ず其の理由を明白ならしめんことを期したり。

本次の稅制整理に於ける根本方針は固より減稅的整理の遂行に在りしと雖も、而も現行稅制の組織を根本より改革して理想的の租稅體系を創設するが如きは固より其の本旨に非ず。要は卽ち現行稅制の根本組織を搖撼せしめざる程度に於て、各種租稅の偏重偏輕を矯正すると同時に國民の負擔を輕減せんとするに在りたり。然れども稅制の整理に依り生ずべき歲入の缺陷には歲計上自から制限ありて、現行の各種租稅に對しても理想的の整理を許さざるを以て、若し理想的の整理を爲さんとせば、他に新なる財源を發見して歲入補塡に充當せざるべからず。故に今次の調査に於ては特別委員は一方に於て現行各種租稅にして整理を要すと認むるものに就き周到なる調査を遂ぐると同時に、他方に於て新稅として適當なるもの其の他新なる財源に就き細密なる調査を試みたり。而も現行各種租稅の整理は、新稅の創設に依りて歲入缺陷の補塡を要する程度に之を止むべきやは、大に考究を要すべき問題なりしの創設に依り歲入缺陷の補塡を要せざる程度に之を止むべきやは、大に考究を要すべき問題なりしが、此の問題に就ては特別委員に於て愼重討議の結果、新稅は假令他の租稅に代り又は之を減ずるの意義を以て之を課するも、國民をして新規の負擔を加へし如き感を抱かしむるのみならず、官民の其の施行に慣るる迄には幾多の歲月を要し、性質上善良の租稅と雖も施行當初に於ては多大の困難ありて、豫期の目的を達する能はざるものなるを以て、稅制整理に因りて生ずべき歲入の缺陷を補塡するの目的を以て新稅を創設するは、決して策の得たるものに非ず。若し新稅として適當なるものありとせば、寧ろ之を他日の財源に保留し、今回は新稅に依り歲入の補塡を要せざる程度に於て稅制の整理を行ふを以て、最も穩健にして且效果あるものと認めたり。

尙稅制整理に依り歲計上幾何の歲入減額を許すべきやは、一般行政の整理及財政の計畫に俟たざるべからざるを以て、稅制整理案は歲入の增減に屆伸あることを得るものたらざるべからずと爲し特別委員は其の調査に當りては課稅方法の適否及稅率の權衡に重きを置き、負擔の輕重は自由に之を增減することを得るものと爲したり。

以上の如き方針に依り特別委員は現行各種租稅に就き調査研究を重ねたる末整理案を立て、大正元年十二月に至り之を臨時制度整理局總裁に報告したり。本整理案に依れば施行初年度に於て六百萬圓、平年度に於て千二百萬圓の歲入を減ずると同時に、徵稅方法の改正に依り六十萬圓の歲出を減ずるの計算なりと雖も、前述の如く本案を骨子として適當に之を按排するときは、其の歲入增減は自由に之を伸縮することを得るものとす。今本整理案の要綱を揭ぐれば左の如し。

第一　緖言

一　本整理案は租稅收入を減ずること最も少くして稍、整理の實を擧げ得べしと信ずるものを選びたるものとす。故に一般の行政整理又は財政計畫の結果に因り、稅制整理の範圍又は程度を變更するを要する場合に於ては、本整理案を骨子として增減することを得べし。

二　本整理案は稅制の根本的改革を避け、現行稅制の組織の下に租稅負擔の偏輕偏重を矯正するを目的とし、權衡上已むを得ざるものの外は稅率を高め又は新に課稅することを爲さず大體に於て所謂減稅的整理の趣旨に副はしめんことを期したり。

三　國稅の整理に伴ひ地方稅の整理を要するものあるも、之を追次の調査に讓りたり。

四　酒稅の整理に就ては現行酒稅に關する諸法規を統一して酒稅法を制定すると同時に、現行の造石課稅を廢して庫出課稅と爲すを以て最も適當なりと認め、之に關し調査立案を遂げ

たるも、現下の財政狀態に於ける實行上の困難に顧み、本整理案中に包含せしむることは姑く之を見合せたり。

五　土地の收穫皆無となりたる場合に於て租稅上の救濟方法を統一するの必要を認むるも、其の利害の關係する所大なるを以て、別に愼重調査することと爲したり。

第二　所得稅

一　大體に於て負擔を輕減し賦課を公平ならしむる方針を以て整理すること。

二　第一種法人所得に關しては左の如き改正を行ふこと。

甲　合名會社及合資會社

小所得に對する稅率を低め大所得に對する稅率を高むると同時に、超過累進率を採用することとし、現行稅率最低千分の四十五最高千分の百二十五を改めて、最低千分の三十最高千分の二百二十とす。

乙　株式會社・株式合資會社及其の他の法人

（イ）現行稅率千分の六十二半を千分の六十とすること。

（ロ）株式會社又は株式合資會社にして、株主又は社員の數二十人以下を以て組織するもの、又は拂込株金額及現實出資金額の二分の一以上が同一人又は同一親族の拂込又は出資に係るものなるときは、甲種法人類似のものと看做して甲の稅率を適用すること。

三　第二種所得を甲乙二種に分ち左の如く爲すこと。

甲　公債社債の利子・銀行定期預金の利子

（イ）公債社債の利子の稅率は現行通千分の二十の稅金を課す。

（ロ）銀行定期預金の利子に對し新に千分の二十の稅金を課す。

乙　株式會社又は株式合資會社の一年千圓以上の配當金所得に對しては、之を六階級に區分して千分の十乃至千分の百二十の累進稅率を課す。

四　第三種個人所得に關しては左の如く改むること。

（イ）所得階級を增加すると同時に超過累進稅率を採用し、稅率は現行最低千分の二十最高千分の二百三半を改め、最低千分の十八最高千分の二百五十とす。

（ロ）第三種所得を有する者自己所有の家宅に居住するときは、其の賃貸價格を所得に加算す。

（ハ）勤勞所得に對しては其の二割を控除したるものに對して課稅す。

（ニ）免稅點の現行三百圓を改め四百圓とす。

五　營利を目的とせざる法人の所得に課稅せざる旨の現行規定を改め、公共團體・神社・寺院・祠宇・佛堂及民法第三十四條に依り設立したる公益法人には課稅せざることと爲し、從て相互保險會社及會員組織の取引所には課稅すること。

六　勅令を以て指定したる重要物產の製造業を營む者には、開業の翌年より三年間課稅を免除すること。

七　所得調査委員選舉の手續を改善すること。